

令和3年度経済産業省・環境省委託事業

**令和3年度  
国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度  
の実施委託費（J-クレジット制度運営等業務）  
報告書**

---

令和4年3月31日

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

## 目次

1. 事業目的 .....	1
2. Jークレジット制度における委員会の支援 .....	2
2.1 運営委員会の開催 .....	2
2.1.1 運営委員会の開催概要 .....	2
2.1.2 制度文書・方法論改定の概要 .....	13
2.1.3 検討事項の概要 .....	28
2.2 認証委員会の開催 .....	31
2.2.1 認証委員会の開催概要 .....	31
2.2.2 プロジェクト登録等の状況 .....	53
3. クレジット創出のためのプロジェクト計画書作成支援、モニタリング報告書作成支援 .....	57
3.1 支援方法・支援実績 .....	57
3.1.1 プロジェクト計画書作成支援 .....	57
3.1.2 モニタリング報告書作成支援 .....	60
3.1.3 支援実績 .....	61
3.1.4 課題と対応策 .....	66
3.2 作成支援ツール類を用いた支援の検討 .....	69
4. プロジェクト実施円滑化のための審査費用支援 .....	70
4.1 支援方法・支援実績 .....	70
4.2 課題と対応策 .....	78
5. 方法論策定支援 .....	79
5.1 窓口の設営 .....	79
5.2 新規方法論策定支援 .....	79
5.3 既存方法論の改定支援 .....	80
6. Jークレジット制度登録簿システムの運用・管理支援 .....	81
6.1 窓口の設置 .....	81
7. Jークレジット制度ウェブサイトの管理・運営 .....	85
7.1 ウェブサイトの運用 .....	85
7.2 認証委員会・運営委員会の開催に関する制度ホームページの運用 .....	85
8. クレジット売買支援 .....	87
8.1 マッチング促進 .....	87
8.2 政府保有クレジット等の販売 .....	88

8.3	Jークレジット・プロバイダー等の紹介	89
<b>9.</b>	<b>地域版クレジット制度支援</b>	<b>92</b>
<b>10.</b>	<b>Jークレジット制度に関する窓口の設営</b>	<b>93</b>
10.1	問い合わせ・申請窓口	93
10.2	申請受付実績	94
10.3	二重登録・認証の防止措置	95
10.4	森林管理プロジェクトにおける永続性担保の確認	97
10.5	打合せの開催	99
<b>11.</b>	<b>関係者との連絡体制の構築と情報共有の実施</b>	<b>100</b>
<b>12.</b>	<b>Jークレジット制度の普及促進</b>	<b>101</b>
12.1	全国における説明会	101
12.2	パンフレットの作成と配布	102
<b>13.</b>	<b>Jークレジット制度の活性化及び運営効率化に資する調査研究</b>	<b>104</b>
13.1	Jークレジット制度の活性化に係る調査	104
13.1.1	CORSIA 申請の経緯	104
13.1.2	CORSIA 申請概要	104
13.1.3	申請範囲（方法論）の検討	105
13.2	制度簡素化に関する調査	105
13.2.1	ポジティブリストに関する調査	105
13.2.2	登録簿システムの電子化に関する調査	119
13.2.3	パワーコンディショナーの校正に関する調査	120

## 1. 事業目的

J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO2 の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度である。本業務は、平成 25 年度より開始した J-クレジット制度の運営を行うとともに、J-クレジット制度の普及促進を行うものである。



## 2. J-クレジット制度における委員会の支援

### 2.1 運営委員会の開催

#### 2.1.1 運営委員会の開催概要

##### (1) 運営委員会の概要及び委員構成

J-クレジット制度運営委員会は、本制度の制度管理者により設置され、以下の役割を担っている。また、運営委員会の委員は、表 2-1 に示す 12 名で構成した。

- |                            |
|----------------------------|
| ① 基本文書の決定及び改廃に関する審議        |
| ② 小委員会の設置                  |
| ③ 制度管理者への制度変更に関する意見の提出     |
| ④ 認証委員会からの意見への対応案の審議       |
| ⑤ 地域版 J-クレジット制度の承認に関する審議   |
| ⑥ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議 |

出所) J-クレジット制度実施要綱

制度事務局は、以下の有識者に対し委員の委嘱手続きを行い、委員として運営委員会に出席いただいた。

表 2-1 運営委員会委員

	氏名	所属
委員長	山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事長・研究所長
副委員長	二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 研究主幹
委員	大塚 直	早稲田大学法学学術院 教授
	後藤 麻里	日本商工会議所産業政策第二部 主任調査役
	須藤 重人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門気候変動緩和策研究領域 緩和技術体系化グループ長
	須永 逸人	一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部 上席主幹
	新美 育文	明治大学 名誉教授
	西尾 チヅル	筑波大学人文社会ビジネス科学学術院長・教授
	橋本 征二	立命館大学理工学部 教授
	前田 憲生	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科 教授
	丸山 温	日本大学生物資源科学部 教授

## (2) 委員会の結果

運営委員会は今年度3回開催した。新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン開催を併用する形態とした。各回の開催概要を以下に示す。なお、3回の委員会ではいずれも森林クレジットを用いたカーボン・オフセットを実施した。

### ① 第23回運営委員会

表 2-2 第23回運営委員会の議事概要

日時	2021年8月3日（火）10:00-12:00
場所	オンライン開催
出席者	<p><b>【委員】</b>            山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、後藤委員、須藤委員、須永委員、新美委員、西尾委員、橋本委員、丸山委員</p> <p><b>【事務局】</b>            環境省：井上室長            経済産業省：内野企画官            農林水産省：古藤課長補佐            林野庁：魚住課長補佐            みずほリサーチ&amp;テクノロジーズ（株）：荻田上席主任コンサルタント            桂コンサルタント</p>
議題	<p><b>【審議事項】</b></p> <p>(1) 実施要綱の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営委員会の書面開催ケースの限定に係る規定の廃止</li> <li>・ 認証対象期間を最大2030年度末までとする規定の廃止</li> <li>・ 審査機関が希少な分野での「審査機関の暫定登録」の拡大</li> </ul> <p>(2) 実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラム型プロジェクトにおける方法論共通規定の部分的解除</li> </ul> <p>(3) モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地位のモニタリングにおける航空機からのリモートセンシングの容認</li> </ul> <p>(4) 方法論等の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法論 EN-S-022（生産設備の更新）の改定および EN-S-003（工業炉の更新）等の廃止</li> <li>・ 方法論 F0-001（森林経営活動）の改定</li> <li>・ 方法論 AG-004（バイオ炭の農地施用）および実施要綱の改定</li> </ul> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>(5) ISO 14064-2 改定による影響について</p> <p>(6) J-クレジット制度の最近の動向</p>
配付資料	<p><b>【資料1】</b> 第23回J-クレジット制度運営委員会資料</p> <p><b>【参考資料1】</b> J-クレジット活性化に向けた最近の検討状況について</p>
議事概要	<p><b>【審議事項】</b></p> <p>1. 運営委員会の書面開催ケースの限定に係る規定の廃止をするための実施要綱の改定についての審議</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会の書面開催を、ケースを特定せず必要に応じて実施することを可能とするよう、実施要綱を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱の改定を承認した。</li> </ul> <p><u>2 認証対象期間を最大 2030 年度末までとする規定の廃止をするための実施要綱の改定についての審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-クレジット制度に登録されるプロジェクトの認証対象期間を最大 2030 年度末までとする規定を廃止することについて事務局より説明した。審議の結果、実施要綱の改定を承認した。</li> </ul> <p><u>3 審査機関が希少な分野での「審査機関の暫定登録」の拡大をするための実施要綱の改定についての審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO 14064-2 に対応する 14065 認定を取得して本制度に登録された機関が 1 機関に満たない認定分野（「GHG の吸収プロジェクト（森林）」を除く）に限り、他分野の ISO 14064-2 に対応する ISO14065 認定を取得している機関を、2023 年 3 月 31 日を期限に、本制度における審査機関として暫定的に登録可能とすることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱の改定を承認した。</li> </ul> <p><u>4 プログラム型プロジェクトにおける方法論共通要件の部分的解除についての審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム型プロジェクトに係る、実施規程における方法論共通要件を部分的に解除し、太陽光発電及びその自家消費を促進する設備との組み合わせや、太陽光発電とコージェネレーションの組み合わせを認めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程の改定を承認した。</li> </ul> <p><u>5 生産設備方法論への工業炉方法論および乾燥設備方法論の統合についての審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生産設備（工作機械、プレス機械又は射出成型機）の更新」「工業炉の更新」「乾燥設備の更新」の 3 方法論を「生産設備の更新」へ統合し、かつ対象とする生産設備にダイカストマシンを加えることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。</li> </ul> <p><u>6 地位のモニタリングにおける航空機からのリモートセンシングの容認についての審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理プロジェクトにおける地位の特定のためのモニタリングに関して、航空機からのリモートセンシング（レーザ測定等）も認めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案されたモニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の改定を承認した。</li> </ul> <p><u>7 「森林の保護」実施時の森林状況確認の義務化、主伐の定義明確化および排出量算定における伐採率の反映についての審議</u></p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法論「森林経営活動」について、森林の保護を実施する際に森林の状況を確認する旨の注記を加えること、主伐の定義を明確化すること、主伐時の排出量算定において伐採届に記載されている伐採立木材積を使用可とすること等について、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。</li> </ul> <p><u>8 バイオ炭プロジェクトにおける認証対象期間の考え方の明確化についての審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法論「バイオ炭の農地施用」について、実施要綱で求めている認証対象期間の考え方が当てはまらないことから、同方法論に限っては認証対象期間を設定しないことについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱および方法論の改定を承認した。</li> </ul> <p><b>【報告事項】</b></p> <p><u>9 ISO 14064-2 改定による影響についての報告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO 14064-2 の改定について、今回の改定内容が J-クレジット制度に影響しないことを事務局より報告した。</li> </ul> <p><u>10 J-クレジット制度の最近の動向</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より説明した。</li> </ul> <p><u>11 J-クレジット活性化に向けた最近の検討状況について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-クレジット活性化に向けた最近の検討状況について、事務局より説明した。</li> </ul>
--	---

② 第24回運営委員会

表 2-3 第24回運営委員会の議事概要

日時	2021年12月2日(木) 13:30-15:30
場所	経済産業省 別館6階 626会議室 (オンライン開催併用)
出席者	<p><b>【委員】</b>            山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、後藤委員、須藤委員、須永委員、前田委員、松橋委員、丸山委員</p> <p><b>【事務局】</b>            環境省 : 井上室長、保角補佐            経済産業省 : 内野企画官、北原補佐            農林水産省 : 古藤課長補佐、中島係長            林野庁 : 箕輪課長、増山推進官            みずほリサーチ&amp;テクノロジーズ(株) : 荻田上席主任コンサルタント            桂コンサルタント</p>
議題	<p><b>【審議事項】</b></p> <p>(1) 制度文書の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林クレジットのカーボンニュートラル行動計画への活用</li> <li>・ プログラム型プロジェクトの認証対象期間延長の簡素化</li> <li>・ プロジェクト二重登録不可に係る「同一内容の排出削減・吸収活動」の説明の追加</li> <li>・ プログラム型プロジェクトの“共通属性”の一部簡素化</li> <li>・ ポジティブリスト改定内容のプログラム型プロジェクトへの適用</li> <li>・ 地位特定でモニタリングプロットを設定しない場合の樹高の扱い</li> </ul> <p>(2) 方法論の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法論 EN-S-023 エコドライブを支援するデジタルタコグラフ等の導入(先進的なデジタルタコグラフの取り扱いの明確化)</li> <li>・ 方法論 EN-R-004 バイオ液体燃料(方法論の対象への骨油の追加)</li> <li>・ 方法論 FO-001 森林経営活動(方法論適用条件、およびモニタリング対象の森林の写真撮影に関する改定)</li> </ul> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>(3) 方法論 AG-004 (バイオ炭の農地施用)の対象拡大等に関する検討</p> <p>(4) 認証工程の簡素化に向けた検討</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>(5) J-クレジット制度の最近の動向</p> <p>(6) CORSIA への申請について</p> <p>(7) 森林由来クレジットの創出拡大について</p>
配付資料	<p><b>【資料1】</b> 第24回J-クレジット制度運営委員会資料</p> <p><b>【参考資料1】</b> J-クレジットのCORSIAへの申請について</p> <p><b>【参考資料2】</b> 森林由来クレジットの創出拡大について</p>
議事概要	<p><b>【審議事項】</b></p> <p><u>1.1 森林クレジットのカーボンニュートラル行動計画への活用(実施要綱)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林管理プロジェクト由来のクレジットをカーボンニュートラル行動計画に使えるよう、実施要綱を改定することについて、事務局より説明し</li> </ul>

た。審議の結果、提案された実施要綱の改定を承認した。

1.2 プログラム型プロジェクトの認証対象期間延長の簡素化（実施要綱および実施規程（プロジェクト実施者向け））

- ・プログラム型プロジェクトの認証対象期間の延長を、プロジェクト計画変更における形式的な変更によって行えるよう実施要綱の改定を行うことについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱の改定を承認した。

1.3 プロジェクト二重登録不可に係る「同一内容の排出削減・吸収活動」の説明の追加（実施規程（プロジェクト実施者向け））

- ・プロジェクト二重登録不可に係る「同一内容の排出削減・吸収活動」の説明を実施規程に追加することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定を承認した。

1.4 プログラム型プロジェクトの“共通属性”の一部簡素化（実施規程（プロジェクト実施者向け））

- ・プログラム型プロジェクトの削減活動に求められる“共通属性”のうち、共通属性の c（燃料供給先）と d（設備供給先）を統合することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定を承認した。

1.5 ポジティブリスト改定内容のプログラム型プロジェクトへの適用（実施規程（プロジェクト実施者向け））

- ・会員入会時に最新のポジティブリストを参照する旨を実施規程（プロジェクト実施者向け）に明記することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定を承認した。

1.6 地位特定でモニタリングプロットを設定しない場合の樹高の扱い（モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用））

- ・モニタリングエリアグループが複数小班から成る場合、グループ内の林齢が複数に亘るケースがあることを踏まえ、モニタリングエリアグループ全域の平均上層樹高は、当該グループ内の最高林齢に適用する旨をモニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）に注記することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案されたモニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の改定を承認した。

2.1 方法論 EN-S-023 エコドライブを支援するデジタルタコグラフ等の導入（先進的なデジタルタコグラフの取り扱いの明確化）

- ・法令義務を満たす運行記録計（アナログタコグラフ）を装着済みの車両でも、適用条件を満たすデジタルタコグラフに更新した場合にはプロジ

ェクト対象とできるよう、方法論を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

#### 2.2 方法論 EN-R-004 バイオ液体燃料（方法論の対象への骨油の追加）

- ・バイオ液体燃料方法論（EN-R-004）の対象を拡大し、骨油を対象にできるよう、方法論を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

#### 2.3 方法論 FO-001 森林経営活動（方法論適用条件、およびモニタリング対象の森林の写真撮影に関する改定）

- ・認証対象期間内に求める施業として、「間伐」の他に「植栽」、「保育」を条件付きで認め、モニタリング対象森林の写真撮影に係る規定の緩和を行うよう、方法論を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

#### **【検討事項】**

#### 3.方法論 AG-004（バイオ炭の農地施用）の対象拡大等に関する検討

- ・永続性担保に係るプロジェクト登録後の義務について、「プロジェクト実施者の負担を軽減する方策として、要件の撤廃も視野に入れて検討してはどうか。」という事務局案を提示し、議論を行った。
- ・現行のバイオ炭方法論において対象となっているバイオ炭の施用地について、「データベースに反映されていない農地及び農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」以外の場所への拡大を検討してはどうか。」という事務局案を提示し、議論を行った。
- ・現行のバイオ炭方法論において対象となっているバイオ炭の原料について、「廃菌床、コーヒー滓、藻類も対象としてはどうか。」という事務局案を提示し、議論を行った。

#### 4.認証工程の簡素化に向けた検討

- ・クレジット認証工程について、クレジット認証工程を簡素化した場合のフローを事務局より提示し、検討の方向性の大枠について議論した。

#### **【報告事項】**

#### 5. J-クレジット制度の最近の動向

- ・J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より説明した。

#### 6.CORSIA への申請について

- ・CORSIA における J-クレジット活用に向けて、J-クレジット制度における今後の検討の方向性と、CORSIA への申請内容の概要について、事務局より説明した。

#### 7.森林由来クレジットの創出拡大について

- ・森林由来クレジットの創出拡大に向けて、追加性要件、主伐時の排出計

	<p>上、伐採木材製品中の炭素固定量、プロジェクト対象区域内の天然林の吸収量といった4つの論点について、今後の検討方向を事務局より説明した。</p>
--	--



③ 第25回運営委員会

表 2-4 第25回運営委員会の議事概要

日時	2022年3月9日(水) 13:30-15:30
場所	オンライン開催併用
出席者	<p><b>【委員】</b>            山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、後藤委員、須藤委員、須永委員、西尾委員、橋本委員、前田委員、松橋委員、丸山委員</p> <p><b>【事務局】</b>            環境省 : 井上室長、保角補佐            経済産業省 : 内野企画官、北原補佐            農林水産省 : 古藤課長補佐、中島係長            林野庁 : 小坂森林整備部長、増山推進官            みずほリサーチ&amp;テクノロジーズ(株) : 荻田上席主任コンサルタント            桂コンサルタント</p>
議題	<p><b>【審議事項】</b></p> <p>(1) 森林小委員会の設置            (2) プログラム型プロジェクトに求められる“共通属性”の拡張            (3) プロジェクト登録基準の“燃料種基準”の家庭部門への適用解除等            (4) 省エネルギー住宅における太陽光発電分の認証に係る改定            (5) 卒FIT風力発電の認証対象化            (6) 地域版J-クレジット制度の更新            (7) 追加性の評価の省略(ポジティブリストの見直し)</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>(8) 次期登録簿システムの運用開始について            (9) 特定計量制度と本制度の関係について            (10) 2022年度の審査費用支援について            (11) J-クレジット制度の最近の動向</p>
配付資料	<b>【資料1】 第25回J-クレジット制度運営委員会資料</b>
議事概要	<p><b>【審議事項】</b></p> <p><u>1. 森林小委員会の設置</u></p> <p>・森林小委員会を設置し、1. 追加性要件、2. 主伐時の排出計上、3. 木材利用の炭素固定量、4. プロジェクト対象区域内の天然林の吸収量の4つの検討課題を検討することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された小委員会の設置を承認した。</p> <p><u>2. プログラム型プロジェクトに求められる“共通属性”の拡張(実施規程及び方法論策定規程)</u></p> <p>・プログラム型プロジェクトの活用を促進するためにプログラム型プロジェクトの削減活動に求められる“共通属性”を拡張することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程及び方法論策定規程の改定を承認した。</p>

3. プロジェクト登録基準の“燃料種基準”の家庭部門への適用解除等（方法論策定規程）

- ・プロジェクト登録基準のうち“燃料種基準”については、家庭部門への適用を解除することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論策定規程の改定を承認した。

4. 方法論 EN-S-039 省エネ住宅方法論および実施規程（プロジェクト実施者向け）（省エネルギー住宅の太陽光発電分の認証に係る改定）

- ・省エネルギー住宅方法論（EN-S-039）にて、太陽光発電した電力量のうち自家消費分を実測した場合、当該削減量は太陽光発電方法論で認証するよう方法論を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論及び実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定を承認した。

5. 方法論 EN-R-008 風力発電方法論（卒 FIT 風力発電の認証対象化）

- ・卒 FIT 電源等の既設の風力発電に追加的な設備投資を行うことで、J-クレジット制度の対象にできるよう方法論を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

6. 地域版 J-クレジット制度の更新についての審議

- ・地域版 J-クレジット制度の更新について事務局より説明した。審議の結果、地域版 J-クレジット制度の更新を承認した。

7. 追加性の評価の省略（ポジティブリストの見直し）についての審議

- ・既存のポジティブリストの見直しについて、事務局より説明した。審議の結果、提案されたポジティブリストの更新について承認した。

**【報告事項】**

8. 次期登録簿システムの運用開始について

- ・次期登録簿システムの運用開始について、事務局より説明した。

9. 特定計量制度と本制度の関係について

- ・特定計量制度と本制度の関係について、事務局より説明した。

	<p><u>10. 2022年度の書類作成・審査費用支援について</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2022年度の書類作成・審査費用支援について、2021年度と同内容の支援となることを事務局より説明した。</li></ul> <p><u>11. J-クレジット制度の最近の動向</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より説明した。</li></ul>
--	--

## 2.1.2 制度文書・方法論改定の概要

### (1) 実施要綱

#### ① 運営委員会の書面開催ケースの限定に係る規定の廃止

実施要綱 Ver.5.1 において運営委員会は、「地域版 J-クレジット制度の更新及び変更、小委員会の設置に限り、必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる」と定められていた。他方、認証委員会は単に「必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる」と規定され、実際の認証委員会は、審議する案件の内容に照らして書面開催で必要十分と制度管理者が判断した場合、その旨を委員長に諮り、委員長の最終判断により書面開催とする運用となっていた。

運営委員会はこれまで概ね年 2～3 回（2018～20 年度は各年 2 回）開催されてきたが、「2050 年カーボンニュートラル宣言」以降、J-クレジット制度への注目や期待が急速に高まっており、迅速な制度文書改定等のため、運営委員会のより頻回・機動的な開催が望まれていた。

そこで、運営委員会についても単に「必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる」とだけ定める形に、実施要綱を改定した。実際の運用は、認証委員会と同様、審議内容に照らして書面開催で必要十分と制度管理者が判断した場合、その旨を委員長に諮り、委員長の最終判断により書面開催とする形とすることとした。

#### ② 認証対象期間を最大 2030 年度末までとする規定の廃止

実施要綱 Ver.5.1 において、J-クレジット制度に登録されるプロジェクトの認証対象期間の終了日は、「認証対象期間の開始日から 8 年を経過する日若しくは 2031 年 3 月 31 日のいずれか早い日」と定められていた。2030 年度末が期限なのは、J-クレジット制度を「目標達成のための分野横断的な施策」に位置付ける地球温暖化対策計画（2016 年）の掲げる中期削減目標が「2030 年度において 2013 年度比 26.0%減」であることを踏まえたものであった。

しかし、制度文書改定（2020 年）により認証対象期間は当初 8 年間＋延長 8 年間＝最大 16 年間で想定されるようになっており、また、2050 年カーボンニュートラル達成に向けた移行期において、クレジットの重要性がますます高まっていた。

そこで、認証対象期間の終了日についての規定から「2031 年 3 月 31 日」に係る部分を削除し、「認証対象期間の開始日から 8 年を経過する日」だけとする形に、実施要綱を改定した。上述の地球温暖化対策計画は、「長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とも述べており、同計画との整合性にも問題はないと考えられた。一方で、2050 年カーボンニュートラルに向けては、将来的に省エネ・再エネクレジットが縮小し、炭素除去・吸収系のクレジットの重要性が増していくと想定。脱炭素技術の開発・導入見通しや国際的なボランタリークレジットの動向等を踏まえ、2030 年度以降の J-クレジット制度の在り方についても今後検討が必要とされた。

なお、認証対象期間の年限を削除するものの、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素技術の開発・導入見通しや国際的なボランタリークレジットの動向等を踏まえた政策変更により、制度の一部又は全部を変更、中止又は終了する可能性があり、恒久的に制度が継続することを規定する趣旨での改定ではないことに留意が必要とした。

#### ③ 審査機関が希少な分野での「審査機関の暫定登録」の拡大

J-クレジット制度において、工業プロセス分野および農業分野のプロジェクトの審査を行え

る機関は、2021年8月上旬の時点で（暫定登録されている）1機関しかなく（ISO14064-2に対応するISO14065認定を取得して登録された審査機関がない分野では、UNFCCCにおいて対応する分野で指定運営組織〔DOE〕か認定独立組織〔AIE〕となっている機関を暫定登録することが可能）、その機関も業務繁忙等のため審査対応が困難な状況にあった。特に農業分野では、昨年度に新規策定されたバイオ炭方法論に関心が高まっており、登録に向けプロジェクト計画書を既に作成中の事業者もあるなど、前記の問題への対応は急務であった。

表 2-5 審査機関と審査可能な方法論分類（2021年8月初時点）

機関名	審査可能な方法論分類				
	EN	IN	AG	WA	FO
デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社		○	○	○	
ベリージョンソンレジストラークリーンディヘロップ メントメカニズム株式会社 (PJRCMDM)	○				
一般社団法人 日本能率協会 (JMA) 地球温暖化対策センター	○				○
一般財団法人日本品質保証機構 (JQA)	○			○	○
一般財団法人日本海事協会	○				
ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	○			○	○

方法論分類…EN：エネルギー分野，IN：工業プロセス分野，AG：農業分野，WA：廃棄物分野  
FO：森林分野

そこで、正規登録された（暫定登録ではない）審査機関がない分野では、他分野（森林を除く）で正規登録されている審査機関も当該分野で暫定登録できるよう、実施要綱を改定した。森林を除く4分野（エネルギー、工業プロセス、農業、廃棄物）は、日本適合性認定協会（JAB）による審査機関の力量審査において「カテゴリーA」としてグループ化されており、実地審査立会をグループ内の他分野でも受けることができるという関係にあることも踏まえた。

ただし本暫定登録は2022年度末を期限とし、それまでに工業プロセス分野および農業分野でISO14065認定を取得して正規登録を行うよう、審査機関に働き掛けることとした。

#### ④ 認証対象期間に係る「方法論で別途定める場合」の追加

方法論AG-004「バイオ炭の農地施用」に基づくプロジェクトでは、バイオ炭を一度施用することで一度の排出削減活動が完結することから、認証対象期間の考え方が意味をなさない。そこで、同方法論に基づくプロジェクトでは認証対象期間を設定しないこととし、実施要綱における認証対象期間の開始日および終了日に係る規定に「方法論で別途定める場合を除き」という但し書きを加えた。

#### ⑤ 森林クレジットの経団連カーボンニュートラル行動計画への活用

実施要綱Ver.5.2において、経団連カーボンニュートラル行動計画（旧低炭素社会実行計画）に活用可能なクレジットは、排出削減プロジェクト由来のクレジットのみであった。そこで、森林

クレジットの活用を活性化し、更なる森林管理を促すために、森林管理プロジェクト由来のクレジットを経団連カーボンニュートラル行動計画に使えるよう、実施要綱を改定した。

なお、森林吸収量は経団連カーボンニュートラル行動計画における数値目標の対象範囲外であることを踏まえ、経団連カーボンニュートラル行動計画参加者／非参加者の何れが実施した森林管理プロジェクトに由来するJ-クレジットであっても、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成に利用できることとした（排出削減プロジェクト由来のJ-クレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画非参加者が実施したプロジェクトによるものしか利用できない）。

## ⑥ プログラム型プロジェクトの認証対象期間の延長

認証対象期間の終了日を遅くても2031年3月31日とする規定を廃し、「認証対象期間の開始日から8年を経過する日」だけとする形に実施要綱を改定したこと（前述）を踏まえ、削減活動（会員）をプロジェクト登録後に追加できるプログラム型プロジェクトについては、（個々の会員の認証対象期間はそれぞれ加入から8年間ないし16年間だが）プロジェクト全体の認証対象期間に係る期限の定めがない状態となった。当該改定前は、プログラム型プロジェクト全体の認証対象期間は最大2031年3月31日までで、殆どのプロジプログラム型プロジェクトがこの形をとっていたが、改定後、プログラム型プロジェクト全体の認証対象期間は、プロジェクト実施者が任意に設定可能となっていた。

そこで、プログラム型プロジェクトの認証対象期間を延長するプロジェクト計画変更を行う際、再妥当性確認（変更したプロジェクト計画書の審査）が不要な「形式的な変更」として行えるよう、実施要綱においては、認証対象期間の延長を行うことができるプロジェクトの類型として、プログラム型プロジェクトを追加する改定を行った（形式的な変更で可とする件は、実施規程〔プロジェクト実施者向け〕の改定で対応。後述）。

## (2) 実施規程（プロジェクト実施者向け）

### ① プログラム型プロジェクトにおける方法論共通要件の部分的解除

カーボンニュートラル達成に向けて、代替技術が実装するまでの移行期では、クレジットでCO<sub>2</sub>排出量を調整する動きが加速しており、サプライチェーンにおけるCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた要請や、ESG投資などの拡大等を背景に、J-クレジットの需要が高まっている。一方で、J-クレジットの需要に対して供給量が追いついていないため、質を確保しながら供給を拡大することが必要となっている。プログラム型プロジェクトは個人や中小企業等を取りまとめる有効な手段であるが、リンケージ事業を除けばこれまでの認証量は22万トン（全体の累計認証量の3%）であり、プログラム型プロジェクトについて、適切な運営・管理を確保しつつ、更なる活用を促す制度改善を行うべきと考えられる。

実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.5.1においては、プログラム型プロジェクトにおいて取りまとめる「全ての削減活動に適用される方法論…が共通であること」「2つ以上の方法論を組み合わせて実施する場合、その組み合わせも共通であること」が要件とされていた（“方法論共通要件”）。しかし、たとえばXとYの2つの方法論について、それぞれの削減活動を適切に管理できるのであれば、必ずしも全ての削減活動がXとYの方法論を両方適用していなくとも、XとYの方法論を1つのプロジェクトとして適切に管理できると考えられる。

そこで、プログラム型プロジェクトの更なる活用を促すべく、その組成の柔軟性を高めるため、“方法論共通要件”を、次の2つの場合に限って解除するよう、実施規程（プロジェクト実施者向け）を改定した。

- A) プログラム型プロジェクトで最も多く適用される①太陽光発電方法論、及びその発電電力の自家消費を促進する②EV/PHV 方法論あるいは③ヒートポンプ方法論（貯湯槽付き設備の場合に限る）との組み合わせ <①単独、①+②、①+③、①+②+③の最大4パターンを1つのプログラム型プロジェクトに取りまとめ可>
- B) ①太陽光発電方法論と同じく自家発分散型電源に係る方法論である④コージェネレーション方法論との組み合わせ <①単独、④単独、①+④の最大3パターンを1つのプログラム型プロジェクトに取りまとめ可>

その後さらに、方法論 EN-S-039「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」の改定（後述）を踏まえ、下記を、“方法論共通要件”を解除する3つ目の場合として追加した。

- C) ⑤省エネルギー住宅方法論と①太陽光発電方法論との組み合わせ <⑤単独、⑤+①の2パターンを1つのプログラム型プロジェクトに取りまとめ可>

## ② プログラム型プロジェクトの認証対象期間延長の簡素化

認証対象期間の終了日を遅くても2031年3月31日とする規定を廃し、「認証対象期間の開始日から8年を経過する日」だけとする形に実施要綱を改定したことを踏まえ、削減活動（会員）をプロジェクト登録後に追加できるプログラム型プロジェクトについては、（個々の会員の認証対象期間はそれぞれ加入から8年間ないし16年間だが）プロジェクト全体の認証対象期間に係る期限の定めがない状態となった。当該改定前は、プログラム型プロジェクト全体の認証対象期間は最大2031年3月31日までで、殆どのプロジプログラム型プロジェクトがこの形をとっていたが、改定後、プログラム型プロジェクト全体の認証対象期間は、プロジェクト実施者が任意に設定可能となっていた（前述）。

そこで、プログラム型プロジェクトの認証対象期間を延長するプロジェクト計画変更を行う際、再妥当性確認（変更したプロジェクト計画書の審査）が不要な「形式的な変更」として行えるよう、実施規程（プロジェクト実施者向け）においては、「形式的な変更」に該当する場合として、「プログラム型プロジェクトにおける認証対象期間の延長（実施要綱1.6の規定に基づくもの）」を追加する改定を行った。

## ③ 「同一内容の排出削減・吸収活動」に係る説明の追加

実施規程（プロジェクト実施者向け）は、「プロジェクトが満たすべき要件」の一つとして「類似制度において、同一内容の排出削減・吸収活動によるプロジェクトが登録されていないこと」を挙げている（「類似制度」にはJ-クレジット制度自体も含まれる）。ただ、「同一内容の排出削減・吸収活動」とはどのような活動を指すかの説明は、J-クレジット制度ウェブサイトの「よくあるご質問」（Q&A）ページに記載されている（下記）だけで、実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.6.0などの制度文書には無かった。

Q	「同一内容の排出削減・吸収活動」とは、どのような活動を指しますか？
A	排出削減活動については、同一の設備（ボイラー、空調設備、照明設備、太陽光発電設備等）による活動が典型例となります。一方、吸収活動（森林経営活動）については、同じ森林経営計画の対象森林におけるプロジェクトであっても、その計画に基づき、新たな認証対象期間内に間伐が計画されていれば、同一の吸収活動とは見なされません。

そこで、ウェブサイトにも記載されていた「同一内容の排出削減・吸収活動」に係る説明を、

実施規程（プロジェクト実施者向け）にも追加する改定を行った。追加した説明は次の通り。

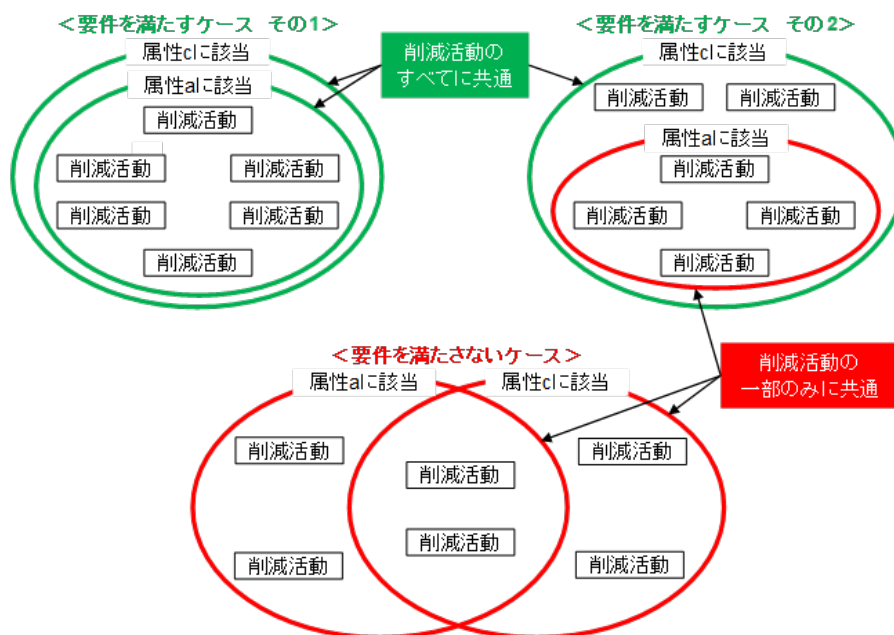
同一内容の排出削減活動とは、同一の設備（ボイラー、空調設備、照明設備、太陽光発電設備等）による活動が典型例となる。吸収活動については、本制度で認証対象期間が終了したプロジェクトと同じ森林経営計画対象林における活動であっても、森林経営計画に基づく間伐等の計画により改めて方法論適用条件が満たされる場合は、本制度に登録されていたプロジェクトと同一の吸収活動とは見なされない。

#### ④ プログラム型プロジェクトの“共通属性”の一部簡素化

実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.6.0においては、下記 a～f の属性の何れかが、プログラム型プロジェクトにおいて取りまとめられる削減活動すべてに共通していなければならない、とされていた。

- a. 家庭部門における削減活動
- b. 運営・管理者又はその構成者が実施する削減活動
- c. 運営・管理者により燃料の供給を受ける者における当該燃料に係る削減活動
- d. 運営・管理者により設備の供給を受ける者における当該設備を用いた削減活動
- e. 国又は地方公共団体を財源とする同一の補助金の受給者における当該補助金に係る削減活動
- f. 情報通信技術（ICT）を活用した情報収集・管理システムを用い、主要排出量の算定に用いる活動量を自動的に収集・管理することができる削減活動

これに対し、燃料供給（上記 c）と設備供給（上記 d）の両方を行っている事業者から、燃料のみの供給先と設備のみの供給先を1つのプログラム型プロジェクトに取りまとめることはできないか、相談があった。当時の規定では、「燃料のみの供給先と設備のみの供給先を1つのプログラム型プロジェクトに取りまとめること」は、下図の＜要件を満たさないケース＞に該当し、不可であった。



（注）いずれのケースも削減活動総数が6だとした場合の例。

図 2-1 プログラム型プロジェクトの“共通属性”要件



そこで、共通属性の c (燃料供給先) と d (設備供給先) を統合し、「運営・管理者により燃料若しくは電力の供給を受ける者における当該燃料若しくは電力に係る削減活動、又は設備の供給を受ける者における当該設備を用いた削減活動」とする改定を、実施規程 (プロジェクト実施者向け) において行った。共通属性は、運営・管理者が全ての削減活動の情報を適切に取得できることが期待される状況を想定したものであるが、運営・管理者が燃料供給者であっても設備供給者であっても適切な情報取得が期待できるなら、燃料供給者か設備供給者かのどちらかであれば同様に期待できる、という考え方を踏まえた。

なお、旧属性 c の「燃料」は「電力」を含むことを明記し、ヒートポンプなど電力稼働設備を電力供給者が取りまとめることも可能であることを明示する改定も、併せて行った。

#### ⑤ ポジティブリスト改定内容のプログラム型プロジェクトへの適用

プログラム型プロジェクトでは、プロジェクト登録時のバージョンの方法論に基づいてプログラムが運営できることとされている。一方で、追加性評価の省略が認められているポジティブリストの内容については、年次の見直し内容を反映することが適当と考えられる。

そこで、ポジティブリストの内容については、会員入会時に最新の内容を参照する旨、実施規程 (プロジェクト実施者向け) に明記する改定を行った。具体的には、次の記述を追加した。

方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用) 第 3 章 3.9.1 (2) の規定に基づき定められる追加性の評価の省略は、削減活動リストに記載した入会申込日において最新のバージョンの方法論がそれを認める場合に限り、行うことができる。

これにより、ある方法論がポジティブリストから外れたり、限定要件が課されたりした場合には、その内容に従う必要が生じた一方、ある方法論がポジティブリストに追加された場合は、登録時に追加性を評価することになっていても、以降は評価を省略することができるようになった。

#### ⑥ プログラム型プロジェクトの“共通属性”の拡張

プログラム型プロジェクトにおいて取りまとめられる削減活動すべてに共通していなければならないとされる“共通属性”について、運営・管理者により「燃料若しくは電力の供給を受ける」と「設備の供給を受ける」を統合し、1つのプログラム型プロジェクトで取りまとめられる活動の幅を拡張する規定改定を行った (前述) のに続いて、燃料/電力/設備の他にも“取りまとめの軸”となり得る物資・サービスを前提としている方法論があることを踏まえ、それらの物資・サービスを運営・管理者により供給されている削減活動を取りまとめる形も可である旨を明記する改定を、方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用) および各種方法論と併せ、実施規程 (プロジェクト実施者向け) において行った

具体的には、“共通属性” c をさらに改定し、「運営・管理者により燃料若しくは電力の供給を受ける者における当該燃料若しくは電力に係る削減活動、設備の供給を受ける者における当該設備を用いた削減活動、又は方法論の付記に定める物資又はサービス等の供給を受ける者における当該物資又はサービス等に係る削減活動」とした。

### (3) モニタリング・算定規程 (排出削減プロジェクト用)

モニタリング・算定規程 (排出削減プロジェクト用) の別表において、燃料の単位発熱量 (2019

年度値を追加)、燃料の排出係数(2019年度値および換算係数を追加)、および系統電力の排出係数(限界電源係数の2019年度値および全電源係数の2020年度値を追加)の改定を行った。

#### (4) モニタリング・算定規程(森林管理プロジェクト用)

森林吸収量算定過程において地位のモニタリングは唯一、森林内での実踏調査を改めて行うことを必要としており(下図参照)、プロジェクト実施者に負担となっている。

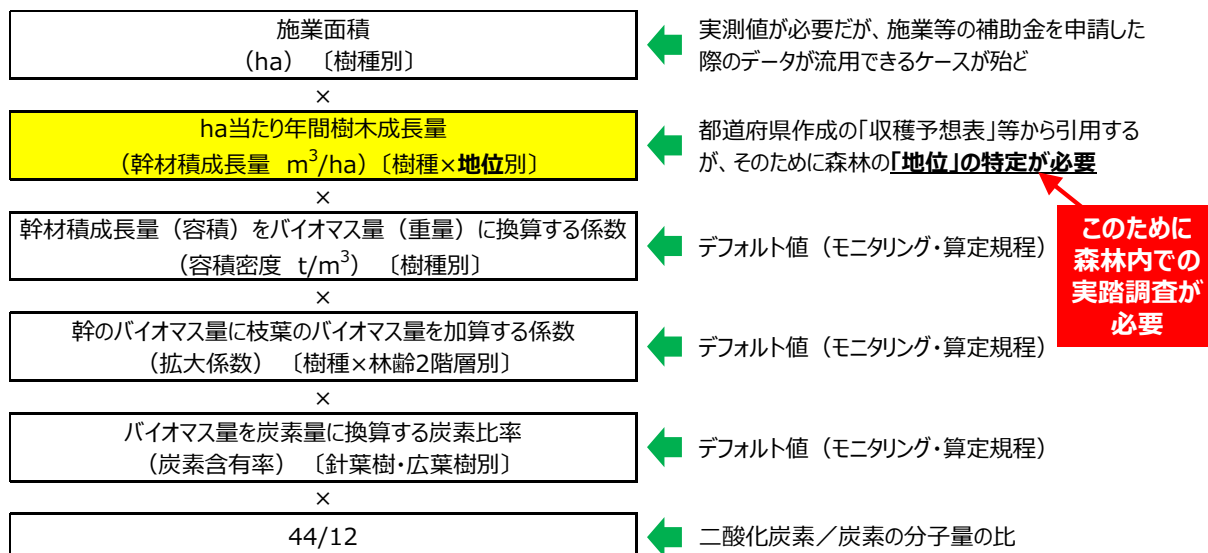


図 2-2 森林(地上部)のCO<sub>2</sub>吸収量算定方法

そこで、地位のモニタリングのための調査を、航空機(ヘリコプター、ドローンを含む)からのリモートセンシング(レーザおよび写真による測定・同定)でも行えるよう、モニタリング・算定規程(森林管理プロジェクト用)を改定した。

表 2-6 地位特定のためのモニタリングの方法に係る規定改定

測定方法		<現行> 実踏調査	<改定により追加> 航空レーザ・写真
測定対象地※		モニタリングプロット	モニタリングプロット または モニタリングエリアグループ
調査項目	樹種	○(目視)	○(写真目視・レーザ反射強度)
	林齢	○(伐り株の目視等)	△(樹種が森林経営計画と異なる場合は特定)
	立木数	○(目視)	×(樹高を測定する木の特定が不要となるため)
	胸高直径	○(巻尺、輪尺)	×(樹高を測定する木の特定が不要となるため)
	特定木の樹高	○(携帯測高器)	-
平均上層樹高		-	○(レーザ)

※「モニタリングエリアグループ」は、「モニタリングプロット」を設置して地位を特定するための単位として、樹種別に、地形や林相が類似し、地理的にまとまった小班群を、30ha以内でグループ化したエリア。これら各々に1か所ずつ設置したモニタリングプロット(一辺の長さが最大樹高以上の方形等の区画)での調査結果に基づき特定された地位を、各モニタリングエリアグループの全体に適用する。

同規程において、地位特定のため「モニタリングプロット」で調査する項目は①樹種②林齢③立木数④胸高直径⑤樹高となっているが、樹高を航空機からレーザで測定する場合は、モニタリングプロット全域(あるいはモニタリングエリアグループ全域)の平均上層樹高を短時間で測定できる(実踏調査では、プロット内の特定複数木の樹高を測定し、それらを平均する)。立木数お

よび胸高直径は、実踏調査の場合にモニタリングプロット内で樹高を測定する木を特定するために調査する項目なので、航空レーザでプロット（あるいはモニタリングエリアグループ）全域の平均上層樹高を測定する場合は調査不要となった。樹種は、航空機から撮影する写真および照射するレーザの反射強度で同定可能なので、その方法を用いてもよいこととした。林齢はリモートセンシング不可だが、森林経営計画記載値が実測結果と異なることは殆どないので、原則として調査不要とし、樹種が森林経営計画の記載内容と異なる場合のみ（計画記載内容が疑われるため）特定することとした。

なお、「モニタリングプロット」を設定せず、モニタリングプロット設定単位である「モニタリングエリアグループ」の全域の平均上層樹高を測定することも、航空レーザでは可能となる。モニタリングプロットは単一小班内に設定されるので、測定された樹高に対応する林齢は1つだが、モニタリングエリアグループが複数小班から成る場合は、グループ内の林齢が複数に亘ることがあり、森林の地位は地位指数曲線上に「林齢×樹高」でプロットして特定するため、「複数の林齢×1つの平均樹高」ではプロット点が一つに定まらず、地位が一意に特定されない場合がある。

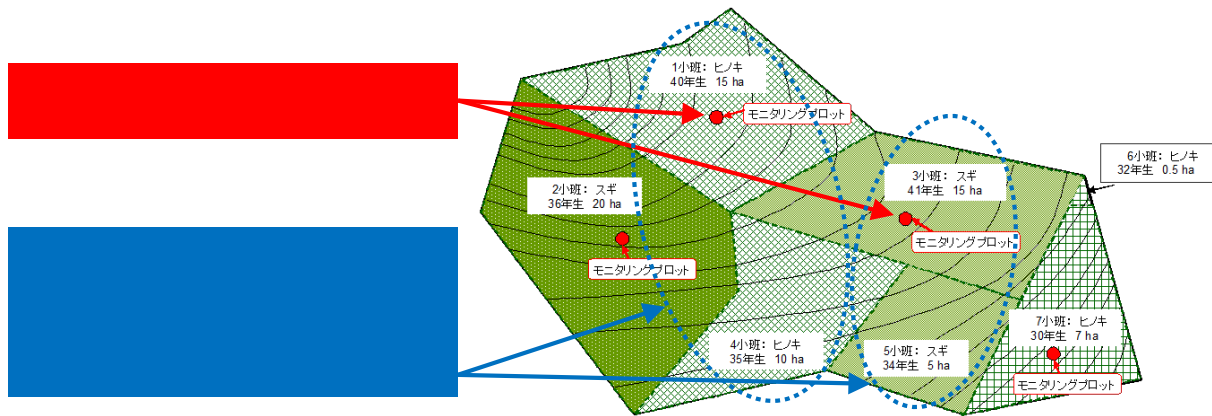


図 2-3 モニタリングプロットとモニタリングエリアグループ

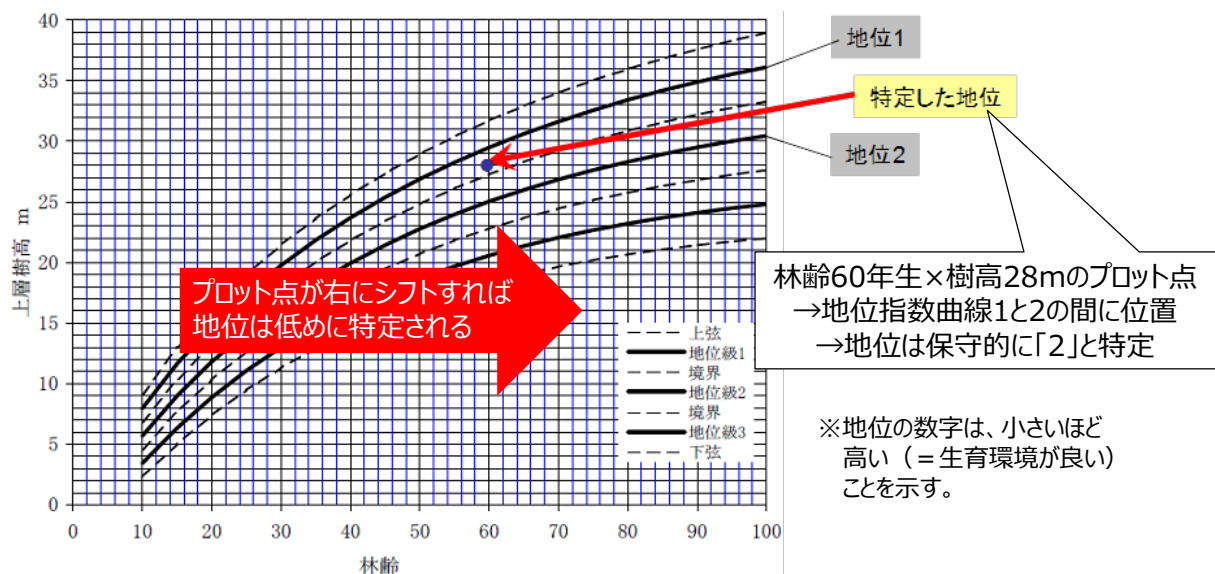


図 2-4 地位指数曲線による地位特定の方法

そこで、モニタリングエリアグループ全域の平均上層樹高は、当該グループ内の最高林齢に適用する旨、注記を加えた。1つの樹高に対して、より高い林齢でプロットすれば、プロット点は

地位指数曲線上の右にシフトするので、地位は低めに特定される。

## (5) 方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）

### ① プログラム型プロジェクトの“共通属性”に係る付記への記述

実施規程（プロジェクト実施者向け）において、プログラム型プロジェクトにおいて取りまとめられる削減活動すべてに共通していなければならないとされる“共通属性”のcを改定し、「運営・管理者により燃料若しくは電力の供給を受ける者における当該燃料若しくは電力に係る削減活動、設備の供給を受ける者における当該設備を用いた削減活動、又は方法論の付記に定める物資又はサービス等の供給を受ける者における当該物資又はサービス等に係る削減活動」としたことを受け、方法論の付記にそのような定めを設けることを、方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）に明記する改定を行った。具体的には、付記に定める内容の一つとして、「プログラム型プロジェクトにおいて取りまとめる削減活動全てに共通する属性として実施規程（プロジェクト実施者向け）2.2.9の②iiiのcを適用する場合に該当する物資又はサービス等」を加えた。

### ② プログラム型プロジェクトの“共通属性”に係る付記への記述

第20回運営委員会（2020年2月）で導入が決定され2021年度初から適用されている「プロジェクト登録基準」は、「2030年に向けて導入される設備等の一部は2050年頃も稼働していると考えられる」ため、「より低排出な設備・技術の導入をJ-クレジット制度として評価するために、プロジェクト登録に係る設備効率等の基準を設定」したものである。燃料種についても、プロジェクト実施後の設備で用いる燃料は、「化石燃料の中で排出係数が最も小さい都市ガス（又はLNG）しか認めないこと」が、プロジェクト登録基準の要素として盛り込まれた。但し、地域的・技術的な制約により都市ガス（又はLNG）を利用できない理由を合理的に説明できる場合は、その他の化石燃料の使用も認めるとした（例：都市ガスのパイプラインが敷設されていない場合にはLPGの利用を認める）。

ただ、このようなプロジェクト登録基準／燃料種基準は、長期に亘って使用される場合も少なくない（また元々の排出量が大きい）産業・業務部門の設備を念頭において導入されたものと考えられるので、燃料種基準については、家庭部門に一律に適用しないよう、方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）を改定した。具体的には、都市ガス（又はLNG）以外の化石燃料の使用も認める但し書きに「家庭部門におけるプロジェクトの場合」を加え、例示にも「省エネルギー住宅では灯油の使用を認める」というケースを追記した。

この例示にあるように、この改定は、方法論 EN-S-039「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」にも燃料種基準が導入されていたことにより、“省エネ住宅だが暖房には灯油を使用している”ケースがプロジェクト登録できないという事象を念頭においたものであった。

## (6) 方法論の改定

### ① プログラム型プロジェクトの“共通属性”に係る各種方法論の改定

② 実施規程（プロジェクト実施者向け）において、プログラム型プロジェクトで取りまとめられる削減活動すべてに共通していなければならないとされる“共通属性”のcを改定し、「運営・管理者により燃料若しくは電力の供給を受ける者における当該燃料若しくは電力に係る削減活動、設備の供給を受ける者における当該設備を用いた削減活動、又は方法論の付記に定める物資又はサービス等の供給を受ける者における当該物資又はサービス等に係る削減活動」と

したことを受け、各種方法論の付記に、「本方法論を適用するプログラム型プロジェクトにおいて、取りまとめる削減活動全てに共通する属性として、実施規程（プロジェクト実施者向け）2.2.9 の②iii の c を適用する場合、該当する物資又はサービス等は、●●●●とする」という記述を加えた。この改定を行った方法論と、それぞれに該当する物資又はサービス等（上記の●●●●部分）は次の通り。

方法論番号・名称	EN-S-009 外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切り替え
方法論の対象	プロジェクト実施前に自らの熱源設備から発生させていた熱を、外部の効率のよい熱源設備を有する事業者から供給される熱へ切り替えることにより、自らの熱源設備の燃料使用量を削減する排出削減活動
物資・サービス等	外部の事業者から供給される熱
方法論番号・名称	EN-S-027 屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減
方法論の対象	既存建築物の屋上緑化によって空調に用いる化石燃料等の使用量を削減する排出削減活動
物資・サービス等	樹木等を植栽した基盤及び植栽を維持するために必要な措置
方法論番号・名称	EN-S-033 外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化
方法論の対象	プロジェクト実施前に自ら冷却していたサーバー設備を、効率的な空調設備のある外部データセンターへ移設することにより、空調の電力又は化石燃料等の使用量を削減する排出削減活動
物資・サービス等	サーバー設備の移設の受け入れ
方法論番号・名称	EN-S-035 海上コンテナの陸上輸送の効率化
方法論の対象	輸入荷主は空コンテナを港へ返却し、輸出荷主は空コンテナを港から調達するという通常の輸送を転換し、輸入荷主と輸出荷主との間でコンテナのマッチングを行い、輸入荷物を下ろした後港に戻らずに同じコンテナに輸出荷物を積載することによって、空コンテナの国内トラック輸送量を減らすことで化石燃料の使用量を削減する排出削減活動
物資・サービス等	コンテナのマッチング
方法論番号・名称	EN-S-040 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用
方法論の対象	建築物において産業副産物（高炉スラグ等）や再生セメント（残コンクリート・戻りコンクリート起源のスラッジ）等の配合率を高めたコンクリートを使用することによりポルトランドセメントの使用量を削減する排出削減活動
物資・サービス等	コンクリート
方法論番号・名称	IN-001 マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
方法論の対象	プロジェクト実施前に使用していたマグネシウム溶解鑄造用カバーガスを、六フッ化硫黄（SF6）ガスからより温室効果の小さい他のガスへと変更する排出削減活動
物資・サービス等	マグネシウム溶解鑄造用カバーガス
方法論番号・名称	IN-003 液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替
方法論の対象	液晶 TFT アレイ工程のエッチング加工にてエッチングガスとして用いられる六フッ化硫黄（SF6）を主成分とするガスを、フッ化カルボニル（COF2）を主成分とするガスに切り替える排出削減活動
物資・サービス等	エッチングガス
方法論番号・名称	IN-005 機器のメンテナンス等で使用されるダストブロー缶製品の温室効果ガス削減
方法論の対象	プロジェクト実施前に使用していた機器メンテナンス等に用いるダストブロー缶製品噴射剤を HFC-134a 又は HFC-152a から、より温室効果の低い他のガスへと変更する排出削減活動
物資・サービス等	ダストブロー缶製品
方法論番号・名称	AG-001 豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
方法論の対象	豚・ブロイラーの飼養において、通常の慣用飼料に代えてアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、豚・ブロイラーの飼養に伴う排せつ物管理からのN2O排出量を抑制する排出削減活動
物資・サービス等	アミノ酸バランス改善飼料
方法論番号・名称	AG-002 家畜排せつ物管理方法の変更
方法論の対象	家畜の飼養において、排せつ物の管理方法を変更することによりCH4及びN2O排出量を抑制する排出削減活動
物資・サービス等	家畜排せつ物管理に係る設備又はサービス等



方法論番号・名称	AG-003 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
方法論の対象	茶の栽培において、茶園に硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥し、それまで使用していた窒素含有化学肥料又は有機肥料の施肥量を減らすことで、土壌からのN <sub>2</sub> O排出量を抑制する排出削減活動
物資・サービス等	硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料
方法論番号・名称	AG-004 バイオ炭の農地施用
方法論の対象	バイオ炭を農地土壌へ施用し、難分解性の炭素を土壌に貯留する活動
物資・サービス等	バイオ炭

### ③ 生産設備方法論（EN-S-022）への工業炉方法論および乾燥設備方法論の統合

J-クレジット創出活性化に向け、プログラム型プロジェクトにおいて大規模な削減活動をより幅広に取りまとめられるようになることが期待されることを踏まえ、工業生産設備の更新を対象とし、削減量算定ロジックが共通する「生産設備（工作機械、プレス機械又は射出成型機）の更新」「工業炉の更新」「乾燥設備の更新」の3方法論を統合（生産設備方法論へ統合し、工業炉と乾燥設備の2方法論は廃止）した。プログラム型プロジェクトでは「全ての削減活動に適用される方法論…が共通であること」が必要だが、方法論自体の対象が広がれば、取りまとめられる削減活動の幅も広がることが期待される。

なお併せて、対象となる生産設備に、工業炉との併設が一般的ダイカストマシンを加えた。

表 2-7 統合した“生産設備系”の3方法論

	生産設備（EN-S-022）	工業炉（EN-S-003）	乾燥設備（EN-S-026）
プロジェクト（PJ）実施後排出量	—（PJ実施後は電力駆動のみ） PJ実施後電力使用量×排出係数	PJ実施後燃料使用量×発熱量×排出係数 PJ実施後電力使用量×排出係数	PJ実施後燃料使用量×発熱量×排出係数 PJ実施後電力使用量×排出係数
ベースライン（BL）排出量	PJ実施後生産量×BLエネルギー使用原単位×燃料・電力排出係数	PJ実施後生産量×BLエネルギー使用原単位×燃料・電力排出係数	PJ実施後生産量×BLエネルギー使用原単位×燃料・電力排出係数
BLエネルギー使用原単位	PJ実施前1年間のエネルギー使用量÷PJ実施前1年間の生産量等	PJ実施前1年間のエネルギー使用量÷PJ実施前1年間の生産量等	PJ実施前1年間のエネルギー使用量÷PJ実施前1年間の乾燥重量等

### ④ デジタルタコグラフ方法論（EN-S-023）の改定

方法論EN-S-023「エコドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用」のVer.1.1は、適用条件2において、「道路運送車両法又は貨物自動車運送事業法等の法令に基づく運行記録計の装着義務」がある車両はプロジェクト対象外としていた。「法令に基づき運行記録計の装着が義務付けられている車両については、追加的な排出削減にはつながらないため、本方法論の対象外とする」と説明されていた。

しかし、上記の法令義務はアナログタコグラフでも満たすことができ、何らかのタコグラフを装着していた車両でも、より高機能なタコグラフ（デジタルタコグラフ）に更新すれば、より低燃費な運転を促し排出量を削減することは可能である、との指摘が事業者からあった。

そこで、方法論適用条件2を改め、法令義務を満たす運行記録計（アナログタコグラフ）を装着済みの車両でも、適用条件1を満たすデジタルタコグラフに更新した場合にはプロジェクト対象とできるよう、方法論を改定した。なお、本方法論では、「プロジェクト実施前の対象車両における燃料使用量及び輸送トンキロについて、プロジェクト実施前の1年間の累積値」を把握すること（方法論適用条件5）でベースライン排出量を算定するものであり、法令義務を満たす運行記録計を装着済みの車両もプロジェクト対象とする場合は、上記累積値をこのような車両についてのみ（法令義務のない車両とは区別して）把握することを求めることとした。

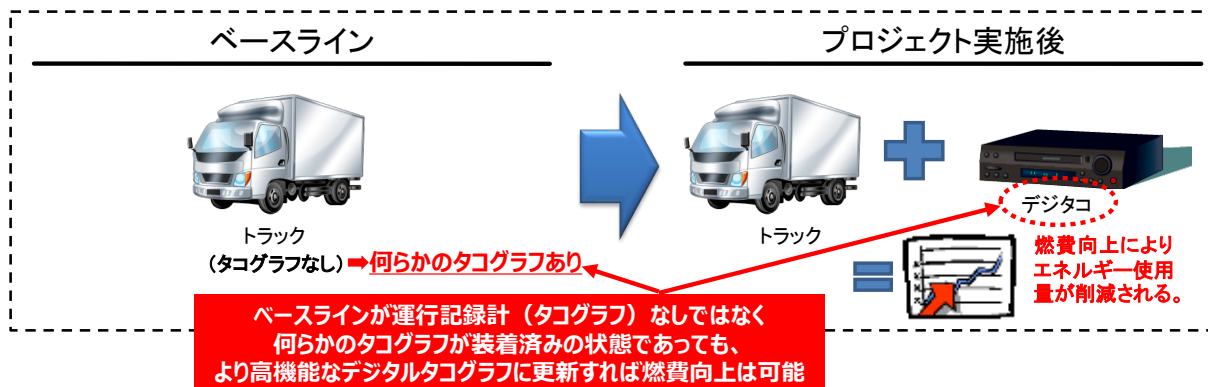


図 2-5 デジタルタコグラフ方法論の改定

⑤ ハイブリッド建機・産業車両方法論（EN-S-028）の改定

方法論 EN-S-028「ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新」の Ver.2.0 は、適用条件 1 において、「燃料に電力又は都市ガス（又は LNG）を使用するハイブリッド式建設機械・産業車両に更新すること」とする所謂“燃料種基準”を設けていた。

しかし、市場で入手できるハイブリッド式建設機械・産業車両は「電気+ディーゼル（軽油）」で駆動するものだけであり、上記“燃料種基準”の下では本方法論でのプロジェクト登録はできない状況となっていた。

このような状況は、方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）が“燃料種基準”の適用外と認める「技術的な制約」に因るものと考えられるため、上記方法論から“燃料種基準”を外す改定を行った。

⑥ 省エネルギー住宅方法論（EN-S-039）の改定（その 1）

方法論 EN-S-039「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」の Ver.3.0 は、適用条件 1 において、「新築又は改修する住宅で使用する燃料は都市ガス（又は LNG）であること（設備稼働時に都市ガスのパイプラインが敷設されていない場合には、LPG の使用を認める）」とする所謂“燃料種基準”を設けていた。

しかし、“燃料種基準”は、長期に亘って使用される場合も少なくない（また元々の排出量が多い）産業・業務部門の設備を念頭において導入されたものと考えられることを踏まえ、それを家庭部門にまで一律に適用することは止める方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）改定が行われた。それを受け、省エネルギー住宅方法論においても、“燃料種基準”を外す改定を行った。

⑦ 省エネルギー住宅方法論（EN-S-039）の改定（その 2）

方法論 EN-S-039「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」は、プロジェクト実施後住宅＝省エネルギー住宅での各種エネルギー使用量に、実測値でなく、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書の記載値（設計図書に基づく想定値）を使用することも認めている。太陽光発電の自家消費分についても、BELS 評価書記載値を使用する場合には、その分の排出削減量には、再エネクレジットではなく、省エネ住宅の他の部分の排出削減量と同じく省エネクレジットが認証される。しかし、それを実測した場合は、太陽光発電方法論に基づくプロジェクトと同様に、再エネ発電由来のクレジットを認証することもできるとしていた。

しかし、EN-S 方法論プロジェクトから再エネクレジットと省エネクレジットの両方が発行されると、売買や無効化の際に混乱を招くことが懸念された。また、2021 年度までに同方法論で登録された唯一のプロジェクト（2022 年 1 月の第 48 回認証委員会で登録承認されたプログラム型プ

プロジェクト)は、太陽光発電の自家消費分の排出削減量を算定対象から外して、太陽光発電方法論プロジェクトで別途認証を受ける余地を残し、省エネ住宅方法論プロジェクトとしては再エネクレジットの認証は受けない計画となっていた。

これらを踏まえ、省エネ住宅の太陽光発電分の排出削減量について、省エネ住宅プロジェクトにおいて再エネクレジットが認証される仕組みは廃止し、省エネ住宅プロジェクトで算定対象から外せば太陽光発電プロジェクトで別途認証を受けられるよう、省エネ住宅方法論を改定した。

#### ⑧ バイオ液体燃料方法論 (EN-R-004) の改定

方法論 EN-R-004「バイオ液体燃料 (BDF・バイオエタノール・バイオオイル) による化石燃料又は系統電力の代替」について、食肉加工の残渣や野生のイノシシ由来の骨油を用いて、廃棄物処理に係る化石燃料を削減する取組は対象とならないか、事業者より問い合わせがあった。

そこで、本方法論の対象を拡大して骨油を加える改定を行った。その際、原料となる食肉加工残渣は産業廃棄物であり、また BSE 特措法等が定める特定部位が含まれることから、以下の関連法令を示した。

##### (BSE対策)

- 牛海綿状脳症対策特別措置法 (BSE特措法)
  - と畜場法、等
- (廃棄物由来燃料の利用に際して想定される、その他法令)
- 廃棄物由来バイオマスの方法論にて挙げられている各種法令
    - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
    - ダイオキシン類対策特別処置法
    - 大気汚染防止法、等

#### ⑨ 風力発電方法論 (EN-R-008) の改定

方法論 EN-R-008「風力発電の導入」について、所謂“卒 FIT 電源”等の既設の風力発電に追加的な設備投資を行うことで、J-クレジット制度の対象にできないかという相談があった。なお、FIT (固定価格買取) 制度開始時に、既に再生可能エネルギー電気の発電を開始していた設備については、新設に適用される調達期間から既運転期間を控除した期間が調達期間として設定されるため、このような風力発電設備に関しては、2022 年時点で卒 FIT 電源に該当することもあり得る。

そこで、卒 FIT 電源等の太陽光発電設備の場合と同様の考え方で認証対象とできるよう、方法論を改定した。追加的に投資する設備は、太陽光発電方法論と同じく、(1) 出力制御対応機能付きパワーコンディショナー (2) 蓄電池 (初期実効容量 1.0kWh 以上) (3) 電気自動車 (プラグインハイブリッド自動車を含む) (4) 貯湯槽付きヒートポンプ (エコキュート) の 4 種とした。卒 FIT 電源等に由来する再エネ電力の自家消費の「全量」(追加的投資による増分のみではなく) が認証対象となること、追加的な設備投資によるプロジェクト登録は 1 回限りで認証対象期間は 8 年間となることも、太陽光発電方法論と同様とした。他方、太陽光発電方法論では認められている追加的投資に係る追加性評価の省略は、風力発電の場合、その規模により自家消費量やそれによるランニングメリットも大きく異なると考えられるため、認めないこととした。

#### ⑩ バイオ炭方法論 (AG-004) の改定

方法論 AG-004「バイオ炭の農地施用」に基づくプロジェクトでは、基本的に設備を稼働させ続ける設備更新系の方法論と異なり、バイオ炭を一度施用することで一度の排出削減活動が完結するので、認証対象期間の考え方が意味をなさない。しかし、制度文書において認証対象期間は「プ



プロジェクト登録の申請のあった日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日」を起点に設定することとされているので、他の方法論ではプロジェクト登録が可能な「プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施された」排出削減活動でも、バイオ炭施用の場合、プロジェクト登録前に活動が完了してしまっているため、一切評価されないことになる。

そこで、「登録申請の2年前の日以降に実施された活動」という要件のみを課し、認証対象期間は設定しないよう、方法論を改定した。具体的には、一度プロジェクト登録を行うと、当該プロジェクトにおいてプロジェクトの登録申請日から2年前以降に実施されたバイオ炭の施用活動は、全て認証対象とすることができることとした。

併せて、本方法論では、排出削減量のモニタリング・算定実績が妥当性確認時点で積みあがっている場合も見込まれることから、妥当性確認と検証を同時に行うことも可とした。

#### ⑪ 森林経営活動方法論（FO-001）の改定（その1）

森林地位のモニタリングに航空機からのリモートセンシングが導入された場合（前述）、そのための実地調査は行われなくなる。しかし、地位特定のためのモニタリングプロット調査は、「地位が1種類しかない収穫予想表を使用する場合においても、当該プロジェクトの対象となる森林の状況を把握するため」行わなければならないとされているように、森林状況を把握する機会としても重視されているところである。

他方、森林経営活動方法論に抛り吸収量の認証を受ける林分は、認証対象期間開始日以降、吸収量を算定する年度までに施業または森林の保護（森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、境界確認および巡視）が実施されなければならないと、必ず実地される。

そこで、方法論 FO-001「森林経営活動」において、森林の保護を実施する際は森林の状況を確認する旨の注記を加える改定を行った。具体的には、森林の保護の定義を述べている補足説明に、「その実施の際には森林の状況をプロジェクト計画書の記載内容に照らして確認する」と加筆した。

#### ⑫ 森林経営活動方法論（FO-001）の改定（その2）

方法論 FO-001「森林経営活動」Ver.2.5は、「認証対象期間内に森林経営計画に基づく間伐が、プロジェクト実施地において計画されているプロジェクトであること」を適用条件の一つとしていた。この条件は、過去の施業履歴があり認証対象期間内に巡視等を行った林分なら（今後の施業はなくても）吸収量認証対象となる中、当該森林全体の施業管理は“現在進行形”で続いていることを、日照を改善し森林の生育・CO<sub>2</sub>吸収を促進する典型的な施業である間伐がプロジェクト登録後も当該森林内で最低1か所は行われる計画のあることをもって担保するものである。

しかし、間伐適齢より若い林分のみがプロジェクト実施地となる特殊なケースにおいて、プロジェクト登録予定時の森林経営計画で間伐が計画されておらず、上記適用条件を満たせない状況がある、との相談があった。相談元は、経済的理由から再植栽を諦めた造林未済地について、CO<sub>2</sub>吸収や土砂災害リスク抑制といった森林機能を再生・維持するため、自治体や森林組合から依頼を受けて森林管理を行っている NGO である。

そこで、上記適用条件に、「ただし、プロジェクト実施地に計画的間伐対象森林を含み得ない場合は、森林経営計画に基づく植栽又は保育がプロジェクト実施地において計画されていること。」との但し書きを追加する方法論改定を行った。「計画的間伐対象森林」は森林法施行規則第38条第3号に定めるもので、この旨も＜適用条件の説明＞に加えた。

⑬ 森林経営活動方法論（FO-001）の改定（その3）

方法論 FO-001「森林経営活動」Ver.2.5 では、モニタリング対象森林の写真撮影について、求めている撮影の回数が多く、方法も詳細に定められていて、プロジェクト実施者の負担感が高くなっていた。モニタリング対象森林の写真は、森林経営計画に記載されているプロジェクト実施地の樹種、林齢、施業管理情報を確認するための補完的情報を得るために撮影するものであるため、その目的に照らして必要十分な情報が得られる撮影回数・方法となるよう、規定を下表の通り改定した。

表 2-8 モニタリング対象森林の写真撮影に係る規定の改定

	改定前	改定後
撮影回数	検証（＝クレジット認証申請）ごと	森林の施業又は保護の際（プロジェクト実施地は初回検証前に施業又は保護のため認証対象期間中に1回は実踏する）
レンズ種類／構図	焦点距離35mm程度の広角レンズを使用／構図は横長	（廃止）
撮影地点／枚数	プロジェクト実施地の（斜面下方から見て）左上隅から1枚、同中央から2枚（林内・林床1枚、林冠1枚）	林内・林床1枚、林冠1枚（撮影地点の指定は廃止）

### 2.1.3 検討事項の概要

#### (1) バイオ炭方法論（AG-004）の対象拡大等

注目度の高い方法論 AG-004「バイオ炭の農地施用」の更なる活用に向け、以下の論点について検討を行った。

##### ① より管理が容易な形で持続性を担保する方法について

バイオ炭方法論では、バイオ炭の施用後 10 年間の持続性担保措置を求めている。具体的には、バイオ炭が施用された日から 10 年を経過する日までの間に、バイオ炭を施用した農地等を転用した場合は、その旨を制度管理者へ速やかに報告し、クレジットを補填することが必要としている。この措置は、炭素貯留効果の消失防止の観点から導入されたものであるが、仮にバイオ炭の施用後に土地転用等がなされても、バイオ炭の貯留効果は失われまいとの指摘もある。

バイオ炭プロジェクトでの持続性担保措置は、森林管理プロジェクトのように年次での報告は求めておらず、転用の際に都度報告すれば良いとしている。しかしながら、土地の譲渡や会員の死亡時に適正に義務が継承されていることを確認するためには適宜、会員の実在性について確認の必要があり、実質的には、運営・管理者に高い確認頻度が課されている状態となっている。

そこで、持続性担保に係るプロジェクト登録後の義務について、プロジェクト実施者の負担を軽減する方策について検討を求めた。農地の適正な保全は農地法によってなされるため、本制度において保全のために特段の要件を設けなくても良いと整理できれば、要件の撤廃もあり得るとの方向性も示した。

##### ② バイオ炭施用地の対象拡大について

バイオ炭方法論では、バイオ炭の施用地は「農地法第 2 条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鈹質の土壌」とされており、確認方法も農地台帳又は全国農地ナビに限定されている。これに対し事業者からは、次のような土地へのバイオ炭施用について問い合わせがある。

- A) 現況では農地として利用しているがデータベースへの反映が未済の場所：
  - ✓ 山間のタケノコ畑や果樹園など
- B) 農地法第 2 条に定める「農地」又は「採草放牧地」以外の場所：
  - ✓ 都市の公園、ゴルフ場、花卉園芸の鉢植え等

そこで、下記等の点を考慮しつつ、制度の対象として適切な場所を幅広く含められるよう検討を求めた。

- イ) 「現況では農地として利用しているがデータベースへの反映が未済の場所」についてはどのような証跡を持って現況確認するのが適切か検討してはどうか。
- ロ) 「農地法第 2 条に定める「農地」又は「採草放牧地」以外の場所」については、IPCC ガイドラインの定義なども参照しつつ、どのような施用活動までを対象にできるか検討してはどうか

##### ③ バイオ炭原料の対象拡大について

- ④ バイオ炭方法論で対象となっているバイオ炭の原料は、木材、竹、家畜ふん尿、草本、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥、下水汚泥である。これに対し、下記について原料として認められ

ないか問い合わせがあり、原料の対象拡大について検討を求めた。

A) 廃菌床（キノコの栽培で用いる菌床で、収穫が終わったもの）

- ✓ おが粉などの木質原料に米ぬかなどを混ぜて作られる。木質原料については、現行方法論でも対象となっているので、重量比が特定できればその部分は対象にできる。
- ✓ 廃菌床全体について、評価が可能かどうかは検討事項。

B) コーヒー滓

- ✓ 抽出後のコーヒー粉。木の実の係数が適用できるかどうか検討。

C) 藻類

- ✓ 培養した藻類から有用物を抽出した残渣等。

## (2) 認証工程の簡素化

現行のJ-クレジット制度では、削減量の計測・算定、第三者検証に人手と時間を要する等、コストと手間を要している。デジタル技術を活用することで、クレジットの品質を担保しつつ、創出にかかる障壁を低減することが求められている。そこで、グリーン成長戦略にも記載されているように、J-クレジット制度において、デジタル技術の活用により、小さなタイムラグで環境価値を取引・活用できるよう、申請手続の電子化・モニタリングやクレジット認証手続の簡素化・自動化について検討を行っている。申請手続の電子化は、本年度システム開発を実施し、2022年度からのサービス開始を予定している。

認証工程の簡素化についても、適切なクレジットの品質を担保しつつ簡素化を行うための、具体的な要件をどのように設定できるか、検討を求めた。

現行の規定では、プロジェクト実施者が認証の申請を行う際、実施規程に従って検証機関による検証を受けることが必須になっており、検証の開始から認証委員会を経てクレジットが認証されるまでの期間は、一般に3か月～半年程度を要している。そこで、検討にあたっては、検証工程を短縮し、妥当性確認時に要件を満たしたプロジェクトについては、排出削減の実績とその他認証に際して必要な情報（活動量の証憑、削減活動リスト等）を申請すると、数週間程度でクレジットが発行されるような工程を目標とした。その際、認証委員会で審議している内容の適正性について、要件の中で担保できれば、検証に係る認証委員会での審議を経ずにクレジット認証を行うこともあり得ることを想定した。

簡素化された認証工程のフロー（プロジェクト登録時およびクレジット認証時）のイメージは下図の通り。



## 2.2 認証委員会の開催

### 2.2.1 認証委員会の開催概要

#### (1) 認証委員会の概要及び委員構成

J-クレジット制度認証委員会は、制度管理者によって設置され、また、認証委員会の委員は、表 2-9 に示す 9 名で構成。以下の業務を担当する。

① プロジェクト登録に関する審議
② 認証に関する審議
③ 小委員会の設置
④ ①、②に関する制度変更についての意見の運営委員会への提出
⑤ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議

出所) J-クレジット制度実施要綱

制度事務局は、以下の有識者に対し委員の委嘱手続きを行い、委員として認証委員会に出席いただいた。なお、委員長・副委員長は平成 25 年度の第 1 回認証委員会において委員の互選により決まった。

表 2-9 認証委員会委員

	氏名	所属
委員長	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科教授
副委員長	二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 新エネルギー・国際協力支援ユニット新エネルギーグループ研究主幹
委員	大國 浩太郎	一般財団法人省エネルギーセンター調査部長
	龍原 哲	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
	鶴崎 敬大	株式会社住環境計画研究所研究所長
	野津 喬	早稲田大学理工学術院 准教授
	深津 功二	TMI 総合法律事務所弁護士
	藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関 プログラム・マネージメント・オフィス上席研究員 国立研究開発法人国立環境研究所 社会環境システム研究センター主任研究員
	柚山 義人	一般社団法人日本有機資源協会専務理事

制度事務局は、令和3年度に実施された第45回～第49回のJ-クレジット制度認証委員会の開催に係る委員等の出席者の日程調整・受付、会議資料の準備、議事の実成、委員謝金の支払い等の事務を実施した。

## (2) 委員会の結果

認証委員会は2021年度において5回開催した。各回の開催概要を以下に示す。

### ① 第45回認証委員会

#### i) 議事概要

開催日時	2021年6月9日(水) 15:30-16:00※委員長報告の実施日時
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、 野津委員、深津委員、藤野委員、柚山委
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	<p>1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の認証委員会において登録申請を受けた17件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。</li> </ul> <p>2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の認証委員会において認証申請を受けた15件(計78,975 t-CO2)のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。</li> </ul>

ii) 登録・認証一覧

第45回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (数量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
248	2021/3/5	真樹フォレスト 株式会社	私有林における森林経営活動	長崎県長崎市 長崎県西海市 熊本県 上益城郡山都町 熊本県 下益城郡美里町 熊本県 埴国郡あさぎり町	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	3,981t-CO2	一般社団法人 日本林業協会
249	2021/3/11	高崎市	一般廃棄物処理施設における 未利用燃焼の発電利用	大塚市 高崎市	EN-S-010 Ver 1.1	未利用燃焼の発電利用	6,512t-CO2	一般社団法人 日本海草協会
250	2021/3/10	興人ライフサイエンス 株式会社	化学工場におけるボイラーの新設 (LPG→LNG) 化学工場におけるコージェネレーションの導入 (LPG→LNG)	大分県 佐伯市	EN-S-001 Ver 1.1 EN-S-007 Ver 1.3	ボイラーの導入 コージェネレーションの導入	87,352t-CO2	一般社団法人 日本品質保証機構
251	2021/3/16	社会医療法人かりゆし ハートライフ病院	病院における照明設備の更新	沖縄県 中城町	EN-S-006 Ver 2.1	照明設備の導入	1,142t-CO2	ペリージョン/インテグレーション ディベロップメント/カニズム 株式会社
252	2021/3/18	大台町	私有林における森林経営活動	三重県 大台町	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	19,035t-CO2	一般社団法人 日本品質保証機構
253	2021/3/22	九州林産 株式会社	私有林における森林経営活動	大分県別府市 大分県由布市 大分県九重町 大分県日田市 大分県延岡市	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	114,389t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
254	2021/3/22	三井物産フォレスト 株式会社	私有林における森林経営活動	三重県 北牟婁郡 紀北町	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	23,145t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
255	2021/3/31	二宮木材 株式会社	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→パーク、プレーナー、木屑)	熊本県 那須塩浜市	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料又は系統電力の代替	26,666t-CO2	ペリージョン/インテグレーション ディベロップメント/カニズム 株式会社
256	2021/3/31	大林産業 株式会社	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→パーク、プレーナー、プレカット材)	山口県 山口市	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料又は系統電力の代替	4,272t-CO2	ペリージョン/インテグレーション ディベロップメント/カニズム 株式会社
257	2021/3/31	新栄合板工業 株式会社	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→木屑)	大分県 玖珠郡 玖珠町	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料又は系統電力の代替	64,160t-CO2	一般社団法人 日本海草協会



第45回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間開始日	排出削減 ・吸収量 (削減見込) (t-CO2)	削減計画(見込)			審査機関名
					番号	名称			年度	活動数 (件)	年別 排出削減量 (t-CO2)	
P102	2021/3/15	豊田市	家庭におけるコージェネレーションの導入	愛知県 豊田市	EN-S-007 Ver 1.3	コージェネレーションの導入	2021/4/1	2,520t-CO2	(2013)	-	-	ペリージョン・レジストラ・グリーン ディベロップメント・カニズム 株式会社
									(2014)	-	-	
									(2015)	-	-	
									(2016)	-	-	
									(2017)	-	-	
									(2018)	-	-	
									(2019)	-	-	
									(2020)	-	-	
									(2021)	50	48	
									(2022)	190	97	
									(2023)	150	145	
(2024)	200	194										
(2025)	250	242										
(2026)	300	291										
(2027)	350	339										
(2028)	400	388										
(2029)	400	388										
(2030)	400	388										
P103	2021/4/1	サウエナジー 株式会社	事業場におけるボイラーの更新および新設	愛知県 静岡県	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	2021/4/1	57,404t-CO2	(2013)	-	-	ペリージョン・レジストラ・グリーン ディベロップメント・カニズム 株式会社
									(2014)	-	-	
									(2015)	-	-	
									(2016)	-	-	
									(2017)	-	-	
									(2018)	-	-	
									(2019)	-	-	
									(2020)	-	-	
									(2021)	2	875	
									(2022)	4	1,350	
									(2023)	12	4,052	
(2024)	16	5,403										
(2025)	17	5,740										
(2026)	19	6,416										
(2027)	22	7,429										
(2028)	25	8,442										
(2029)	26	8,790										
(2030)	27	9,117										
P104	2021/4/1	静岡ガス 株式会社	家庭における太陽光発電設備の導入	静岡県	EN-R-002 Ver 2.1	太陽光発電設備の導入	2021/4/1	6,788t-CO2	(2013)	-	-	ペリージョン・レジストラ・グリーン ディベロップメント・カニズム 株式会社
									(2014)	-	-	
									(2015)	-	-	
									(2016)	-	-	
									(2017)	-	-	
									(2018)	-	-	
									(2019)	-	-	
									(2020)	-	-	
									(2021)	186	130	
									(2022)	332	261	
									(2023)	486	391	
(2024)	664	522										
(2025)	830	653										
(2026)	996	783										
(2027)	1,162	914										
(2028)	1,328	1,044										
(2029)	1,328	1,044										
(2030)	1,328	1,044										
P105	2021/3/22	一般社団法人 エネルギーマネジメント協会	事業場における照明設備の更新	福岡県 大分県 高知県 佐賀県 熊本県 山口県 広島県 岡山県	EN-S-006 Ver 2.1	照明設備の導入	2021/3/22	28,386t-CO2	(2013)	-	-	ソコック・サーティファイケーション・ジャパン 株式会社
									(2014)	-	-	
									(2015)	-	-	
									(2016)	-	-	
									(2017)	-	-	
									(2018)	-	-	
									(2019)	-	-	
									(2020)	7	8	
									(2021)	22	1,025	
									(2022)	32	1,491	
									(2023)	42	1,957	
(2024)	52	2,423										
(2025)	62	2,889										
(2026)	72	3,355										
(2027)	82	3,821										
(2028)	85	3,961										
(2029)	88	3,728										
(2030)	88	3,728										

第45回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	クレジット 取得者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
17	2021/5/12	全国農業協同組合 連合会	全国農業協同組合 連合会	食品工場におけるボイラーの更新 (A更新一部併方式)	山口県 山口市	EN-S-001 Ver 1.0	ボイラーの導入	2014/4/1 ~ 2022/3/31	2014/4/1 ~ 2021/3/31 (18.0ヶ月) 【第1回目の認証】	60,218	ソコック・サーティファイケーション・ジャパン 株式会社
52	2021/3/15	有限会社 武田建設工業所	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	醸造工場におけるボイラーの更新 (A更新一部併方式)	愛知県 松山市	EN-S-001 Ver 1.0	ボイラーの導入	2015/1/13 ~ 2023/1/12	2017/11/4 ~ 2020/10/3 (35.0ヶ月) 【第2回目の認証】	280	一般財団法人 日本海事協会
73	2021/3/15	オーフケナル 株式会社	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	水産工場におけるボイラーの更新 (A更新一部併方式)	香川県 丸亀市	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	2015/4/1 ~ 2021/3/31	2015/4/1 ~ 2020/10/25 (69.9ヶ月) 【第1回目の認証】	737	一般財団法人 日本海事協会
84	2021/3/15	愛媛県繊維染色 工業組合	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	染色工場におけるボイラーの更新 (A更新一部併方式)	愛媛県 宇治市	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	2016/1/1 ~ 2023/12/31	2016/1/1 ~ 2020/9/30 (57.0ヶ月) 【第1回目の認証】	243	一般財団法人 日本海事協会
123	2021/3/12	株式会社 いしむ	株式会社 いしむ	運動施設における照明設備の更新(LED)	徳島県 徳島市	EN-S-006 Ver 1.1	照明設備の導入	2016/4/1 ~ 2024/3/31	2016/4/1 ~ 2020/10/31 (55.0ヶ月) 【第1回目の認証】	117	一般財団法人 日本海事協会
133	2021/3/10	日之出繊維工業 株式会社	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	タンポポ製造工場におけるボイラーの新設 (LPG→LNG)	鹿児島県 日置市	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	2016/3/18 ~ 2024/3/17	2016/12/1 ~ 2020/7/31 (45.0ヶ月) 【第2回目の認証】	871	一般財団法人 日本品質保証機構
165	2021/3/9	株式会社 ヒガシマル	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	製紙工場における乾燥設備の更新 (A更新一部併方式)	鹿児島県 鹿嶋市	EN-S-026 Ver 1.0	乾燥設備の更新	2017/4/1 ~ 2025/3/31	2017/4/1 ~ 2020/7/31 (45.0ヶ月) 【第1回目の認証】	399	一般財団法人 日本品質保証機構
168	2021/3/29	オンキヨー食品 株式会社	公益財団法人 北海道環境財団	食品工場におけるボイラーの更新 (A更新一部併方式)	北海道 江刺市	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	2017/10/1 ~ 2025/9/30	2017/10/1 ~ 2020/9/30 (36.0ヶ月) 【第1回目の認証】	963	ペリージョン・レジストラ・グリーン ディベロップメント・カニズム 株式会社
183	2021/3/29	株式会社 萬葉館	公益財団法人 北海道環境財団	食品施設におけるヒートポンプの導入 (A更新一部併方式) 温泉施設における再生可能エネルギー熱を 利用する乾燥設備の導入	北海道 札幌市	EN-S-002 Ver 1.2 EN-R-003 Ver 1.1	ヒートポンプの導入 再生可能エネルギー熱を利用する 乾燥設備の導入	2018/1/31 ~ 2026/1/30	2018/1/31 ~ 2020/1/31 (24.0ヶ月) 【第1回目の認証】	830	ペリージョン・レジストラ・グリーン ディベロップメント・カニズム 株式会社
201	2021/5/13	株式会社 アイザック	株式会社 アイザック	建築物管理施設における 太陽光発電の発電利用	富山県 富山市	EN-S-010 Ver 1.1	太陽光発電の発電利用	2017/11/1 ~ 2025/3/31	2019/6/1 ~ 2021/3/31 (22.0ヶ月) 【第1回目の認証】	8,559	ペリージョン・レジストラ・グリーン ディベロップメント・カニズム 株式会社

第45回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	運営・管理者	J-クレジット 取得者	プロジェクト概要	実施 地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P69	2021/3/15	札幌市	札幌市	住宅における コージェネレーションの導入	北海道 札幌市	EN-S-007 Ver 1.1	コージェネレーションの導入	2018/9/1 ～ 2031/3/31	2018/9/1 ～ 2020/3/31 (19ヶ月) 【第1回目の認証】	67t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P70	2021/3/15	札幌市	札幌市	住宅における 太陽光発電設備の導入	北海道 札幌市	EN-R-002 Ver 1.2	太陽光発電設備の導入	2018/9/1 ～ 2031/3/31	2018/9/1 ～ 2020/3/31 (19ヶ月) 【第1回目の認証】	59t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P73	2021/3/15	株式会社 山新	株式会社 豊国エコソリューションズ	店舗における 照明設備の更新(LED)	茨城県 栃木県 福島県	EN-S-006 Ver 2.0	照明設備の導入	2018/8/30 ～ 2031/3/31	2018/8/30 ～ 2020/8/31 (24ヶ月) 【第1回目の認証】	4,866t-CO2	一般社団法人 日本品質保証機構

第45回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 所有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC1359	2021/3/24	社会福祉法人 伸康会	株式会社 FTカーボン	介護施設における ボイラーの新設 (灯油→木質バイオマス)	青森県 弘前市	001-A	ボイラーの新設	2016/4/1 ～ 2020/12/9 (56ヶ月) 【第3回目の認証】	305	株式会社 日本スマートエナジー認証機構
KC1383	2021/3/31	株式会社 巧	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	農業用ハウスにおける 空調設備の更新 (A重油→電気)	鹿児島県 志布志市	004	空調設備の更新	2018/3/1 ～ 2021/2/24 (35ヶ月) 【第4回目の認証】	361	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

② 第46回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2021年8月4日(水) 13:30-15:30 ※委員長報告の実施日時
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、 野津委員、深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	1. プロジェクトの登録に関する審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の認証委員会において登録申請を受けた5件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。</li> </ul> 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の認証委員会において認証申請を受けた7件(計7,735 t-CO2)のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。</li> </ul>

ii) 登録・認証一覧

第46回認証委員会 プロジェクト(通常型) 登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
258	2021/5/28	青森プライウッド 株式会社	製材工場における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (LPG→木屑)	青森県 上北郡 六戸町	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	80,640t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
259	2021/7/7	鶴舞リゾート 株式会社	宿泊施設におけるヒートポンプシステムの導入 (LPG→温泉熱) 宿泊施設における再生可能エネルギー熱を 利用する熱源設備の導入 (LPG→温泉熱)	北海道 釧路市	EN-S-002 Ver 2.0 EN-R-003 Ver 1.2	ヒートポンプの導入 再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入	2,344t-CO2	ペリージョンソレジストラクリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
260	2021/7/7	加藤化学 株式会社	化学工場における ボイラーの更新 (灯油→都市ガス)	愛知県 知多郡 美浜町	EN-S-001 Ver 2.0	ボイラーの導入	4,120t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

第46回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	概要	プロジェクト 実施地域	通用方法論		排出削減 ・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P106	2021/5/31	あかりレンタルジャパン 株式会社	事業所における 照明設備の更新	全国	EN-S-006 Ver 2.1	照明設備の導入	65,741t-CO2	ペリージョンソシエティ・クリーン ディベロップメント・メカニズム 株式会社
P107	2021/7/1	一般社団法人 エネルギーマネジメント協会	事業所における 空調設備の更新	福岡県 大分県 長崎県 佐賀県 熊本県 山口県 広島県 岡山県	EN-S-004 Ver 1.3	空調設備の導入	9,349t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

第46回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施場所	通用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット 量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
185	2021/7/7	岩手トラックターミナル 株式会社	岩手トラックターミナル 株式会社	物流会社における 照明設備の導入、更新(LED)	岩手県 紫波郡 矢作町	EN-S-006 Ver 2.0	照明設備の導入	2018/4/1 ～ 2026/3/31	2018/4/1 ～ 2021/3/31 (28.6ヶ月) 【第2回目の認証】	376	一般社団法人 日本海事協会
234	2021/5/13	みやま市	みやま市	バイオマス処理施設における バイオガスによる系統電力の代替	福岡県 みやま市	EN-R-007 Ver 1.1	バイオガス(緑炭性炭酸によるメタンガス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2020/4/1 ～ 2028/3/31	2020/4/1 ～ 2021/2/28 (10.9ヶ月) 【第1回目の認証】	205	ペリージョンソシエティ・クリーン ディベロップメント・メカニズム 株式会社

第46回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	運営・管理者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施 地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P47	2021/7/5	株式会社 三幸	株式会社 三幸	店舗における 照明設備の更新(LED)	全国	EN-S-008 Ver 1.1	照明設備の導入	2017/4/1 ～ 2031/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第4回目の認証】	1,356t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P74	2021/6/30	株式会社 TGハワー	ブルドットグリーン 株式会社	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 1.3	太陽光発電設備の導入	2019/2/15 ～ 2031/3/31	2019/2/15 ～ 2020/11/30 (21ヶ月) 【第1回目の認証】	1,696t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P77	2021/7/5	宮城県	宮城県	住宅における 太陽光発電設備の導入	宮城県内	EN-R-002 Ver 1.3	太陽光発電設備の導入	2019/6/1 ～ 2031/3/31	2019/11/1 ～ 2021/3/1 (18ヶ月) 【第2回目の認証】	2,642t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P90	2021/7/5	デジタルグリッド 株式会社	デジタルグリッド 株式会社	住宅および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.0	太陽光発電設備の導入	2020/4/1 ～ 2031/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	61t-CO2	ペリジョン・ノンレジストラ クリーンディベロップメントメカニズム 株式会社

第46回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	共同実施者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC1493	2021/7/7	三和工業 株式会社	J-クレジット制度 事務局	パッケージ製造工場における ボイラーの更新 (A重油→LPG)	香川県 仲多度郡 まんのう町	001	ボイラーの更新	2013/4/1 ～ 2020/11/19 (91.7ヶ月) 【第2回目の認証】	1,399	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

③ 第47回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2021年10月25日(月) 13:30-15:30 ※委員長報告の実施日時
開催場所	WEB会議にて開催
出席者	<p><b>【委員】</b>          松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、深津委員(※)、藤野委員(※)、柚山委員          ※議決権の行使を委員長に一任(当日は欠席)</p> <p><b>【事務局】</b>          経済産業省：内野企画官、北原課長補佐、中川係長          環境省：保角室長補佐、佐藤主任          農林水産省：古藤課長補佐          林野庁：魚住課長補佐</p>
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクトの登録に関する審議</li> <li>2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議</li> <li>3. その他</li> </ol>
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の認証委員会において登録申請を受けた9件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。</li> </ul> </li> <li>2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の認証委員会において認証申請を受けた25件(計66,590 t-CO<sub>2</sub>)のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。</li> </ul> </li> </ol>

ii) 登録・認証一覧

第47回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
261	2021/8/18	昭和化学工業 株式会社	化学工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LNG→LNG、木質チップ、パークチップ)	岡山県 真庭市	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	6,824t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
262	2021/9/9	ニッポン高度紙工業 株式会社	社有林における森林経営活動	高知県 安芸市	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	11,589t-CO2	一般社団法人日本能率協会
263	2021/9/17	株式会社 栃毛木材工業	社有林における森林経営活動	栃木県 塩谷町、 大田原市、 矢板市	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	11,795t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
264	2021/9/16	徳三運輸倉庫 株式会社	倉庫におけるボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	静岡県 静岡市	EN-S-001 Ver 2.0	ボイラーの導入	8,328t-CO2	一般財団法人日本海事協会
265	2021/9/27	羽根町	温泉施設における バイオ液体燃料(BDF)による 化石燃料の代替 (LPG→BDF)	北海道 苫前郡 羽根町	EN-R-004 Ver 1.3	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・ バイオオイル)による化石燃料又は系統電 力の代替	900t-CO2	ペリージョンソングレストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第47回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト 運営・管理者	プロジェクト概要	プロジェクト 実施地域	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P108	2021/7/16	株式会社 竹中工務店	工事現場における ポルトランドセメント配合量の 少ないコンクリートの使用	全国	EN-S-040 Ver 2.0	ポルトランドセメント配合量の少ない コンクリートの打設	9,106t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構
P109	2021/9/17	鹿島建設 株式会社	工事現場における ポルトランドセメント配合量の 少ないコンクリートの使用	全国	EN-S-040 Ver 2.0	ポルトランドセメント配合量の少ない コンクリートの打設	4,117t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構
P110	2021/9/22	西部ガス 株式会社	事業所における ボイラーの更新および新設	九州・山口県	EN-S-001 Ver 2.0	ボイラーの導入	37,054t-CO2	ペリージョンソングレストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P111	2021/9/24	新日本住設 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.1	太陽光発電設備の導入	110,095t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

第47回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ番号	クレジット認証申請日	プロジェクト実施者	J-クレジット保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット量(t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
16	2021/9/27	全国農業協同組合連合会	全国農業協同組合連合会	食品工場におけるボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	長崎県佐賀県	EN-S-001Ver 1.0	ボイラーの導入	2014/4/1 ～ 2022/3/31	2014/4/1 ～ 2021/3/31 (34.0ヶ月) 【第1回目の認証】	1,616	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
29	2021/7/15	株式会社宮崎竹田青果	株式会社宮崎竹田青果	青果工場における電動式産業車両への更新 (軽油→電気)	宮崎県宮崎市	EN-S-021Ver 1.0	電動式建設機械・産業車両への更新	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2014/4/1 ～ 2021/3/31 (34.0ヶ月) 【第1回目の認証】	163	一般財団法人日本海事協会
65	2021/9/24	南アルプス市	南アルプス市	公共施設における水力発電設備の導入	山梨県南アルプス市	EN-R-006Ver 1.0	水力発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2020/3/31	2016/11/1 ～ 2021/3/31 (53.0ヶ月) 【第3回目の認証】	157	一般財団法人日本海事協会
105	2021/9/17	権理産業株式会社	権理産業株式会社	社有林における森林経営活動	鹿児島県薩摩川内市東郷町	FO-001Ver 2.1	森林経営活動	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2016/4/1 ～ 2021/3/31 (50.0ヶ月) 【第1回目の認証】	1,611	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
138	2021/9/14	佐伯広域森林組合	株式会社イースクエア	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (暖房、プレナー用)	大分県佐伯市	EN-R-001Ver 1.2	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/4/1 ～ 2021/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12.0ヶ月) 【第5回目の認証】	857	一般財団法人日本海事協会
139	2021/9/14	有限会社川井林業	ESカーボンプレジット合同会社	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (暖房、暖房)	岩手県岩手郡雫石町	EN-R-001Ver 1.2	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/4/1 ～ 2024/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12.0ヶ月) 【第5回目の認証】	2,565	一般財団法人日本海事協会
150	2021/9/27	環境開発株式会社	環境開発株式会社	商業施設屋根設置におけるインバーター制御設備の導入	石川県金沢市	EN-S-005Ver 1.0 EN-S-010Ver 1.0	ポンプ・ファン類への閉込運転制御、インバーター制御又は自動制御の導入 未利用廃熱の発電利用	2017/3/22 ～ 2025/3/21	2017/3/22 ～ 2021/3/21 (48.0ヶ月) 【第1回目の認証】	1,336	一般財団法人日本海事協会
157	2021/9/27	宮内林業株式会社	株式会社FTカーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→パーク、プレナー用、木屑)	宮崎県都城市	EN-R-001Ver 1.3	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/11/1 ～ 2021/3/31	2016/2/1 ～ 2021/3/21 (25.0ヶ月) 【第2回目の認証】	4,275	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社
177	2021/9/24	二宮木材株式会社	株式会社FTカーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→パーク、プレナー用、木屑)	熊本県那須温泉市	EN-R-001Ver 1.4	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2017/1/10 ～ 2020/3/31	2017/1/10 ～ 2021/3/21 (50.2ヶ月) 【第1回目の認証】	4,700	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社
180	2021/9/24	太子食品工業株式会社	株式会社FTカーボン	食品工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→暖房用)	青森県十和田市	EN-R-001Ver 1.4	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2017/6/1 ～ 2020/3/31	2019/4/1 ～ 2021/3/21 (24.0ヶ月) 【第2回目の認証】	5,486	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社
205	2021/9/24	大林産業株式会社	株式会社FTカーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→パーク)	山口県山口市	EN-R-001Ver 1.5	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2018/5/1 ～ 2020/3/31	2018/5/1 ～ 2021/3/21 (35.0ヶ月) 【第1回目の認証】	4,933	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社
206	2021/9/24	エンジニアッド宮崎株式会社	株式会社FTカーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→パーク、プレナー用、木屑)	宮崎県都城市	EN-R-001Ver 1.5	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2018/6/25 ～ 2020/3/31	2018/6/25 ～ 2021/3/21 (32.0ヶ月) 【第1回目の認証】	6,403	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社
219	2021/9/17	美深町	美深町	町有林における森林経営活動	北海道中川郡美深町	FO-001Ver 2.4	森林経営活動	2018/4/1 ～ 2022/3/31	2019/4/1 ～ 2021/3/21 (24.0ヶ月) 【第1回目の認証】	1,172	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
221	2021/9/24	協同組合 兵庫木材センター	株式会社FTカーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (A重油→パーク、プレナー用、木屑、おが屑、製材屑)	兵庫県宍粟市	EN-R-001Ver 1.6	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2018/12/1 ～ 2020/3/31	2018/12/1 ～ 2021/3/21 (28.0ヶ月) 【第1回目の認証】	5,796	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社
228	2021/9/24	川崎製紙株式会社	株式会社FTカーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (A重油→木質チップ)	福井県福井市	EN-R-001Ver 1.6	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2019/6/13 ～ 2020/3/31	2019/6/13 ～ 2021/3/21 (21.0ヶ月) 【第1回目の認証】	5,889	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社
232	2021/9/24	郡城地区プレカット事業協同組合	株式会社FTカーボン	製材所におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (A重油→木質チップ)	宮崎県都城市	EN-R-001Ver 1.6	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2019/10/28 ～ 2020/3/31	2019/10/28 ～ 2021/3/21 (17.0ヶ月) 【第1回目の認証】	5,646	ペーリジョン・レジストラ・クリーン・ディベロップメント・カンパニズ株式会社



第47回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プログラム型 運営・管理者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P10	2021/9/24	日本ハウズイング 株式会社	日本ハウズイング 株式会社	マンション共用部分における 照明設備の更新・新設	全国	EN-S-006 Ver 1.0	照明設備の導入	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第8回目の認証】	384t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構
P11	2021/9/24	大分県	大分県	住宅における 太陽光発電設備の導入	大分県	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導 入	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2018/10/1 ～ 2020/9/30 (24ヶ月) 【第5回目の認証】	2,153t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
P13	2021/9/24	ミサワホーム 株式会社	ミサワホーム 株式会社	住宅における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導 入	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第8回目の認証】	4,170t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構
P41	2021/9/27	山形県	山形県	住宅・事業所における 太陽光発電設備の導入	山形県	EN-R-002 Ver 1.2	太陽光発電設備の導 入	2016/6/1 ～ 2021/3/31	2020/6/1 ～ 2021/5/31 (12ヶ月) 【第6回目の認証】	2,217t-CO2	一般財団法人日本海事協会
P58	2021/9/27	上野村	上野村	公共施設における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替	関東	EN-R-001 Ver 1.4	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)に よる化石燃料又は系 統電力の代替	2017/10/1 ～ 2021/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第3回目の認証】	129t-CO2	一般財団法人日本海事協会
P89	2021/9/24	香川県	香川県	住宅における 太陽光発電設備の導入	香川県	EN-R-002 Ver 1.3	太陽光発電設備の導 入	2020/4/1 ～ 2021/3/31	2020/4/1 ～ 2021/4/30 (13ヶ月) 【第1回目の認証】	281t-CO2	一般財団法人日本海事協会

第47回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	共同実施者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC1462	2021/9/27	羽根町	公益財団法人 北海道環境財団	ホテルにおける ボイラーの更新 (A重油→重油、廃食油)	北海道 吉野郡 羽根町	001	ボイラーの更新	2019/9/1 ～ 2020/11/30 (15.0ヶ月) 【第4回目の認証】	182	ペリージョンソノレジストラクリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

④ 第 48 回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2022年1月13日(木) 13:30-15:30 ※委員長報告の実施日時
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、 野津委員、深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の認証委員会において登録申請を受けた13件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。</li> </ul> 2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の認証委員会において認証申請を受けた17件(計45,512t-CO2)のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。</li> </ul>

ii) 登録・認証一覧

第 48 回認証委員会 プロジェクト(通常型) 登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
266	2021/11/1	高知矢崎商事 株式会社	リネン工場における ボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	高知県 高知市	EN-S-001 Ver 2.0	ボイラーの導入	5,711t-CO2	ペリージョンソレストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
267	2021/11/19	北海道ガス 株式会社	社有林における森林経営活動	北海道 空知郡 南富良野町	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	4,460t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
268	2021/11/25	長崎県	県有林における森林経営活動	長崎県 長崎市 諫早市 大村市 平戸市 西海市 東彼杵町 佐世保市 壱岐市 南島原市	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	29,560t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
269	2021/12/1	株式会社 高嶺木材	製材工場における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (LPG→バイオマス プレナー→くず、製材端材)	宮崎県 西諸県 郡高原町	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質 バイオマス)による化石燃料 又は系統電力の代替	13,927t-CO2	ペリージョンソレストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第48回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		排出削減 ・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P112	2021/11/25	岡山運機 中核都市圏	家庭における 太陽光発電設備の導入	岡山県 岡山市 津山市 玉野市 総社市 備前市 瀬戸内市 赤松市 真庭市 和気町 早島町 久米南町 美咲町 吉備中央町	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	23,484 t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P113	2021/11/25	岩谷産業 株式会社	事業所における ボイラーの更新および新設	LPG、LNG・全国 都市ガス・近畿	EN-S-001 Ver 2.0	ボイラーの導入	133,122 t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P114	2021/11/29	一般社団法人 日本クルベジ協会	農家における バイオ炭の農地利用	全国	AG-004 Ver.1.2	バイオ炭の農地施用	4,467 t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
P115	2021/11/29	エナジーサプライ 株式会社	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	6,196 t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P116	2021/12/2	オムロンソーシアルソリューションズ 株式会社 株式会社 NTTスマイルエナジー	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	1,092,044 t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
P117	2021/11/30	伊丹市	家庭における 太陽光発電設備の導入	兵庫県 伊丹市	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	2,229 t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P118	2021/11/30	ENEOS 株式会社	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	63,310 t-CO2	ペリジョンソルレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P119	2021/12/1	大東建託株式会社	家庭における太陽光発電設備の導入	全国	EN-S-039 Ver 3.0	省エネルギー住宅の新築	175,740 t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
P120	2021/12/1	堺市	公共施設における照明設備の更新	大阪府 堺市	EN-S-006 Ver 3.0	照明設備の導入	25,133 t-CO2	一般財団法人 日本海事協会

第48回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
18	2021/12/2	柏崎市 ガス水道局	柏崎市	下水処理場における バイオガスによる 系統電力の代替	新潟県 柏崎市	EN-R-007 Ver 1.0	バイオガス(嫌気性発酵による メタンガス)による化石燃料又 は系統電力の代替	2014/3/1 ～ 2022/2/28	2015/7/1 ～ 2021/9/30 (75.9ヶ月) 【第2回目の認証】	3,517	一般財団法人 日本海事協会
31	2021/11/25	御浜町	御浜町	町有林における 森林経営活動	岐阜県 笠原市 御浜町	FO-001 Ver 2.0	森林経営活動	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2014/4/1 ～ 2020/3/31 (72.0ヶ月) 【第1回目の認証】	1,900	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
101	2021/11/24	足利市	足利市	防音壁における 照明設備の更新(LED)	新潟県 足利市	EN-S-006 Ver 1.1	照明設備の導入	2016/3/1 ～ 2024/2/29	2016/3/1 ～ 2021/3/31 (61.0ヶ月) 【第1回目の認証】	1,473	一般財団法人 日本海事協会
119	2021/11/19	当別町	当別町	公共施設における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (A量油→木質ペレット)	北海道 石狩市	EN-R-001 Ver 1.1	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は 系統電力の代替	2016/3/1 ～ 2021/3/31	2016/3/1 ～ 2021/3/31 (61.0ヶ月) 【第1回目の認証】	155	ペリージョン・インベストメント・グループ ディベロップメント・カニズム 株式会社
158	2021/12/2	株式会社 モリタクリーニング	株式会社 FTカーボン	クリーニング工場における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (LPG→軽油・木質チップ)	北海道 旭川市 七飯町	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は 系統電力の代替	2016/12/8 ～ 2029/3/31	2016/12/8 ～ 2021/3/31 (51.7ヶ月) 【第1回目の認証】	8,217	ペリージョン・インベストメント・グループ ディベロップメント・カニズム 株式会社
163	2021/12/2	社会福祉法人 神楽会	株式会社 FTカーボン	介護施設における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (木質ペレット)	青森県 弘前市	EN-R-001 Ver 1.3	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は 系統電力の代替	2016/11/27 ～ 2029/3/31	2016/11/27 ～ 2021/3/31 (54.7ヶ月) 【第1回目の認証】	1,314	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
178	2021/12/2	天草地域 森林組合	株式会社 FTカーボン	製材工場における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (バーク、プレーナー屑、木屑)	熊本県 天草市	EN-R-001 Ver 1.4	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は 系統電力の代替	2017/2/28 ～ 2029/3/31	2017/3/31 ～ 2021/3/31 (48.1ヶ月) 【第1回目の認証】	1,797	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
204	2021/11/24	森林吸収プロジェクト 協議会	森林吸収プロジェクト 協議会	組合所有林における 森林経営活動	北海道 釧路市 北海道 室蘭市	FO-001 Ver 2.3	森林経営活動	2018/4/1 ～ 2026/3/31	2018/4/1 ～ 2021/3/31 (24.0ヶ月) 【第2回目の認証】	542	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
208	2021/11/24	一般社団法人 道南森林公社	一般社団法人 道南森林公社	分枝造林事業地における 森林経営活動	道南県 美深市	FO-001 Ver 2.0	森林経営活動	2018/4/1 ～ 2026/3/31	2018/4/1 ～ 2021/3/31 (24.0ヶ月) 【第2回目の認証】	312	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
210	2021/12/2	ハルナアブデュース 株式会社	テス・エンジニアリング 株式会社	食品工場における ボイラーの更新 (灯油→LNG)	和歌山県 海南市	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	2019/1/11 ～ 2027/1/10	2019/4/1 ～ 2021/3/31 (24.0ヶ月) 【第2回目の認証】	3,421	ペリージョン・インベストメント・グループ ディベロップメント・カニズム 株式会社
225	2021/11/22	西栗倉村	西栗倉村	町有林における 森林経営活動	岡山県 真庭市 西栗倉村	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	2019/4/1 ～ 2027/3/31	2019/4/1 ～ 2021/3/31 (24.0ヶ月) 【第1回目の認証】	7,656	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
229	2021/9/27	筑波ダイカスト工業 株式会社	丸紅 株式会社	造膜加工工場における マグネシウム溶融炉用 カーバースの更新 (ガス燃料→代替ガス)	宮城県 栗原市	IN-001 Ver 1.0	マグネシウム溶融炉用 カーバースの更新	2020/2/6 ～ 2028/2/5	2020/2/6 ～ 2021/3/31 (15.6ヶ月) 【第1回目の認証】	4,134	一般財団法人 日本海事協会
233	2021/12/2	外山木材株式会社	株式会社FTカーボン	製材所における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (A量油→ バーク、プレーナーくず、製材端材)	宮城県 郡山市	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は 系統電力の代替	2019/9/1 ～ 2029/3/31	2019/9/1 ～ 2021/3/31 (18.0ヶ月) 【第1回目の認証】	3,302	ペリージョン・インベストメント・グループ ディベロップメント・カニズム 株式会社

第48回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プログラム型 運営・管理者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称				
P4	2021/12/1	名古屋市	名古屋市	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2031/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12.9ヶ月) 【第1回目の認証】	5,683t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
P29	2021/11/22	宇都宮市	宇都宮市	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver 1.9	太陽光発電設備の導入	2014/9/1 ～ 2031/3/31	2020/2/1 ～ 2020/12/31 (11.0ヶ月) 【第7回目の認証】	410t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P91	2021/12/1	伸栄工業 株式会社	伸栄工業 株式会社	住宅および事業所における バイオマス利用設備の導入 (化石燃料→木質ペレット)	EN-R-001 Ver 1.8	バイオマス固形燃料(木質バ イオマス)による化石燃料又は 系統電力の代替	2020/3/19 ～ 2031/3/31	2020/3/19 ～ 2021/3/31 (12.4ヶ月) 【第1回目の認証】	250t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

第48回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	共同実施者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC1390	2021/12/2	白川製紙 株式会社	丸紅 株式会社	製紙工場における ボイラーの更新 (A量油→LPG)	愛媛県 四国中央市	001	ボイラーの更新	2018/3/25 ～ 2021/3/24 (36.0ヶ月) 【第4回目の認証】	1,429	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

⑤ 第 49 回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2022 年 3 月 10 日 (木) 13:30~14:00 ※委員長報告の実施日時
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、 深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の認証委員会において登録申請を受けた 12 件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。</li> </ul> 2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の認証委員会において認証申請を受けた 38 件(計 865, 836 t-CO2)のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。</li> </ul>

ii) 登録・認証一覧

第49回認証委員会 プロジェクト(通常型) 登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
270	2022/1/20	東京都水道局	水道水源林における 森林経営活動	東京都 西多摩郡奥多摩町 山梨県 北都摩郡丹波山村、 小菅村、 甲州市	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	105,626t-CO2]	一般社団法人日本能率協会
271	2022/2/1	株式会社 中外橋寸社	マッチ工場における 太陽光発電設備の導入	岡山県 岡山市	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の 導入	152t-CO2	一般社団法人日本海事協会
272	2022/2/1	日本製紙 株式会社	社有林における 森林経営活動	静岡県 富士市	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	7,633t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構
273	2022/2/3	久万高原町 ENEOSホールディング ス株式会社	町有林における 森林経営活動	愛媛県 久万高原町	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	3,998t-CO2	一般社団法人日本能率協会
274	2022/2/3	公益社団法人 木曾三川水源造成公社	分収造林事業地、公社有林 における森林経営活動	岐阜県 中津川市、高山市、 郡上市、関市、下呂市	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	125,618t-CO2	一般社団法人日本能率協会
275	2022/2/2	公益社団法人 ひょうご農林機構	県有林における 森林経営活動	兵庫県 三田市、西脇市、加西市、 多可市、丹波篠山市、 丹波市、洲本市、 姫路市、神河町、市川町、 福崎町、稲佐市、 たつの市、中央市、上郡町、 佐用町、豊岡市、香美町、 新温泉町、美父市、朝来市	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	386,900t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
276	2022/2/2	岐阜県農林公社	公社有森林における 森林経営活動	岐阜県 本巣市、海津市、垂井町、 池田町、揖斐川町、美濃市、 郡上市、養老加茂市、 八百津町、白川町、 東白川村、高山市	FO-001 Ver 2.5	森林経営活動	88,709t-CO2	一般社団法人日本能率協会
277	2022/2/1	株式会社 雪国まいたけ	食品工場における ボイラーの更新 (A重油→LNG)	新潟県 五泉市	EN-S-001 Ver 2.0	ボイラーの導入	14,868t-CO2	一般財団法人日本海事協会
278	2022/2/10	株式会社 イクタ	製材工場における ボイラーの更新 (LPG→木屑、製材端材)	愛知県 瀬戸市	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)に よる化石燃料又は系 統電力の代替	8,576t-CO2	ペリージョンソノレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
279	2022/1/10	福島サンケン 株式会社	電子デバイス製造工場における 太陽光発電設備の導入	福島県 二本松市	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の 導入	1,095t-CO2	ペリージョンソノレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第49回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		排出削減 ・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P121	2022/2/4	環境エネルギー普及 株式会社	熱利用施設における 木質バイオマス利用設備の導入	岩手県	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	24,703 t-CO2	一般社団法人日本能率協会
P122	2022/2/9	レネックス電力 合同会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	553,599 t-CO2	ペリージョンソフレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム株式会社

第49回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ番号	クレジット認証申請日	プロジェクト実施者	J-クレジット保有者	プロジェクト概要	実施場所	通用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット量(t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
2	2022/1/31	松山県天徳商店街振興組合	カーボンフリーコンサルティング株式会社	商店街における照明設備の更新(LED)	愛媛県松山市	EN-S-006 Ver.1.0	照明設備の導入	2013/10/8 ~ 2021/3/31	2013/10/8 ~ 2021/3/31 (89ヶ月) 【第1回目の認証】	952	一般財団法人日本海事協会
56	2022/2/10	株式会社南都	株式会社南都	観光施設における照明設備の更新(LED)	沖縄県南城市	EN-S-006 Ver.1.1	照明設備の導入	2015/3/2 ~ 2021/3/31	2015/3/2 ~ 2021/3/31 (72ヶ月) 【第1回目の認証】	420	ペリージョンソフトラクレーンディベロップメントメカニズム株式会社
58	2022/2/10	株式会社南都	株式会社南都	観光施設における太陽光発電設備の導入	沖縄県南城市	EN-R-002 Ver.1.0	太陽光発電設備の導入	2015/3/2 ~ 2021/3/31	2015/3/2 ~ 2021/3/31 (77ヶ月) 【第1回目の認証】	43	ペリージョンソフトラクレーンディベロップメントメカニズム株式会社
59	2022/2/2	公益社団法人長崎林業公社	公益社団法人長崎林業公社	私有林における森林経営活動	長崎県長崎市、佐世城市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡東彼杵町	FO-001 Ver.2.1	森林経営活動	2014/4/1 ~ 2021/3/31	2014/4/1 ~ 2021/3/31 (38ヶ月) 【第3回目の認証】	12,983	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
74	2022/1/31	株式会社豊前郡繕工所	カーボンフリーコンサルティング株式会社	食糧加工工場における照明設備の更新(LED)	愛媛県新居浜市	EN-S-006 Ver.1.1	照明設備の導入	2015/4/1 ~ 2021/3/31	2015/4/1 ~ 2021/3/31 (72ヶ月) 【第1回目の認証】	189	ペリージョンソフトラクレーンディベロップメントメカニズム株式会社
84	2022/2/9	第一化成工業株式会社	第一化成工業株式会社	繊維原料工場におけるボイラーの更新(A重油→都市ガス)	兵庫県尼崎市	EN-S-001 Ver.1.1	ボイラーの導入	2015/11/1 ~ 2023/10/31	2016/11/2 ~ 2021/10/31 (60ヶ月) 【第2回目の認証】	850	一般財団法人日本海事協会
100	2022/1/24	鳥取県	鳥取県	県有林における森林経営活動	鳥取県日野郡日野町	FO-001 Ver.2.1	森林経営活動	2015/4/1 ~ 2021/3/31	2020/4/1 ~ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第4回目の認証】	360	一般社団法人日本能率協会
112	2022/2/10	株式会社欽山	丸紅株式会社	温泉施設におけるボイラーの更新(灯油→都市ガス)	兵庫県神戸市	EN-S-001 Ver.1.1	ボイラーの導入	2016/3/1 ~ 2024/2/29	2017/3/1 ~ 2021/2/26 (42ヶ月) 【第2回目の認証】	465	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
112	2022/2/10	株式会社欽山	丸紅株式会社	温泉施設における空調設備の更新(灯油→都市ガス)	兵庫県神戸市	EN-S-004 Ver.1.2	空調設備の導入	2016/3/1 ~ 2024/2/29	2017/3/1 ~ 2021/2/26 (47ヶ月) 【第2回目の認証】	222	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
132	2022/2/4	株式会社大連本店	株式会社大連本店	小売店舗における照明設備の更新(LED)	山口県下関市、山口市	EN-S-006 Ver.1.1	照明設備の導入	2016/4/1 ~ 2021/3/31	2016/4/1 ~ 2021/3/31 (60ヶ月) 【第1回目の認証】	144	ペリージョンソフトラクレーンディベロップメントメカニズム株式会社
134	2022/2/7	株式会社日本海氷	株式会社日本海氷	製塩工場におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(都市ガス→木質チップ)	兵庫県赤穂市	EN-R-001 Ver.1.1	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/4/1 ~ 2024/3/31	2020/10/1 ~ 2021/9/30 (12ヶ月) 【第4回目の認証】	8,599	一般財団法人日本品質保証機構
134	2022/2/7	株式会社日本海氷	株式会社日本海氷	製塩工場におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(都市ガス→PKS)	兵庫県赤穂市	EN-R-005 Ver.2.1	バイオマス固形燃料(農業物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/4/1 ~ 2024/3/31	2020/10/1 ~ 2021/9/30 (12ヶ月) 【第5回目の認証】	1,337	一般財団法人日本品質保証機構
148	2022/2/3	JAGフレスト株式会社	JAGフレスト株式会社	社会林における森林経営活動	徳島県三好市、高知県高瀬町	FO-001 Ver.2.1	森林経営活動	2016/4/1 ~ 2024/3/31	2019/4/1 ~ 2021/3/31 (24ヶ月) 【第4回目の認証】	2,902	一般財団法人日本品質保証機構
199	2022/2/9	新東海製紙株式会社	新東海製紙株式会社	製紙工場におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(C重油→木質チップ、RPF)	静岡県島田市	EN-R-001 Ver.1.4	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2018/4/1 ~ 2026/3/31	2021/1/1 ~ 2021/12/31 (12ヶ月) 【第4回目の認証】	78,478	一般財団法人日本品質保証機構
202	2022/2/10	甲南ユーティリティ株式会社	三井物産株式会社	排水処理場におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(木質チップ、RPF、都市ガス)	兵庫県神戸市	EN-R-001 Ver.1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2019/1/1 ~ 2026/12/31	2020/10/1 ~ 2021/9/30 (12ヶ月) 【第3回目の認証】	23,907	一般財団法人日本品質保証機構
203	2022/1/31	ヤマキ株式会社	カーボンフリーコンサルティング株式会社	食品工場におけるボイラーの更新(A重油→LPG)	香川県伊予市	EN-S-001 Ver.1.1	ボイラーの導入	2018/12/1 ~ 2026/11/30	2018/12/1 ~ 2021/9/25 (33ヶ月) 【第1回目の認証】	794	一般財団法人日本海事協会
209	2022/2/10	加美町	株式会社FTカーボン	温泉施設におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(A重油→建設廃材チップ)	宮城県加美町	EN-R-001 Ver.1.4	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2018/4/9 ~ 2029/3/31	2018/4/9 ~ 2021/3/31 (35ヶ月) 【第1回目の認証】	4,137	ペリージョンソフトラクレーンディベロップメントメカニズム株式会社
223	2022/2/10	十日町市	十日町市	宿泊施設におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(LPG→木質チップ)	新潟県十日町市	EN-R-001 Ver.1.8	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2018/9/1 ~ 2021/3/31	2018/9/1 ~ 2021/3/31 (31ヶ月) 【第1回目の認証】	333	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社



PJ番号	クレジット認証申請日	プロジェクト実施者	クレジット保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
223	2022/2/10	十日町市	十日町市	宿泊施設における太陽光発電設備の導入	新潟県十日町市	EN-R-002 Ver.1.3	太陽光発電設備の導入	2018/9/1 ～ 2021/3/31	2018/9/1 ～ 2021/3/31 (31ヶ月) 【第1回目の認証】	2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
230	2022/1/25	鳥取県中部森林組合 谷口 純一	鳥取県中部森林組合	私有林における森林経営活動	鳥取県倉吉市	FO-001 Ver.2.4	森林経営活動	2018/4/1 ～ 2027/3/31	2018/4/1 ～ 2021/3/31 (24ヶ月) 【第1回目の認証】	486	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
231	2022/1/31	豪輝製紙株式会社	豪輝製紙株式会社	製紙工場におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(①重油→木質チップ)	愛媛県四国中央市	EN-R-001 Ver.1.6	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2021/2/1 ～ 2029/1/31	2021/2/1 ～ 2021/3/31 (2ヶ月) 【第1回目の認証】	33,559	ペリージョン・ソシエテ・ド・クリエーション・ディベロップメント・メカニズム株式会社
241	2022/2/10	株式会社日新	株式会社FTカーボン 合同会社FTカーボンマネジメント	製材工場におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(LPG→チップ、木くず、パーク)	鳥取県境港市	EN-R-001 Ver.1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2020/1/17 ～ 2029/3/31	2020/1/17 ～ 2021/10/31 (21ヶ月) 【第1回目の認証】	39,531	ペリージョン・ソシエテ・ド・クリエーション・ディベロップメント・メカニズム株式会社
243	2022/1/25	東京大学	東京大学	大学実験林における森林経営活動	千葉県君津市	FO-001 Ver.2.4	森林経営活動	2020/6/15 ～ 2028/3/31	2020/6/15 ～ 2021/3/31 (9ヶ月) 【第1回目の認証】	44	一般社団法人日本能率協会
244	2022/2/3	飯岡町	飯岡町	町有林における森林経営活動	鳥取県飯岡町	FO-001 Ver.2.4	森林経営活動	2020/4/1 ～ 2028/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	90	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
245	2022/1/31	喜多市	喜多市	市有林における森林経営活動	福島県喜多市	FO-001 Ver.2.4	森林経営活動	2020/4/1 ～ 2028/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	318	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
248	2022/1/31	真樹フォレスト株式会社	真樹フォレスト株式会社	私有林における森林経営活動	長崎県長崎市、西海市	FO-001 Ver.2.4	森林経営活動	2020/4/1 ～ 2028/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	572	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
254	2021/12/13	三井物産フォレスト株式会社	三井物産フォレスト株式会社	社有林における森林経営活動	三重県北牟婁郡紀北町	FO-001 Ver.2.4	森林経営活動	2020/4/1 ～ 2028/3/31	2020/4/1 ～ 2021/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	3,810	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
255	2022/2/10	二宮木材株式会社	株式会社FTカーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替(LPG→パーク、プレーナ一葉、木屑)	栃木県那須塩原市	EN-R-001 Ver.1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2020/10/15 ～ 2029/3/31	2020/10/15 ～ 2021/10/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	3,144	ペリージョン・ソシエテ・ド・クリエーション・ディベロップメント・メカニズム株式会社

第49回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	運営・管理者	Jクレジット 保有者	プロジェクト概要	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証Jクレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称				
P1	2022/2/9	北電総合設計 株式会社	Jクレジット制度事務局	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R- 002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2019/11/1 ～ 2021/9/30 (23.0ヶ月) 【第5回目の認証】	302,295t-CO2	一般社団法人日本能率協会
P2	2022/2/9	北電総合設計 株式会社	Jクレジット制度事務局	住宅における コージェネレーションの新設	EN-S- 007 Ver 1.0	コージェネレーション の導入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2020/11/1 ～ 2021/9/30 (10.3ヶ月) 【第6回目の認証】	121,964t-CO2	一般社団法人日本能率協会
P3	2022/2/9	北電総合設計 株式会社	Jクレジット制度事務局	家庭における 電気自動車の導入	EN-S- 012 Ver 1.0	電気自動車の導入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2020/11/1 ～ 2021/9/30 (10.9ヶ月) 【第9回目の認証】	12,640t-CO2	一般社団法人日本能率協会
P21	2022/2/9	神戸市	神戸市	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R- 002 Ver 2.2	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2031/3/31	2019/7/1 ～ 2021/7/31 (25.0ヶ月) 【第4回目の認証】	5,301t-CO2	一般社団法人日本海事協会
P22	2022/2/9	神戸市	神戸市	住宅における コージェネレーションの新設	EN-S- 007 Ver 1.0	コージェネレーション の導入	2014/2/26 ～ 2031/3/31	2019/7/1 ～ 2021/7/31 (25.0ヶ月) 【第4回目の認証】	8,379t-CO2	一般社団法人日本海事協会
P43	2022/2/9	北電総合設計 株式会社	Jクレジット制度事務局	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R- 002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導入	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2020/7/1 ～ 2021/9/30 (14.0ヶ月) 【第6回目の認証】	188,437t-CO2	一般社団法人日本能率協会
P44	2022/2/9	北電総合設計 株式会社	Jクレジット制度事務局	住宅における 燃料電池設備の導入	EN-S- 007 Ver 2.0	コージェネレーション の導入	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2020/7/1 ～ 2021/9/30 (14.0ヶ月) 【第6回目の認証】	3,842t-CO2	一般社団法人日本能率協会
P49	2022/2/10	株式会社 FTカーボン	株式会社FTカーボン	小規模事業者における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替	EN-R- 001 Ver 1.2	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)に よる化石燃料又は系 統電力の代替	2016/5/31 ～ 2021/3/31	2016/8/1 ～ 2021/3/31 (32.0ヶ月) 【第2回目の認証】	1,689t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式 会社

PJ 番号	クレジット認証 申請日	運営・管理者	Jクレジット 保有者	プロジェクト概要	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証Jクレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称				
P53	2022/2/10	株式会社 ツルハホールディングス	株式会社 ツルハホールディングス	店舗における 照明設備の更新(LED)	EN-S- 006 Ver 2.0	照明設備の導入	2017/10/1 ～ 2024/3/31	2020/10/1 ～ 2021/9/30 (12.0ヶ月) 【第5回目の認証】	24,489t-CO2	ペリジョンソリジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P61	2022/2/9	北電総合設計 株式会社	Jクレジット制度事務局	家庭における 電気自動車の導入 (ガソリン→電気)	EN-S- 012 Ver 1.1	電気自動車の導入	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2020/7/1 ～ 2021/9/30 (14.0ヶ月) 【第5回目の認証】	2,738t-CO2	一般社団法人日本総率協会
P90	2022/2/9	デジタルグリッド 株式会社	デジタルグリッド 株式会社	住宅および事業所における 太陽光発電設備の導入	EN-R- 002 Ver 2.0	太陽光発電設備の導 入	2020/4/1 ～ 2031/3/31	2021/4/1 ～ 2021/12/31 (9.0ヶ月) 【第2回目の認証】	114t-CO2	ペリジョンソリジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P92	2022/2/9	興理テクノ 株式会社	興理テクノ 株式会社	事業所における 照明設備の更新(LED)	EN-S- 008 Ver 2.1	照明設備の導入	2020/7/1 ～ 2031/3/31	2021/1/1 ～ 2021/12/31 (12.0ヶ月) 【第2回目の認証】	189t-CO2	ペリジョンソリジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P97	2022/2/9	レネックス電力 合同会社	Waara 株式会社	家庭における太陽光発電設備 の導入	EN-R- 002 Ver 2.1	太陽光発電設備の導 入	2021/2/10 ～ 2031/3/31	2021/2/10 ～ 2021/12/31 (10.7ヶ月) 【第1回目の認証】	711t-CO2	ペリジョンソリジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P108	2021/11/1	株式会社 竹中工務店	株式会社竹中工務店	工事現場における ポルトランドセメント配合量の 少ないコンクリートの使用	EN-S- 040 Ver 2.0	ポルトランドセメント 配合量の少ないコン クリートの打設	2021/8/5 ～ 2029/8/4	～ 第3 【第1回目の認証】	64t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構

## 2.2.2 プロジェクト登録等の状況

### (1) 2021年度プロジェクト登録実績

第45回から第49回までの認証委員会の審議を経て、56件（通常型32件、プログラム型24件）のプロジェクトがJークレジット制度に登録された。

これにより、制度開始以降に登録されたプロジェクトは399件（通常型277件、プログラム型122件）となった。

表 2-10 認証委員会ごとのプロジェクト登録件数

認証委員会	通常型 (件)	プログラム型 (件)	合計 (件)
第45回	10	7	17
第46回	3	2	5
第47回	5	4	9
第48回	4	9	13
第49回	10	2	12
合計	32	24	56

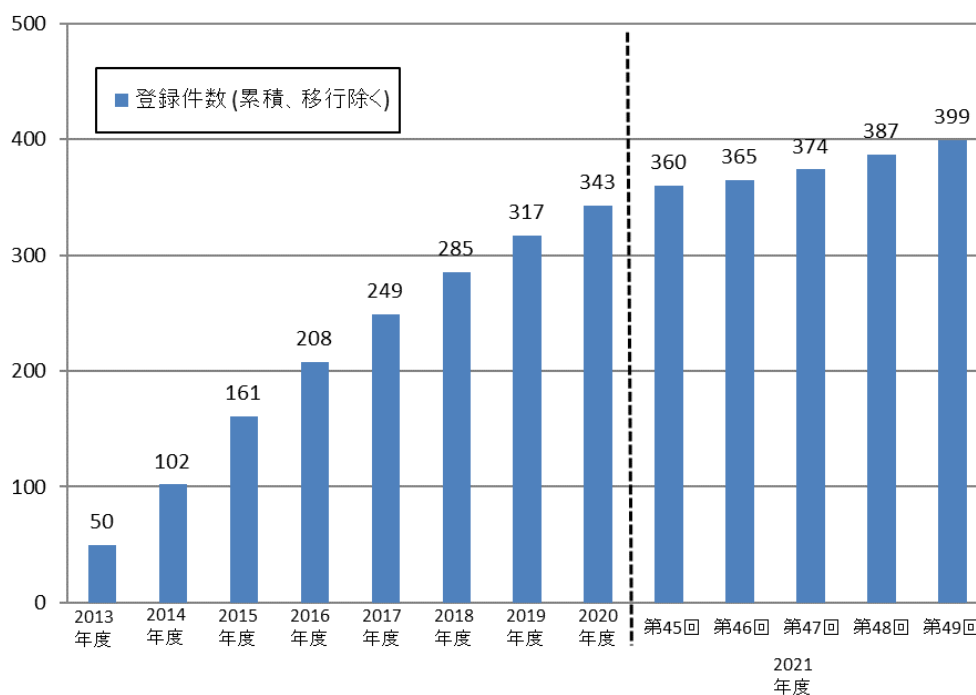


図 2-8 登録プロジェクトの件数（累積）の推移

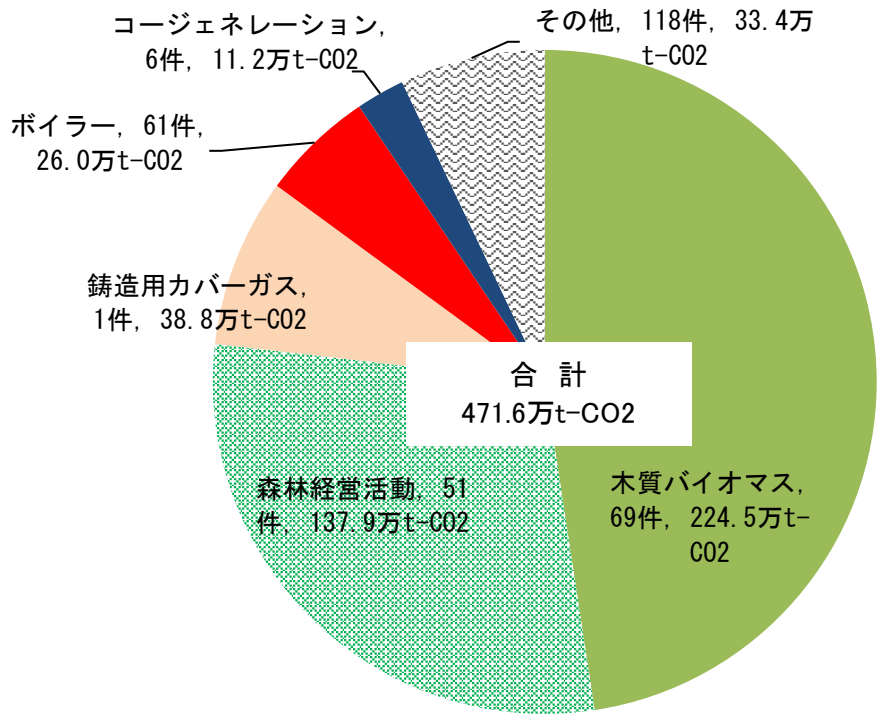


図 2-9 登録プロジェクト（通常型）の方法論別内訳（累積）

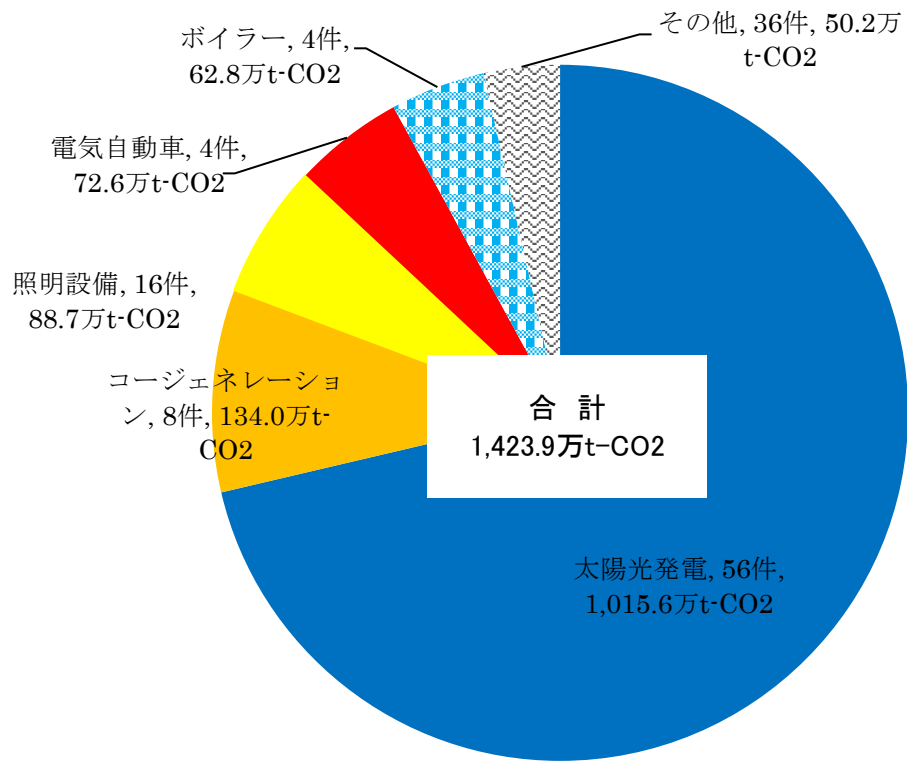


図 2-10 登録プロジェクト（プログラム型）の方法論別内訳（累積）

## (2) 2021年度のクレジット認証実績

第45回から第49回までの認証委員会の審議を経て、101回・1,060,514トンのクレジットが認証された。そのうちJ-クレジット登録プロジェクトの認証は95回・1,056,503トン（通常型65回・357,227トン、プログラム型30回・694,284トン）、国内クレジット制度からの移行プロジェクト5回・3,676トン（通常型5回・3,676トン、プログラム型0回・0トン）、J-VER制度からの移行プロジェクト1回・355トンであった。

これにより、制度開始以降の認証の累計は960回・8,035,088トンとなった。そのうちJ-クレジット登録プロジェクトは395回・6,119,703t-CO2（通常型224回・941,046トン、プログラム型171回・5,178,657トン）、国内クレジット制度からの移行プロジェクトは530回・177,601トン（通常型515回・1,401,294トン、プログラム型15回・374,716トン）、J-VER制度からの移行プロジェクトは35回・139,375トンであった。

表 2-11 認証委員会ごとのクレジット認証回数（上段）および認証量（下段）

認証委員会	J-クレジット	国内クレジット からの移行	J-VER からの移行	合計
第45回	13回 78,309 t-CO2	2回 666 t-CO2	0回 0 t-CO2	15回 78,975 t-CO2
第46回	6回 6,336 t-CO2	1回 1,399 t-CO2	0回 0 t-CO2	7回 7,735 t-CO2
第47回	22回 61,939 t-CO2	1回 182t-CO2	1回 335 t-CO2	24回 62,556 t-CO2
第48回	16回 44,083 t-CO2	1回 1,429 t-CO2	0回 0 t-CO2	17回 45,512 t-CO2
第49回	38回 865,836 t-CO2	0回 0 t-CO2	0回 0 t-CO2	38回 865,836 t-CO2
合計	95回 1,056,503 t-CO2	5回 3.676 t-CO2	1回 335 t-CO2	101回 1,060,514 t-CO2

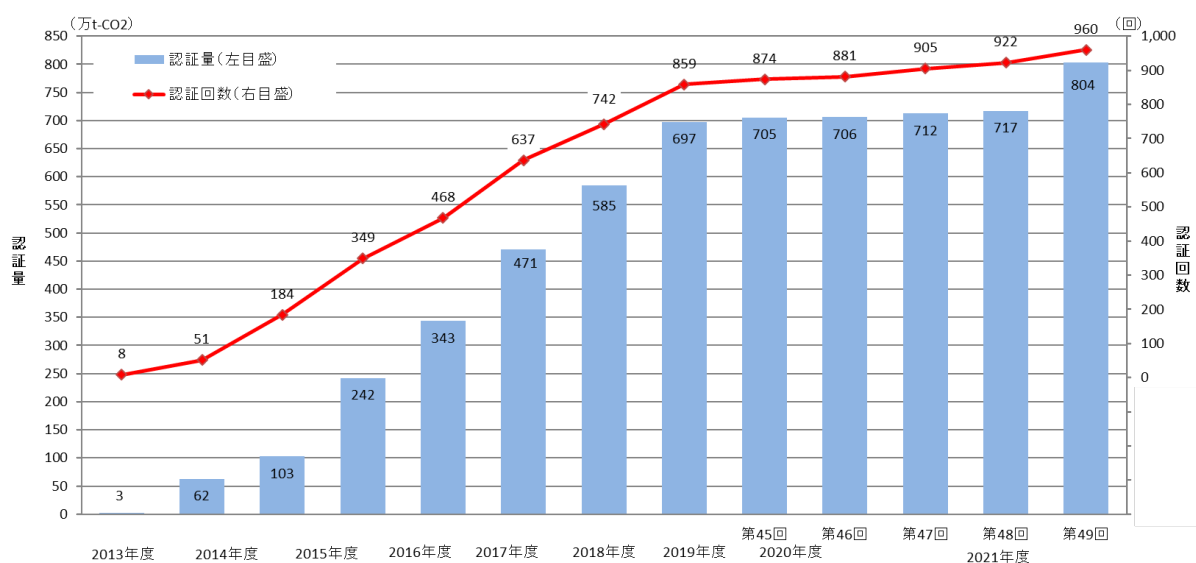


図 2-11 クレジット認証量および回数（ともに累積）の推移

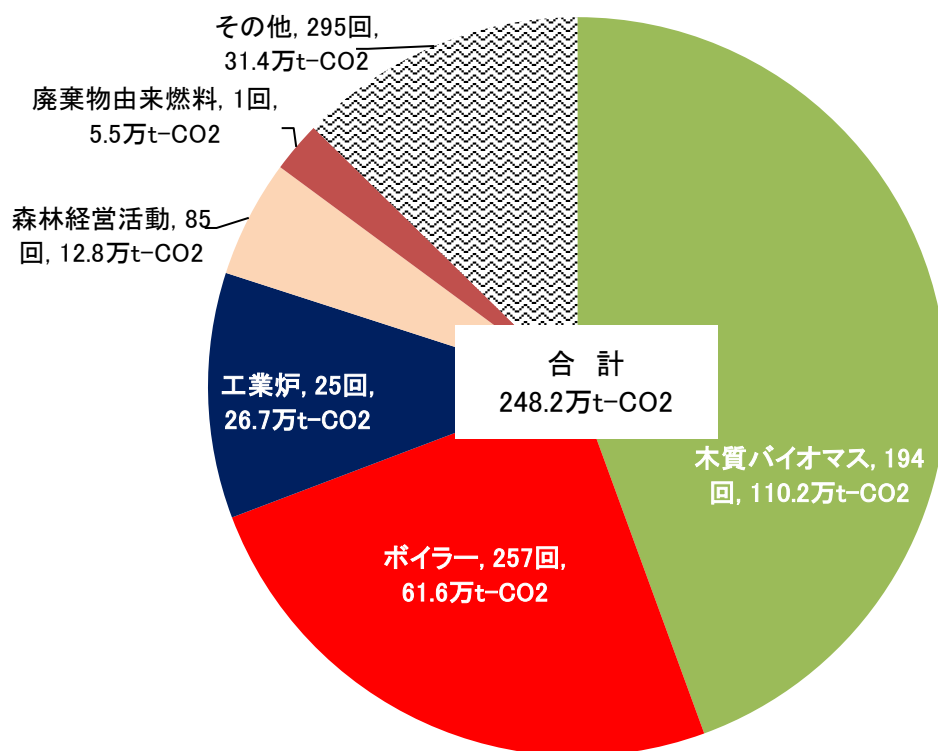


図 2-12 クレジット認証（通常型プロジェクト）の方法論別内訳（累積）

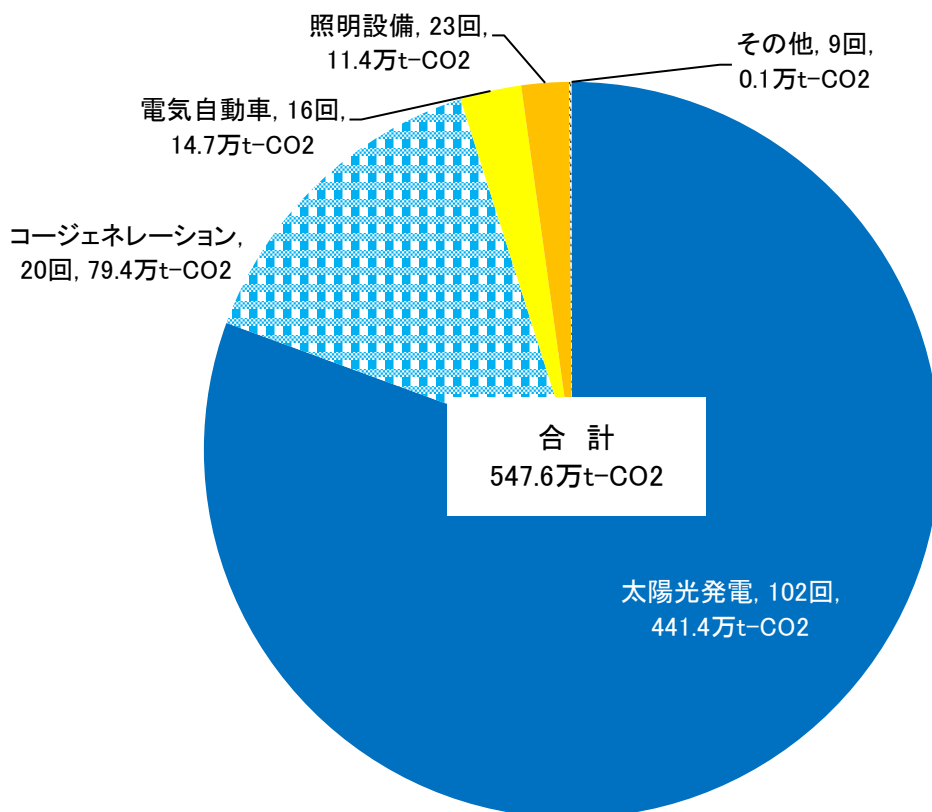


図 2-13 クレジット認証（プログラム型プロジェクト）の方法論別内訳（累積）

### 3. クレジット創出のためのプロジェクト計画書作成支援、モニタリング報告書作成支援

#### 3.1 支援方法・支援実績

##### 3.1.1 プロジェクト計画書作成支援

プロジェクト計画書作成支援（以下、PDD 作成支援）にあたり、事務局内では支援担当者とそれ以外の事務局担当者を区別し、支援案件に関する情報が支援担当者以外と共有されない体制を構築した。具体的には、PDD 作成支援専用のメールアドレスの設置、支援担当者にのみアクセス権を付与した PDD 作成支援専用のフォルダの作成を行った。このため、事業者が直接事務局へ問合せをしてきた場合、PDD 作成支援は図 3-1 に示すフローで実施した。始めの支援条件の確認段階では事務局担当者全員が対応し、支援対象と判定されてからは支援担当者のみが事業者に対応することとした。

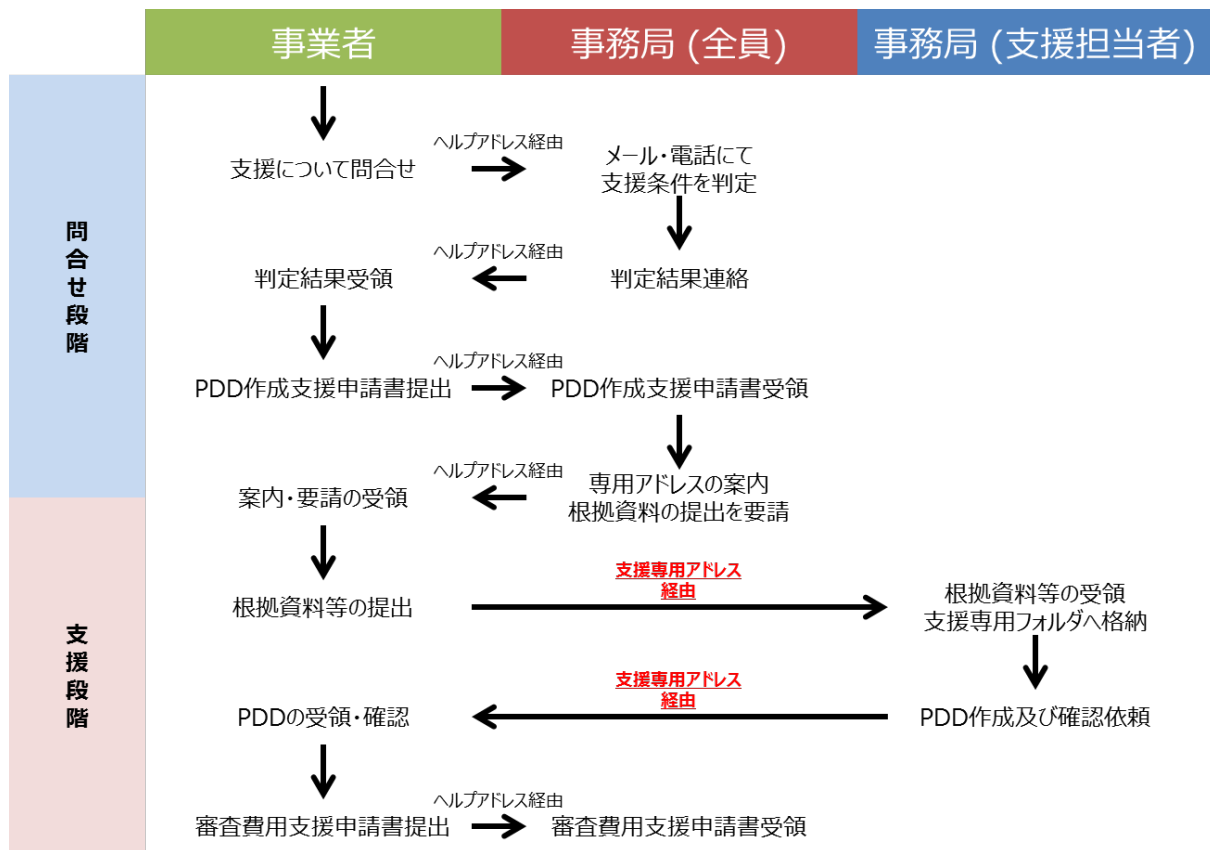


図 3-1 プロジェクト計画書作成支援フロー図

なお、プロジェクト計画書作成支援を実施する条件は下表の通り設けた。原則として中小企業基本法が定める中小企業の定義に合致する企業を対象としつつ、自治体、公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）も例外的に対象とした。また、クレジット創出の費用対効果を高めるため、プロジェクトの規模についても下限を定め、年間のCO2 排出削減・吸収見込量が 100t-CO2 を超えることを条件とした。モニタリング報告書の作成支援については、特段の支援条件を設けなかった。



表 3-1 プロジェクト計画書及びモニタリング報告書作成支援条件

	プロジェクト計画書	モニタリング報告書
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基本法が定める中小企業の定義に合致する企業</li> <li>・ 自治体</li> <li>・ 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制限なし</li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の CO2 排出削減・吸収見込量が 100t-CO2 を超えること</li> <li>・ 1 事業者あたり 1 方法論につき 1 回限り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件なし</li> </ul>

事業者に根拠資料の提出を要請するにあたり、様々な案件に対応可能な、汎用チェックリストを方法論別に作成し、事業者へ送付した（図 3-2）。このチェックリストを作成・確認することで、事業者は収集・提出が必要な証跡を網羅的に把握することができる。提出されたチェックリストの内容に基づき、事務局の支援担当者が PDD の作成を行い、確認事項や不明点、不足情報等があれば適宜、事業者へ問合せ、追加資料の提出等を依頼した。

②設備情報

設備の使用用途			
ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒湯の熱の、全部または一部を自家消費していますか。			選択してください
設備投資額	総投資額		円
	補助金額		円
	旧設備売却額		円
補助金の受給と内容について	補助金受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	補助金名称①		
	交付元①		
	補助金名称②		
	交付元②		
ジョークレジット制度参加への制限の有無	<input type="checkbox"/> 制度への参加に制限はない <input type="checkbox"/> 制度への参加に制限がある		

②設備情報

※記入例

設備の使用用途	化学薬品工場における生産用蒸気および給湯		
ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒湯の熱の、全部または一部を自家消費していますか。			<input checked="" type="checkbox"/> (全量自家消費)
設備投資額	総投資額	50,000,000	円
	補助金額	25,000,000	円
	旧設備売却額	0	円
補助金の受給と内容について	補助金受給の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	補助金名称①	<input checked="" type="checkbox"/> 黒地域振興補助金	
	交付元①	<input checked="" type="checkbox"/> 黒	
	補助金名称②	-	
	交付元②	-	
ジョークレジット制度参加への制限の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 制度への参加に制限はない <input type="checkbox"/> 制度への参加に制限がある		

<更新前後の設備の情報> ※複数ある場合は、下の表をコピーペーストで追加してください

	更新前の設備情報	更新後の設備情報
台数		
メーカー名		
型式		
熱の出力	単位を選択してください	単位を選択してください
設備の効率	単位を選択してください	単位を選択してください
設備の導入日		
設備の稼働開始日		
燃料の種類		
年間の燃料使用量	単位を選択してください	単位を選択してください
燃料の平均単価	単位を選択してください	単位を選択してください
年間運転保守費	円	円

稼働して一年経っていない場合は、わかる月分の量をご記入頂き、欄外に期間をご記入ください

期間:

<更新前後の設備の情報> ※複数ある場合は、下の表をコピーペーストで追加してください

	更新前の設備情報	更新後の設備情報
台数	1	3
メーカー名	〇〇工業株式会社	株式会社△△工業
型式	a-12345	b-56789
熱の出力	6.0 t/h	2.0 t/h
設備の効率	90 % (低位)	98 % (低位)
設備の導入日	2003/4/1	2020/4/1
設備の稼働開始日	2003/5/1	2020/5/1
燃料の種類	A重油	都市ガス
年間の燃料使用量	200 kL/年	150 千Nm <sup>3</sup> /年
燃料の平均単価	80 円/kL	150 円/千Nm <sup>3</sup>
年間運転保守費	無 円	有 500,000 円

<類似制度へのプロジェクト登録の有無>

<input type="checkbox"/> 有	登録制度名	
<input type="checkbox"/> 無	認証予定期間	

<類似制度へのプロジェクト登録の有無>

<input checked="" type="checkbox"/> 有	登録制度名	グリーン電力証書、グリーンエネルギーCO2削減相当量証書
<input type="checkbox"/> 無	認証予定期間	

<法令等の義務の有無の確認>

法令等の義務履行によるものではない  法令等の義務履行によるものである

<法令等の義務の有無の確認>

法令等の義務履行によるものではない  法令等の義務履行によるものである

図 3-2 方法論別チェックリスト (一部抜粋、図はボイラーの例)

PDD の作成完了後、その時点での PDD 案を事業者へ送付し、内容について誤りや齟齬がないか確認いただいた。修正や追記事項があれば修正を行い、事業者の了承が確認できた段階で審査費用支援申請書の作成及び提出を依頼した。

審査の段階では、審査機関からの問合せ・指摘事項について支援担当者が対応し、必要に応じて PDD の修正や事業者への追加の資料提出の要請を行った。

審査機関による妥当性確認報告書の作成及び事業者によるプロジェクト登録申請後も、事務局の認証委員会担当者による PDD の確認が行われた。審査機関が見落としている点の確認やより詳細な情報・資料の提供、誤記の修正等、認証委員会担当者からの指摘・問合せについては、基本的には審査機関にて対応しつつ、必要に応じて支援担当者が対応を行った。

認証委員会におけるプロジェクト登録の承認後、プロジェクト実施者が活動量のモニタリング及び排出削減量の算定を容易に実施できるよう、プロジェクトごとにモニタリング算定シートを作成して提供した (図 3-3)。以上を以て、事務局による PDD 作成支援は完了とした。

モニタリング算定シート

0. 入力欄の説明  
 入力必須  
 自動入力  
 入力不要  
 入力内容の説明

1. 設備情報  
 ベースラインとプロジェクト実施後の設備効率とエネルギー種別を記入ください。

設備種別	エネルギー種別 ※ブルグワンから選択	単位	設備効率(%)
ベースライン	ボイラー	HL	87.4
プロジェクト実施後	ボイラー	LNG	88.2

2. モニタリング対象期間  
 今回、認証を申請する期間(モニタリング対象期間)を記入ください。

開始月(西暦)	年	月	日
2019	年	1	1
2019	年	6	30

3. 削減量(クレジット量)の計算  
 燃料使用量を月別に記入ください。

※

	モニタリング対象期間	プロジェクト実施後のLNGの使用量 [G]	各種燃料の年度	ベースライン(灯油)			プロジェクト実施後(LNG)			CO2削減量(クレジット量)
				単位発熱量 [GJ/t-H]	単位発熱量当たりCO2排出係数 [t-CO2/GJ]	CO2排出量 [t-CO2]	単位発熱量 [GJ/t]	単位発熱量当たりCO2排出係数 [t-CO2/GJ]	CO2排出量 [t-CO2]	
合計	-	0.0	-	-	-	0.0	-	-	0.0	
2019年1月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年2月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年3月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年4月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年5月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年6月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年7月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年8月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年9月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年10月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年11月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年12月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年1月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年2月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年3月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年4月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年5月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年6月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0

4. 各種係数  
 年毎に更新されるので、更新されたら最新値を入力して下さい。  
 ■単位発熱量(高位発熱量)

年	ベースライン 灯油 GJ/t	プロジェクト実施後 LNG GJ/t
2016年度	36.5	54.5
2017年度		
2018年度		
2019年度		
2020年度		
2021年度		
2022年度		
2023年度		
2024年度		
2025年度		
最新値	36.5	54.5

■排出係数

年	ベースライン 灯油 [t-CO2/GJ]	プロジェクト実施後 LNG [t-CO2/GJ]
2016年度	0.0686	0.0613
2017年度		

図 3-3 モニタリング算定シート (一部抜粋、図はボイラーの例)

### 3.1.2 モニタリング報告書作成支援

モニタリング報告書作成支援については、電話又はメールでの助言・指摘を原則として実施しつつ、稀に複雑な案件や判断が難しい案件については、事務局にて計算や文案の作成を実施した。ただし、J-クレジット創出の達成感を事業者に実感してもらうという目的のため、モニタリング報告書の作成支援は過度に手厚く実施せず、審査段階での修正・指摘事項へも事業者自身にて対応していただいた。

### 3.1.3 支援実績

PDD 作成支援については、2021 年度末時点で支援途中のものも含め、下表の通り作成を実施した。作成中の案件は、2021 年度中の PDD 作成完了を目標に支援を実施しており、審査及びプロジェクト登録申請は 2022 年度中に行うこととして了承を得ている。また、支援取り下げの案件は、工場の本格稼働が 2022 年度以降の為先送りとなったものや、会社の方針変更等で PDD 作成支援を中断し、先送りとなったものがあつた。

表 3-2 PDD 作成支援件数(簡易支援含む)

ステータス	通常型 プロジェクト	P 型 プロジェクト	森林 プロジェクト	合計
プロジェクト登録済み (内 2020 年度書類作成完了)	6 件 (3 件)	12 件 (7 件)	11 件 (8 件)	29 件 (18 件)
審査完了	2 件	3 件	7 件	12 件
作成完了	0 件	15 件	6 件	21 件
支援取り下げ (次年度先送り)	3 件	0 件	0 件	3 件
支援取り下げ (支援不可)	0 件	0 件	0 件	0 件
妥当性確認にて意見不表明	0 件	0 件	0 件	0 件
合計	11 件	30 件	24 件	65 件
注: 2021 年度末時点				

2021 年度におけるプロジェクト登録実績及び妥当性確認に係る審査費用支援実績と、PDD 作成支援実績を表 3-3 にて比較する。J-クレジット制度全体では、2021 年度に 56 件のプロジェクト登録申請があり、そのうち 41 件 (約 73%) が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である (表 3-2 の「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当)。通常型プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 19 件のプロジェクト登録申請があつたが、事務局による PDD 作成支援を受けた案件は 8 件 (約 42%) であつた (表 3-2 の通常型プロジェクトの「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当)。プログラム型プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 24 件のプロジェクト登録申請があり、そのうち 15 件 (約 63%) が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である (表 3-2 の P 型プロジェクトの「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当)。森林プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 13 件のプロジェクト登録申請があり、事務局による PDD 作成支援を受けた案件は 18 件 (約 139%) であつた (表 3-2 の森林プロジェクトの「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当)。登録申請案件よりも PDD 作成支援案件が多い要因としては、今年度に書類作成支援が完了したものの、時間的な制約により今年度中に審査機関による妥当性確認が完了しなかつたためであり、次年度以降に登録の申請が行われる見込みである。また、2021 年度のプロジェクト登録申請 56 件のうち、一部には 2020 年度の審査費用支援を受けた案件が含まれる。なお、事務局が PDD 作成支援を実施した案件の一部は、2022 年度にプロジェクト登録申請を実施する予定である。2021 年度における J-クレジット制度への新規事業者の参加状況と、それに対する PDD 作成支援状況を比較するためには、妥当性確認に係る審査費用支援の実績を確認することがより実態に近いと考えられる。

J-クレジット制度全体では、2021 年度に 39 件の妥当性確認の審査費用支援実績があり、そ

のうち 28 件（約 72%）が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である。通常型プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 13 件の審査費用支援実績があったが、事務局による PDD 作成支援を受けた案件は 5 件（約 39%）であった。プログラム型プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 12 件の審査費用支援実績があり、そのうち 11 件（92%）が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である。森林プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 14 件の審査費用支援実績があり、そのうち 12 件（86%）が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である。この実績を踏まえると、2021 年度において新規に参加した事業者のうち、7 割程度が事務局による PDD 作成支援を受けたことが分かる。また、通常型プロジェクトとプログラム型プロジェクト及び森林プロジェクトの間でも傾向が異なり、森林プロジェクト、プログラム型プロジェクト、通常型プロジェクトの順に支援を受けている割合が高いことが分かる。この理由として、森林プロジェクトの場合、吸収量の算定対象地の選択や吸収量算定シートへの適切な記入等、技術的なハードルが高いこと、プログラム型プロジェクトの場合、制度文書に即したプロジェクト体制や会員管理の方法を、事業者が独力では判断できない部分があること、等が考えられる。

表 3-3 プロジェクト登録実績及び審査費用支援件数実績と PDD 作成支援件数実績の比較

プロジェクト形態	プロジェクト登録申請済み		審査費用支援申請済み	
	制度全体	支援案件 (全体のシェア)	制度全体	支援案件 (全体のシェア)
通常型プロジェクト	19 件	8 件 (約 42%)	13 件	5 件 (約 39%)
P 型プロジェクト	24 件	15 件 (約 63%)	12 件	11 件 (92%)
森林プロジェクト	13 件	18 件 (約 139%)	14 件	12 件 (約 86%)
合計	56 件	41 件 (約 73%)	39 件	28 件 (約 72%)

注 1: 制度全体のプロジェクト登録申請済み 56 件には、2020 年度審査費用支援を受けた案件が含まれる。  
注 2: 支援案件の審査費用支援申請済み 28 件には、2022 年度にプロジェクト登録が完了する予定の案件が含まれる。  
注 3: 登録辞退、登録申請取下げはなかった。

また、事務局による PDD 作成支援が実施されていなかった 2016 年度、PDD 作成支援が開始された 2017 年度から 2021 年度の 6 年度における、妥当性確認に係る審査費用支援実績の比較を

表 3-4 に示す。2020 年度と 2021 年度を比較し、全体として増加していることが分かった。また、PDD 作成支援が実施されていなかった 2016 年度と比較して J-クレジット制度全体として審査費用支援件数が半分程度に減少している中、プログラム型プロジェクト、森林プロジェクト共に増加傾向にあり、それぞれの支援案件のシェアも高いことから、技術的なハードル等が高いプログラム型プロジェクトや森林プロジェクトにおいては、事務局による PDD 作成支援があることが、プロジェクトの創出を促進していると考えられる。なお、審査費用支援件数が減少している理由については、後掲 4.2 参照。

表 3-4 2016 年度から 2021 年度における妥当性確認の審査費用支援実績の比較

プロジェクト形態	審査費用支援実績					
	2016 年度 ※支援なし	2017 年度 (支援案件 のシェア)	2018 年度 (支援案件 のシェア)	2019 年度 (支援案件 のシェア)	2020 年度 (支援案件 のシェア)	2021 年度 (支援案件 のシェア)
通常型プロジェクト	30 件	31 件 (約 47%)	8 件 (約 37%)	10 件 (0%)	9 件 (約 44%)	13 件 (約 39%)
P 型プロジェクト	10 件	11 件 (約 64%)	8 件 (約 62%)	9 件 (約 78%)	10 件 (83%)	12 件 (約 92%)
森林プロジェクト	3 件	1 件 (0%)	5 件 (80%)	5 件 (60%)	6 件 (約 83%)	14 件 (約 86%)
合計	43 件	43 件 (約 51%)	21 件 (約 57%)	24 件 (約 42%)	25 件 (約 61%)	39 件 (約 72%)

さらに、2016 年度から 2021 年度の妥当性確認に係る審査費用支援実績における方法論別件数内訳を図 3-4 に、また、件数ベースで見た当該審査費用支援実績における上位 5 方法論を表 3-5 に、それぞれ示す。PDD 作成支援の実施前から現在に至るまで、全体としての傾向に大きな変化はなく、木質バイオマス、太陽光発電、森林経営活動、照明設備等が主たる方法論としてあげられる。このうち太陽光発電、森林経営活動、照明設備についてはその多くが PDD 作成支援を実施した案件であり、このことから事務局による PDD 作成支援があることが、プロジェクトの創出を促進していることが伺える。

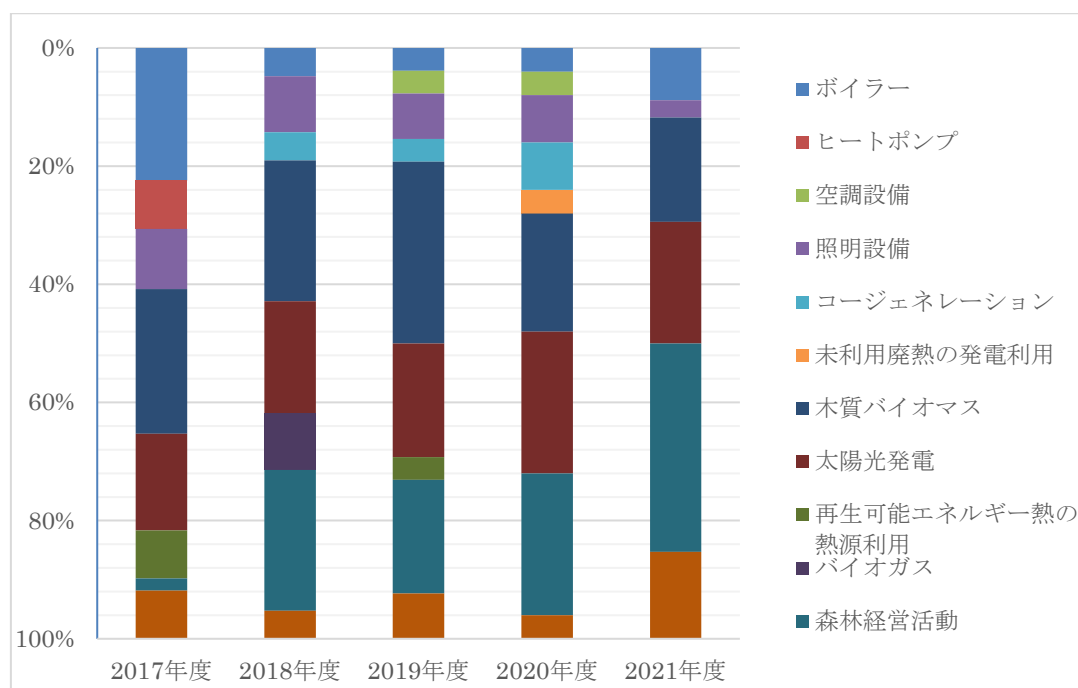


図 3-4 2016 年度から 2020 年度の方法論比率 (件

数ベース)

表 3-5 2016年度から2021年度の妥当性確認に係る審査費用支援実績における上位5方法論  
(件数ベース)

順位	上位5方法論					
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1位	木質バイオマス、17件	木質バイオマス、12件	木質バイオマス、5件	木質バイオマス、8件	森林経営活動、8件	森林経営活動、12件
2位	ボイラー、6件	ボイラー、11件	森林経営活動、5件	太陽光発電、5件	太陽光発電、7件	太陽光発電、7件
3位	太陽光発電、6件	太陽光発電、8件	太陽光発電、4件	森林経営活動、5件	木質バイオマス、5件	木質バイオマス、6件
4位	空調設備、3件	照明設備、5件	照明設備、2件	照明設備、2件	照明設備、2件	その他(バイオ炭等)、5件
5位	照明設備、3件	ヒートポンプ、4件	バイオガス、2件	その他(ボイラー等)、各1件	コージェネレーション、2件	ボイラー、3件

事務局がPDD作成支援を実施した案件のうち、プロジェクト登録申請及び審査費用支援申請に至った案件について、プロジェクトの規模を表3-6で示す。表3-6においては、PDD作成支援を実施した2020年度及び2021年度を比較している。プログラム型プロジェクトについては、2020年度と比較して規模の大きいプロジェクトが多かったことから、1プロジェクトあたり及び全プロジェクト合計の認証見込み量ともに大幅に増加している。森林プロジェクトについても、年平均認証見込み量が約1万t-CO<sub>2</sub>を見込むプロジェクトが6件あるなどプロジェクトが大型化する傾向にあったため、2020年度と比較して認証見込み量が大きく増加した。

表 3-6 事務局がPDD作成支援を実施した案件におけるプロジェクト登録申請及び審査費用支援申請済みプロジェクトの認証見込量

プロジェクト形態	認証見込量 (t-CO <sub>2</sub> )							
	1プロジェクトあたり				全プロジェクト合計			
	年平均		認証対象期間合計		年平均		認証対象期間合計	
	FY2020	FY2021	FY2020	FY2021	FY2020	FY2021	FY2020	FY2021
通常型プロジェクト	4,159	2,599	33,272	20,796	16,636	20,796	133,087	166,364
P型プロジェクト	8,750	31,292	86,884	264,229	70,003	250,338	695,070	2,113,834
森林プロジェクト	4,046	15,637	32,370	125,092	20,231	125,092	161,848	1,000,738
合計	16,956	49,528	152,525	410,117	106,870	396,226	990,005	3,280,936

注1: 2022.3.2時点

注2: 上表の集計対象は、2020年度: 17件、2021年度: 38件

注3: 認証見込量とは、プロジェクト計画書における排出削減計画にて当該プロジェクトが計画している排出削減量の累計値である。

さらに、上表の集計対象となった2021年度のPDD作成支援案件38件について、方法論別の内訳を図3-5（件数ベース）及び図3-6（総量t-CO<sub>2</sub>ベース）に示す。今年度は太陽光発電や森林のような比較的利用頻度が高い方法論だけでなく、空調、照明、電気自動車、コージェネレーションや未利用排熱の発電利用方法論と幅広い方法論のPDD作成支援を実施した（図3-5）。一方、t-CO<sub>2</sub>ベースでは太陽光発電及び森林に関する大型プロジェクトを支援したことから、両方法論が大部分を占める結果となっている（図3-6）。

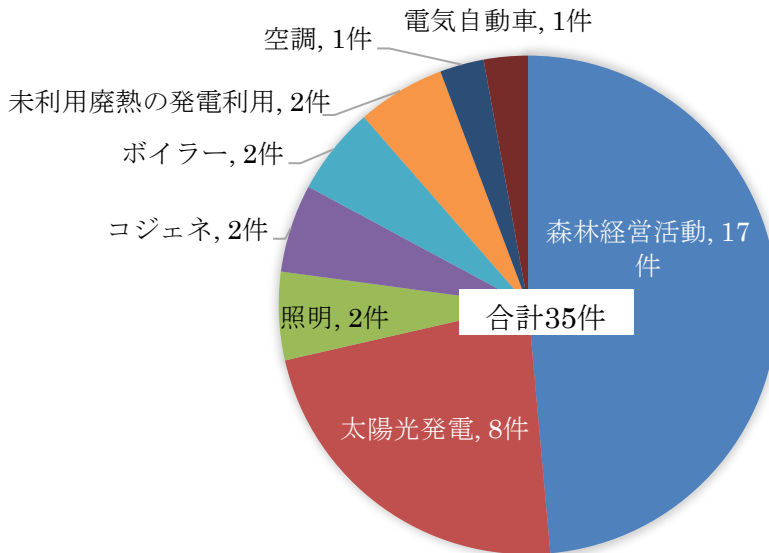


図3-5 プロジェクト登録申請及び審査費用支援申請済みPDD作成支援プロジェクトの方法論別内訳（件数ベース）

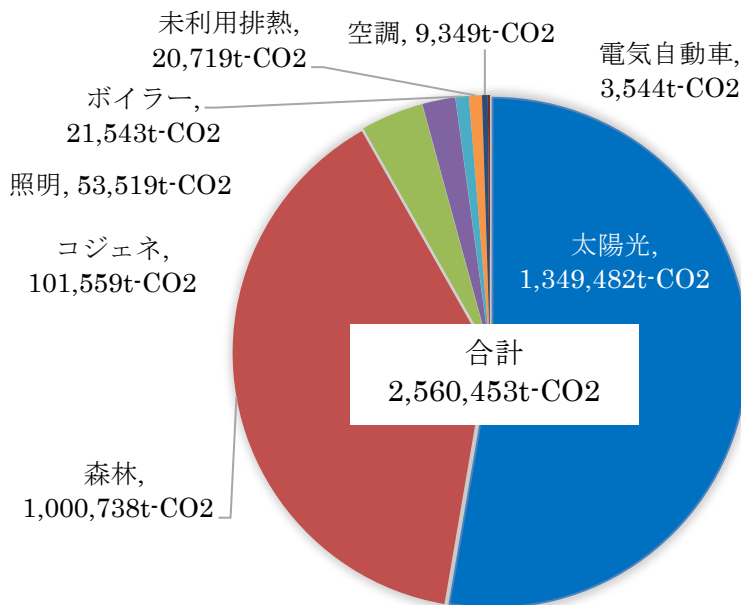


図3-6 プロジェクト登録申請及び審査費用支援申請済みPDD作成支援プロジェクトの方法論別内訳（総量t-CO<sub>2</sub>ベース）



### 3.1.4 課題と対応策

今年度、事務局における PDD 作成支援及びモニタリング報告書作成支援を実施する過程で、改めて支援を実施する方法等における課題が明らかとなった。次年度以降、より円滑に支援を実施し、より J-クレジット制度の利便性を高めるため、特に重要と考えられる課題とその対応策案を整理する。

初めに、表 3-7 では特に重要と考えられる課題を示す。課題 1-①については、作成支援の初動でご記入いただくチェックリストの内容が汎用的で、方法論の内容を深く理解していないと対応が難しかったもの。課題 1-②については、森林プロジェクトにおいて、プロジェクト登録後に必要な実施事項等の事前案内が十分ではなかったことに起因して、支援の途中で事業者が J-クレジット制度への参加を断念したものである。課題 1-③については、支援実施時に、事業者が審査に係る事務手続きの分量を正しく把握できていなかったために、年度内での審査を断念したものである。課題 2-①については、2018 年度事業においても同様の事象が発生している。これについては、2018 年度の課題に対する対応策案で提示した通り、汎用的なモニタリング算定シートの作成・提供を実施することで、おおむね改善傾向にあるものの、特殊な設備が導入されているプロジェクト等においては、事務局のサポートがなければモニタリング報告書を作成することが難しかった。課題 3-①については、事務局の手厚い支援の弊害として、事業者自身がプロジェクトの中身を全く理解せずに妥当性確認に進み、審査機関に負担をかけることとなったものである。

表 3-7 事務局において支援を実施する際の課題

課題番号	問題点
1. PDD 作成支援を実施する際の課題	
1-①	・ 作成支援にあたってまず、登録要件を満たすことを確認するチェックリストを埋めてもらっているが、登録プロジェクトにおける採用実績の豊富な方法論以外については汎用の書式となっていた。そのため、採用実績の少ない方法論で作成支援を受けようとした際、当該方法論の内容を把握していないとチェックリストが埋められず、支援開始に時間を要した。
1-②	・ 支援条件を充足することを確認したうえで支援を開始したものの、支援の過程でモニタリングに係る手間・煩雑さを認識した事業者より、J-クレジット制度への参加そのものを辞退する旨を受領した。
1-③	・ 事務局の全面的な書類作成支援後、審査費用支援を活用して審査に移ったが、事業者の多忙のため審査対応を実施できず、年度内の審査を断念したい旨申し出があった。
2. モニタリング報告書作成支援を実施する際の課題	
2-①	・ PDD 作成支援を地方局委託事業者等が実施していた場合に、事業者がプロジェクトの内容を適切に理解しないままプロジェクト登録に至る事例が散見された。
3. 事務局による支援全般に関する課題	
3-①	・ 事務局にて手厚い支援を受けられることの弊害として、事業者が PDD の内容やプロジェクトの実施方法等を理解しないまま妥当性確認・プロジェクト登録申請に至る事例が発生。審査の過程で審査機関へ負担が生じることとなった。

上記の課題への対応策案を表 3-8 に整理する。課題 1-①に対しては、各方法論に対応したチェ

ックリストを作成することで対応した。課題 1-②に対しては、現在は事前に今後の手続きやスケジュールをご案内しているところ、例えばプロジェクト登録後に実施しなければならない手続きや、実際のプロジェクトの運営方法等についても、事前に案内の上、了承いただく手順を設けることで、このような事象の発生を回避することができると考えられる。課題 1-③については、作成支援時にデータ収集や審査対応に係る手間について事業者が適切に認識できるよう説明すると共に、審査費用支援申請書に確認事項を追加することで対応可能と考えられる。

課題 2-①に対しては、2018 年度事業で提示した対応策案を、引き続き実施することが重要であろう。実際、2020 年度においては、この取り組みによって、モニタリング報告書作成に係る事業者の負担を軽減することができており、次年度以降も継続的に実施することが求められる。

課題 3-①に対しては、対応策案 1-①及び 1-②と同様に、事前に事業者に対してプロジェクト登録後に実施すべきことや、プロジェクトの運営方法等について案内し了承を得た上で、PDD の案が完成した段階で、PDD の内容やプロジェクトの実施方法等に関するすり合わせの機会を設けることが必要と考えられる。

表 3-8 各課題に対する対応策案

課題番号	対応策
1. PDD 作成支援を実施する際の課題への対応策案	
1-①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の汎用チェックリストでの確認内容に基づき、事業者からの問い合わせに応じて方法論毎のチェックリストを作成してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今年度は、通常型の空調、照明、未利用廃熱の発電利用方法論及びプログラム型の空調、照明方法論に対応したチェックリストを新規で作成した。</li> <li>➤ なお、昨年度までに作成したチェックリストは以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 通常型のボイラー、ヒートポンプ、コージェネレーション、炭酸ガス施用システム、太陽光発電、再生可能エネルギー熱（熱源・発電）、バイオマス液体燃料、食品廃棄物等の処理方法の変更、バイオ炭方法論。</li> <li>◇ プログラム型のボイラー、インバーター、コージェネレーション、電気自動車、太陽光発電、バイオマス液体燃料、家畜排せつ物管理方法の変更方法論。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
1-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は書類作成支援の希望を受領した段階で今後の手続きやスケジュールをご案内しているところ、例えばプロジェクト登録後に実施しなければならない手続きや、実際のプロジェクトの運営方法等についても、事前に案内の上、了承いただく手順を設けてはどうか。手順を整理した資料として、1-①で挙げた方法論ごとのチェックリストを作成し、事前に確認をいただいている。</li> </ul>
1-③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ収集や審査対応に係る手間について作成支援時に説明すると共に、審査費用支援申請書に、審査を辞退した場合に費用負担が発生する旨追記してはどうか。</li> </ul>
2. モニタリング報告書作成支援を実施する際の課題への対応策案	
2-①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の事業者に対しては、方法論ごとに汎用的なモニタリング算定シートを作成・提供し、それをを用いてモニタリング・クレジット認証申請するよう促してはどうか。</li> <li>・ 事務局が支援を実施している事業者や新規に参加する事業者に対しては、プロジェクト内容ごとにチューニングしたモニタリング算定シートを作成・提供し、使い方等も含め丁寧に案内してはどうか。</li> </ul>
3. 事務局による支援全般に関する課題への対応策案	

3-①	<ul style="list-style-type: none"><li>1-②の対応策と同様に、事前に事業者に対してプロジェクト登録後に実施すべきことや、プロジェクトの運営方法等について案内し了承を得た上で、PDD の案が完成した段階で、PDD の内容やプロジェクトの実施方法等に関するすり合わせの機会を設けることとしてはどうか。</li></ul>
-----	---

### 3.2 作成支援ツール類を用いた支援の検討

プロジェクト実施者が制度に参加する際の負担を軽減するため、方法論やプロジェクト形態に応じた様式の簡素化や、プロジェクト登録からクレジット認証に至るまでの手続きの簡素化、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成支援ツール類を用いた支援について検討を行った。

方法論やプロジェクト形態に応じた様式の簡素化について、昨年度までプロジェクト計画書および報告書本紙が Word ファイル形式、別紙が excel ファイル形式と、形式が異なっていたものを excel ファイル形式に一本化した。また、2022 年度から運用が開始される J-クレジット制度軸登録簿システムにおいては、プロジェクト登録・クレジット認証申請もシステム上で実施することになるが、システムでの読み取りに同 excel を利用するために、認証クレジットの取りまとめ機能なども追加した。

プロジェクト登録からクレジット認証に至るまでの手続きの簡素化については、PDD 作成支援の際に事業者へ送付する汎用チェックリストについて、ボイラーや木質バイオマス方法論等の主たる方法論について、さらに入力を簡素化した個別のチェックリストを作成した。

また、制度ホームページに掲載しているプロジェクト計画書の作成例について、登録事例の多いヒートポンプ案件、バイオマスボイラー案件、コージェネレーション案件の作成例を策定した。現行の作成例の一覧は表 3-9 の通りである。

表 3-9 プロジェクト計画書作成例一覧

#### プロジェクト計画書の作成例

記入例	作成例（方法論別）	ダウンロード	
1	ボイラーの更新プロジェクト（通常型）		
2	ヒートポンプの導入プロジェクト（通常型）		
3	バイオマスボイラーの導入プロジェクト（通常型）		
4	太陽光発電設備導入プロジェクト（通常型）		
5	コージェネレーションの導入プロジェクト（プログラム型）		
6	太陽光発電設備導入プロジェクト（プログラム型）		
7	森林経営活動プロジェクト		

## 4. プロジェクト実施円滑化のための審査費用支援

### 4.1 支援方法・支援実績





J-クレジット制度への登録申請、認証申請案件のうち、一定要件を満たすプロジェクトに対しては、登録審査機関による妥当性確認・検証に要する審査費用について、プロジェクト実施者からの申請に基づき費用支援を行った。具体的な支援要件は表 4-1 に示す通りである。また、審査機関の選定は、昨年度と同様、価格点、及び、審査実績を考慮した技術点による総合評価方式にて実施した。具体的には、申請内容を事務局にて確認し、条件の整った案件に関して各審査機関へ見積り提出を依頼した。見積書を提出した審査機関について、見積価格、及びこれまでの実績を一定式に基づき点数化し、各評価点の合計が最も高い点数を獲得した機関を当該案件の審査機関として選定した。

表 4-1 審査費用支援条件

	妥当性確認	検証
支援内容	妥当性確認及び検証費用支援の実施(上限額あり)	
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法の対象事業者</li> <li>・自治体</li> <li>・公益法人(一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等)</li> <li>・その他、大企業以外(大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする)</li> </ul>	
支援回数 ※いずれも年度 単位でカウント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常型 1事業者当たり1年間に2回まで</li> <li>・プログラム型 1運営・管理者当たり1年間に2回まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常型 1プロジェクトにつき2年間に1回まで</li> <li>・プログラム型 1プロジェクトにつき1年間に1回まで</li> </ul>
支援条件	CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上 ※のプロジェクトであること。 ※CO2削減・吸収見込総量を認証対象期間(年 単位)で除した値が、100t-CO2/年以上である こと。	認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が 100t-CO2以上であること。
手続き	制度事務局へ審査費用支援申請書、その他添付資料を提出	





## 1-2. 妥当性確認の費用支援（審査費用支援）

J-クレジット制度事務局にて審査（妥当性確認）に係る費用を原則80%支援いたします。ただし、1件当たりの支援額には上限があります。

費用支援額	J-クレジット制度事務局にて審査（妥当性確認）に係る費用を原則80%支援いたします。 プロジェクト実施者負担額が20万円を超える場合は、20万円を超える分も支援いたします。ただし、1件当たりの支援額には上限があります。 なお、審査費用支援のうち、J-クレジット制度事務局の支払い分は、審査完了後、J-クレジット制度事務局から審査機関に送付されます。残りのプロジェクト実施者（プログラム型の場合は運営・管理者）の支払い分は、プロジェクト実施者から審査機関に送付をお願いします。
手続方法の概要	「①対象事業者」及び「②支援条件」をご確認いただき、「③必要書類」をご作成ください。 必要書類が作成できたら、「④申請期間」に間に合うように、「⑤提出方法」の要領で、「⑥提出先・問合せ先」にご提出ください。
①対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業基本法の対象事業者（ただし大企業であっても、法人単体で満たしていれば支援対象となります）</li> <li>自治体</li> <li>公益法人（一般公益社団法人、一般公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> <li>その他、大企業以外（大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする）</li> </ul> <p>※プログラム型の場合は、全ての削減効果事業者が上記に該当するか否かで判断し、運営・管理者の属性は問いません。</p>
②支援条件	<b>支援回数</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常型：1事業者当たり1年以内に2回まで</li> <li>プログラム型：1運営・管理者当たり1年以内に2回まで</li> </ul> <p>※ただし、いずれの場合でも同じ方法論で1年以内に2回受け付けることはできません。</p> <p>※審査機関が認定された段階でカウントし、また（審査機関認定後、辞退して支援回数としてカウントしません）。</p>
	<b>クレジット額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>CO2削減・吸収量削減が年平均100t-CO2以上※のプロジェクトであること。</li> <li>※CO2削減・吸収量削減量を認定対象期間（1年単位）で算出した値が、100-CO2/年以上であること。</li> </ul>
	<b>プログラム型の条件（努力義務）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム型で審査費用支援を受けられる場合は、クレジット売却収益から、プロジェクト運営費用を差し引いた後の全額の利益を削減効果事業者（公益）に還元するが、社会貢献活動に活用する、等の努力は必要ではない。</li> </ul>
③必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査費用支援申請書および関係書（PDF版 、Word版 ）</li> <li>添付資料（詳細は上記申請書に記載）</li> </ul>
④申請期間	<p>第46回認定委員会への申請終了いたしました 第50回認定委員会（2022年度第1回、日付未定）への申請 <b>4月14日（月）まで</b> 受け付けました。</p> <p>※提出期間前の約1週間前、申請が集中し、担当する審査機関が定まらず、ご希望のスケジュールに当てはまらないケースが発生しております。特に、<b>投票開始日から2年の経過を前にした時点での妥当性確認は、余裕をもちたご提出をお願いします。</b></p> <p>※登録を審査する認定委員会の開催日と申請締切日はこちらをご確認ください。</p>
⑤提出方法	<p>電子メールで押印した必要書類のPDFファイルを添付してお送りください。 ※メールの件名は下記の通りにご記載ください。 【審査費用支援申請】プロジェクト実施者名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数申請書類をご提出される場合は、計開件の申請書類を今回送付したか分かるように、件数を明示して下さい。</li> <li>代理の方（プロジェクト実施者以外の方）がご提出される場合は、必ず「CO2(Carbon Copy)」にプロジェクト実施者（申請者）を添付してお送り下さい。</li> <li>提出に必要な書類一式は「審査費用支援申請書」裏面に記載されており、また4の併せてご確認ください。</li> </ul>
⑥提出先・問合せ先	<p>〒101-8443 東京都千代田区神田2-3 みどりセンター6デベクノビオサービス株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局</p> <p> 03-5291-7500  <a href="mailto:project@jcre.jp">project@jcre.jp</a></p>

## 2-2. 検証の費用支援（審査費用支援）

J-クレジット制度事務局にて審査（検証）に係る費用を原則100%支援いたします。ただし、1件当たりの支援額には上限があります。

費用支援額	J-クレジット制度事務局にて審査（検証）に係る費用を原則100%支援いたします。 ただし、1件当たりの支援額には上限があります。 なお、審査費用支援は、審査完了後、J-クレジット制度事務局から審査機関に送付されます（プロジェクト実施者の負担は発生しません）。 ※検定料の計画変更に伴う妥当性確認は支援対象となりませんが、検証を伴わない継続の妥当性確認は支援対象外となりますのでご注意ください。
手続方法の概要	「①対象事業者」及び「②支援条件」をご確認いただき、「③必要書類」をご作成ください。 必要書類が作成できたら、「④申請期間」に間に合うように、「⑤提出方法」の要領で、「⑥提出先・問合せ先」にご提出ください。
①対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業基本法の対象事業者（ただし大企業であっても、法人単体で満たしていれば支援対象となります）</li> <li>自治体</li> <li>公益法人（一般公益社団法人、一般公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> <li>その他、大企業以外（大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする）</li> </ul> <p>※プログラム型の場合は、全ての削減効果事業者が上記に該当するか否かで判断し、運営・管理者の属性は問いません。</p>
②支援条件	<b>支援回数</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常型：1事業者当たり2年以内に1回まで</li> <li>プログラム型：1事業者当たり1年以内に1回まで</li> </ul> <p>※審査機関が認定された段階でカウントし、また（審査機関認定後、辞退して支援回数としてカウントしません）。</p>
	<b>クレジット額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請当たりのCO2削減・吸収量が100-CO2以上であること。</li> </ul>
	<b>プログラム型の条件（努力義務）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム型で審査費用支援を受けられる場合は、クレジット売却収益から、プロジェクト運営費用を差し引いた後の全額の利益を削減効果事業者（公益）に還元するが、社会貢献活動に活用する、等の努力は必要ではない。</li> </ul>
③必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査費用支援申請書および関係書（PDF版 、Word版 ）</li> <li>添付資料（詳細は上記申請書に記載）</li> </ul>
④申請期間	<p>第46回認定委員会への申請終了いたしました 第50回認定委員会（2022年度第1回、日付未定）への申請 <b>4月14日（月）まで</b> 受け付けました。</p> <p>※提出期間前の約1週間前、申請が集中し、担当する審査機関が定まらず、ご希望のスケジュールに当てはまらないケースが発生しております。特に、<b>投票開始日から2年の経過を前にした時点での検証は、余裕をもちたご提出をお願いします。</b></p> <p>※登録を審査する認定委員会の開催日と申請締切日はこちらをご確認ください。</p>
⑤提出方法	<p>電子メールで押印した必要書類のPDFファイルを添付してお送りください。 ※メールの件名は下記の通りにご記載ください。 【審査費用支援申請】プロジェクト実施者名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数申請書類をご提出される場合は、計開件の申請書類を今回送付したか分かるように、件数を明示して下さい。</li> <li>代理の方（プロジェクト実施者以外の方）がご提出される場合は、必ず「CO2(Carbon Copy)」にプロジェクト実施者（申請者）を添付してお送り下さい。</li> <li>提出に必要な書類一式は「審査費用支援申請書」裏面に記載されており、また4の併せてご確認ください。</li> </ul>
⑥提出先・問合せ先	<p>〒101-8443 東京都千代田区神田2-3 みどりセンター6デベクノビオサービス株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局</p> <p> 03-5291-7500  <a href="mailto:project@jcre.jp">project@jcre.jp</a></p>

今年度の審査費用支援実績を表 4-2 に示す。

表 4-2 2021 年度審査費用支援実績

分野	件数	総額(税抜き価格)	平均額(税抜き価格)
妥当性確認費用申請(通常型・削減系)	11件	2,194,271円	199,479円
妥当性確認費用申請(通常型・吸収系)	14件	20,964,644円	1,497,475円
妥当性確認費用支援(プログラム型)	15件	8,481,322円	565,421円
検証費用支援(通常型・削減系)	26件	8,931,773円	343,530円
検証費用支援(通常型・吸収系)	13件	9,337,067円	718,236円
検証費用支援(プログラム型)	16件	12,190,580円	677,254円
検証費用申請(旧制度から移行した通常型)	2件	650,000円	325,000円
検証費用申請(旧制度から移行したプログラム型)	0件	0円	0円
合計	97件	62,749,657円	646,904円

審査種別ごとの月別データ、方法論別データは以下に示す通りである。

(1) 妥当性確認費用支援申請の月別申請状況

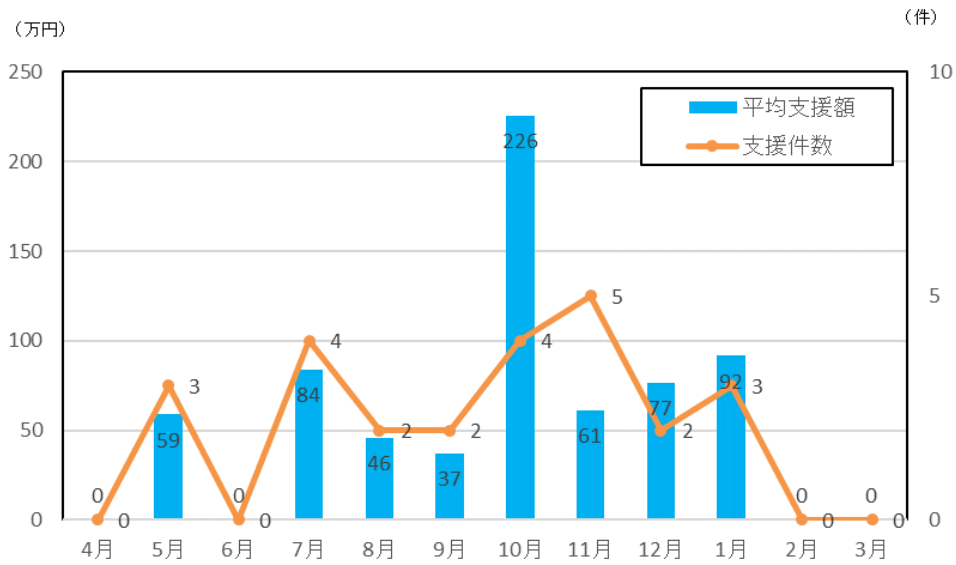


図 4-1 妥当性確認費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（通常型）

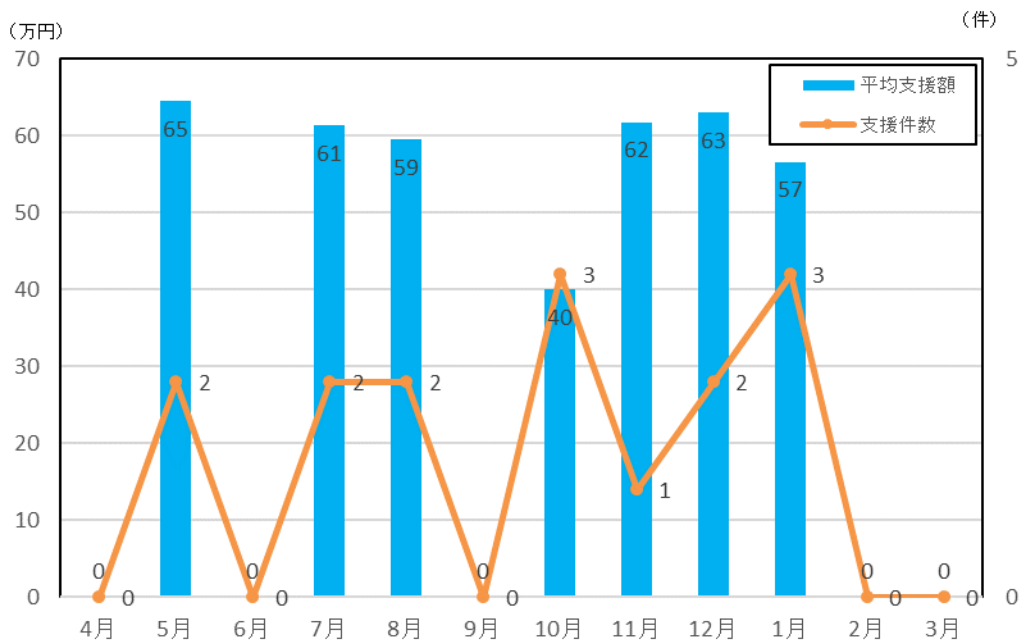


図 4-2 妥当性確認費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（プログラム型）



(2) 方法論別の妥当性確認費用支援額

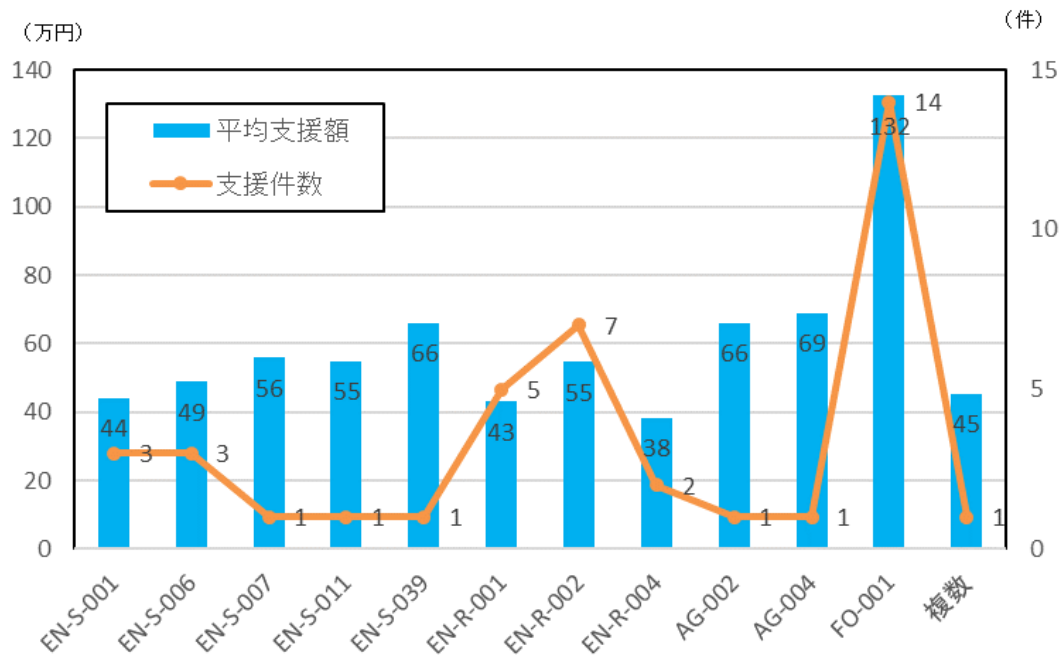


図 4-3 妥当性確認費用支援の方法論別申請回数、方法論別平均支援額

表 4-3 方法論の説明

方法論No.	方法論
EN-S-001	ボイラーの導入
EN-S-006	照明設備の導入
EN-S-007	コージェネレーションの導入
EN-S-011	未利用廃熱の熱源利用
EN-S-039	省エネルギー住宅の新築
EN-R-001	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-002	太陽光発電設備の導入
EN-R-004	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
AG-002	家畜排せつ物管理方法の変更
AG-004	バイオ炭の農地施用
FO-001	森林経営活動

(3) 検証費用支援申請の月別申請状況

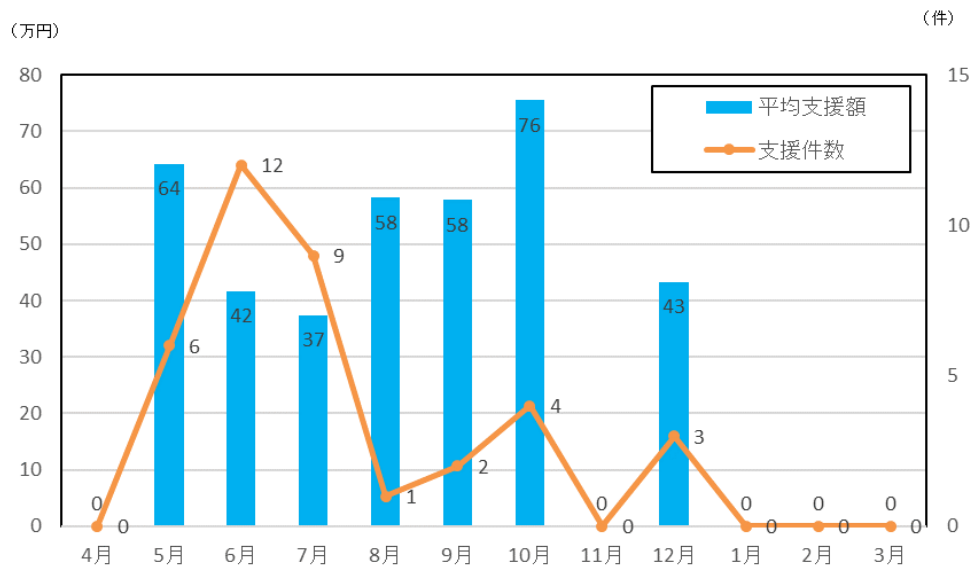


図 4-4 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（通常型）

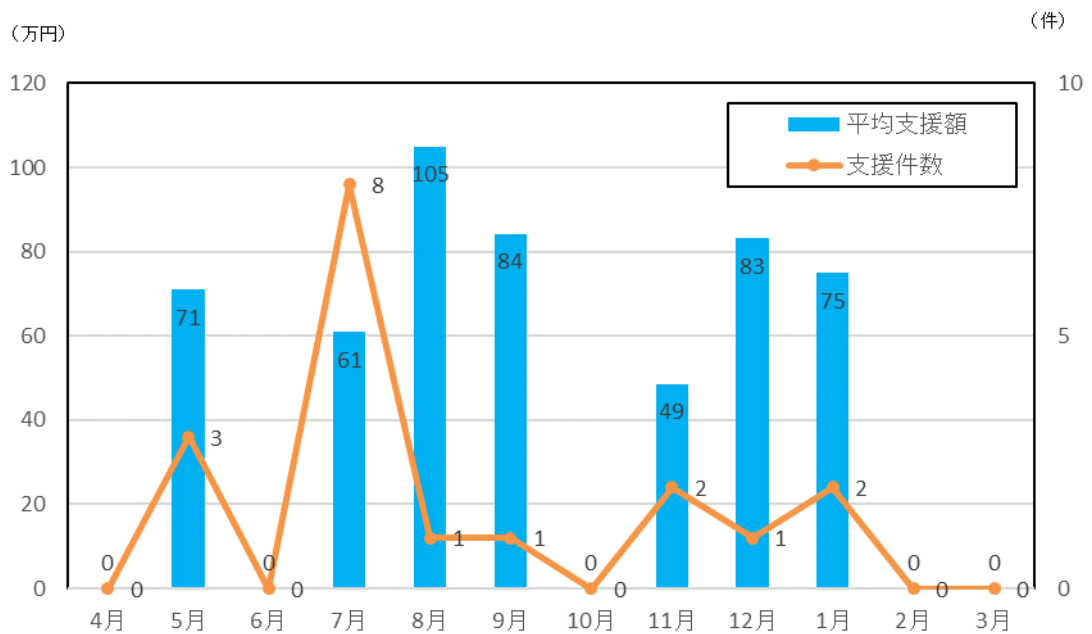


図 4-5 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（プログラム型）

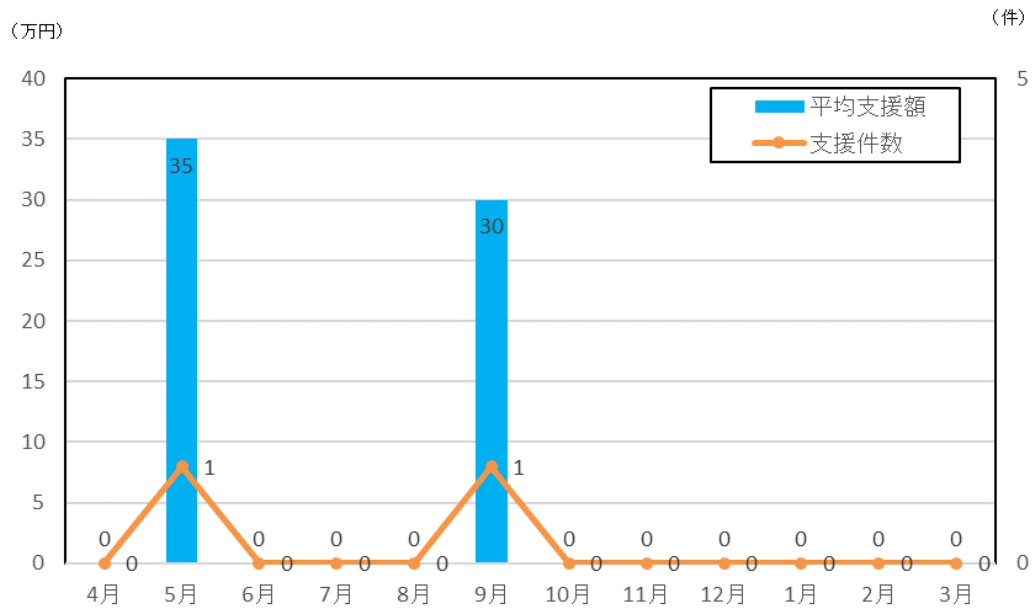


図 4-6 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（旧制度から移行した通常型）

(4) 方法論別の検証費用支援額

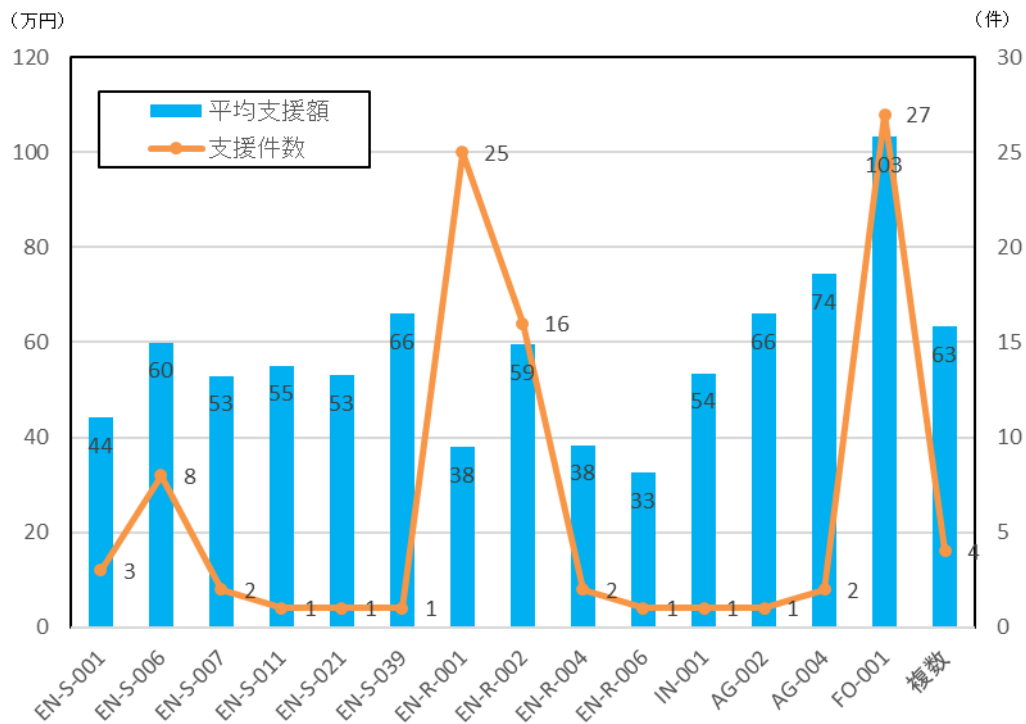


図 4-7 検証費用支援の方法論別申請回数、方法論別平均支援額

表 4-4 方法論の説明

方法論No.	方法論
EN-S-001	ボイラーの導入
EN-S-006	照明設備の導入
EN-S-007	コージェネレーションの導入
EN-S-011	未利用廃熱の熱源利用
EN-S-021	電動式建設機械・産業車両への更新
EN-S-039	省エネルギー住宅の新築
EN-R-001	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-002	太陽光発電設備の導入
EN-R-004	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-006	水力発電設備の導入
IN-001	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
AG-002	家畜排せつ物管理方法の変更
AG-004	バイオ炭の農地施用
FO-001	森林経営活動

## 4.2 課題と対応策

本年度の審査費用支援より、プロジェクト登録時の妥当性確認を伴う審査費用について、その審査費用の支援額が原則 80%へと運用が変更された。運用の変更に伴い、審査機関及び申請事業者間での混乱が発生する可能性があったため、事前に審査機関に運用変更を通達・調整を行い下記の対応策を実施した。

- 制度ホームページ及び制度事務局からのお知らせ（メールマガジン）にて制度参加者に運用の変更を通知した。
- 審査機関の選定後に審査機関、申請者向けに発行される審査費用支援に関する通知書において、事務局支援額と申請者負担額を明記するよう様式を改定した。

対応策を実施したことにより、今年度の審査費用支援においては支援額についてのトラブル等の発生を防止することができた。

## 5. 方法論策定支援

### 5.1 窓口の設営

J-クレジット制度ホームページにおいて、新規方法論策定支援の支援条件を掲載し、新規方法論に関する問い合わせ窓口をみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社環境エネルギー第2部内に設置した。

### 3. 新規方法論策定支援

手続方法の概要	②の支援条件をご確認いただき、「⑥提出先・問合せ先」までご連絡ください。
①対象事業者	制限なし
②支援条件	以下の項目等を総合的に考慮して判断いたします。 <ul style="list-style-type: none"><li>プロジェクトの登録申請が予定されていること</li><li>追加性が見込まれること</li><li>事業の実現可能性が高く、2022年2月末までに、支援が完了する蓋然性が高いもの。</li><li>温室効果ガス排出削減量又は吸収量が大きいもの。</li><li>中小企業や農林業において、雇用効果が見込まれるもの。</li><li>事業の実施方法や創出されたJ-クレジット等の活用方法が先進的なもの。</li><li>他者による事業展開の可能性が見込まれるなど、事業の波及効果が高いもの。</li><li>生物多様性保全や3Rの推進等、温室効果ガスの排出削減・吸収以外の、副次的な環境保全効果が見込まれるもの。</li></ul>
③必要書類	なし ※支援に際して必要書類はありませんが、方法論を運営委員会に付議する時点で「方法論承認申請書」をご提出いただきます。
④申請期限	なし
⑤申請方法	電子メールもしくは電話
⑥提出先・問合せ先	〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局  03-5281-7588  <a href="mailto:help@jcre.jp">help@jcre.jp</a>

図 5-1 新規方法論策支援 ホームページデザイン

### 5.2 新規方法論策定支援

今年度、問い合わせを受け相談に応じた案件は複数あるが、いずれも新規方法論策定に至らなかった。

### 5.3 既存方法論の改定支援

今年度実施、検討した既存方法論の改定に係る案件のうち、新たな排出削減・吸収事業をJ-クレジット制度の対象とすることに資するものを以下に整理する（方法論改定の詳細は2.1参照）。

- ① EN-S-022 生産設備（工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備）の更新
- ② EN-S-023 エコドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用
- ③ EN-S-028 ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新
- ④ EN-S-039 省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修
- ⑤ EN-R-004 バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替
- ⑥ EN-R-008 風力発電設備の導入
- ⑦ AG-004 バイオ炭の農地施用
- ⑧ FO-001 森林経営活動

## 6. J-クレジット制度登録簿システムの運用・管理支援

### 6.1 窓口の設置

#### (1) 問い合わせへの対応

登録簿システムに関する各種申請書類の受付・問い合わせ窓口として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社環境エネルギー第2部内に窓口（電話・メール）を設置した。

#### (2) 各種申請の受付実績

下記の各種申請を受け付けた。

各種申請は、申請者からの申請原本を電子媒体ではなく紙媒体として受領し、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社環境エネルギー第2部内において管理・保管した。

表 6-1 各種申請件数

項目	件
口座開設	214
口座情報変更届出書	85
無効化申請	1,825
保有口座廃止	4
ユーザーID、パスワード再発行	12
パスワード再発行	21

昨年度導入した、無効化申請書の押印を省略できる「無効化申請書の押印に係る包括申請書」について、J-クレジット活用事業者の利便性向上を図るため、今年度も継続して申請の受付を行った。「無効化申請書の押印に係る包括申請書」を提出した事業者に限り、無効化申請書の原本の郵送を割愛可能として運用した。今年度は30件（うち28件が新規）の申請があった。

#### (3) クレジット無効化状況

J-クレジット登録簿において、2021年4月1日以降2022年3月16日までの無効化申請は1,825件となり、合計873,372トンの無効化処理を行った。無効化状況は以下のとおり。無効化申請件数は昨年度より増加したものの、昨年度の無効化申請合計717,513トンと比較すると今年度の無効化処理量は約122%に増加している。

国内クレジット、J-VERを含めてこれまでの無効化総量は、5,717,591トンとなった。

表 6-2 2021年度クレジット無効化状況（2021年4月1日～2022年3月16日処理）

種別	件数	総量
J-クレジット	1,696	853,044
国内クレジット	59	2,621
J-VER	674	17,707
合計	2,429 件	873,372 t-CO2



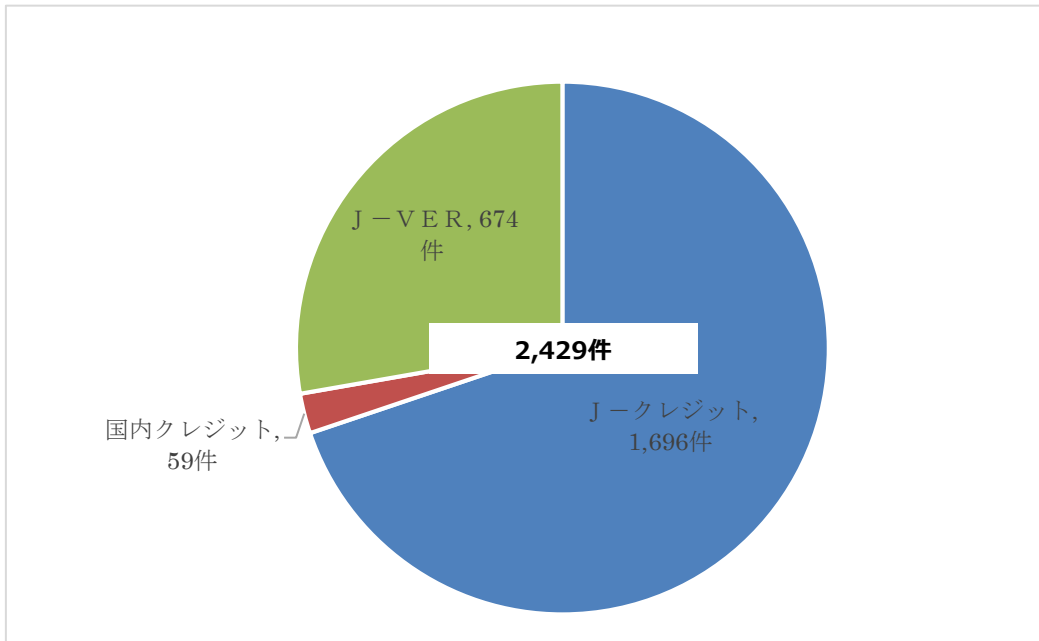


図 6-1 2021 年度 無効化の制度種別分類 (件数)

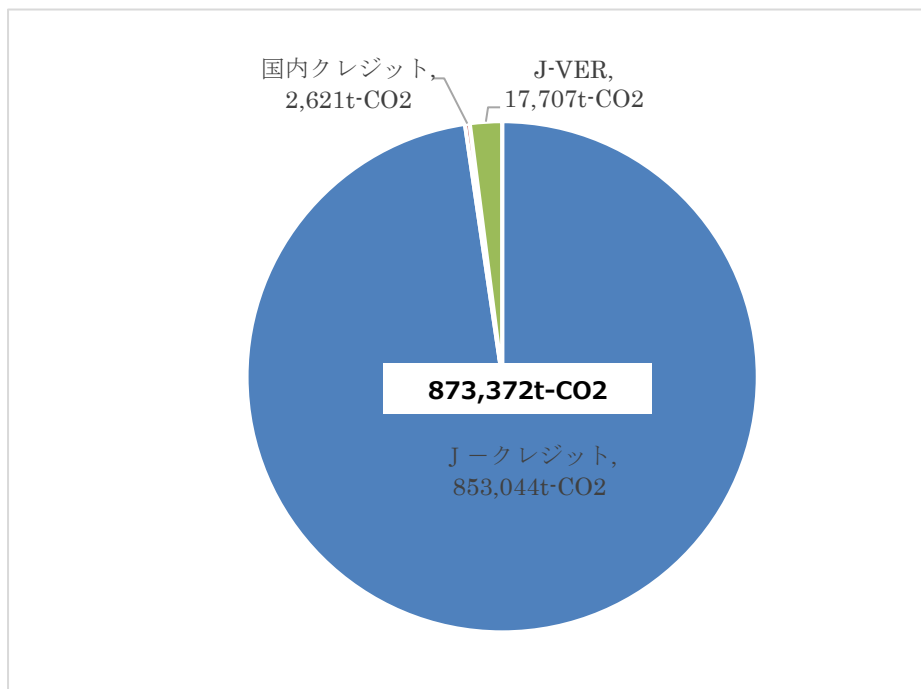


図 6-2 2021 年度 無効化の制度種別分類 (トン数)

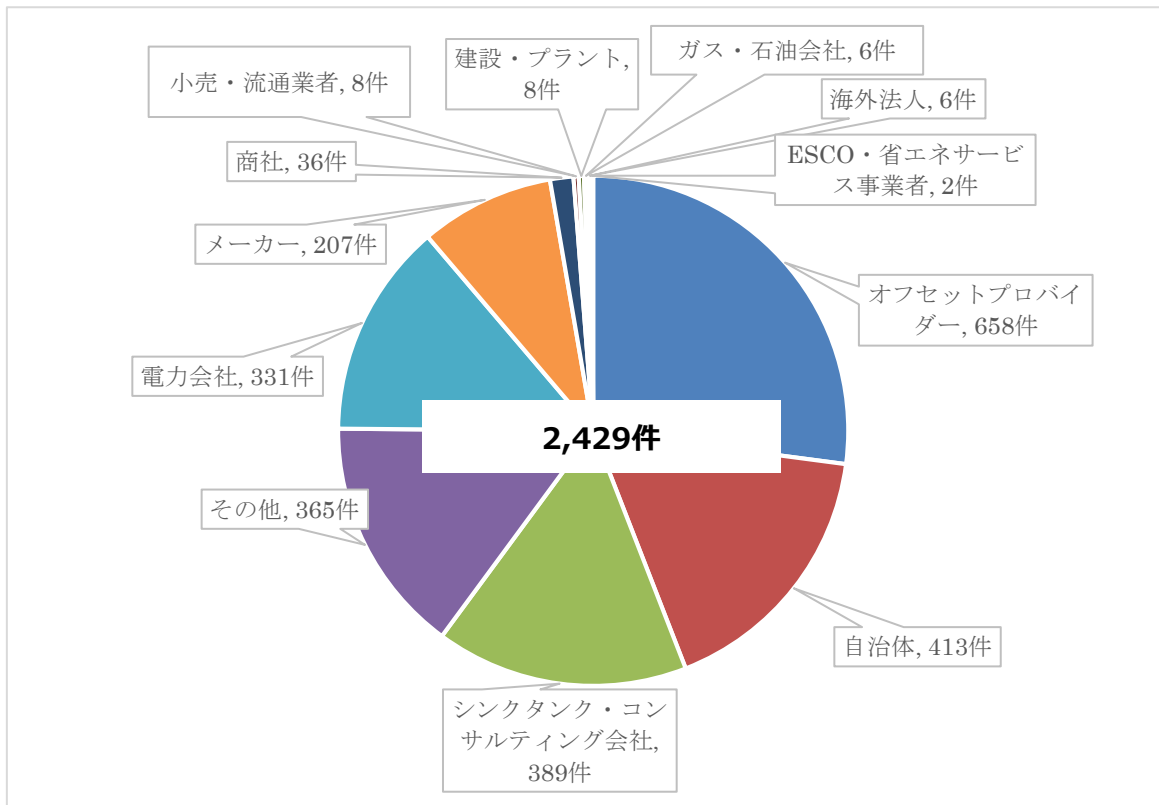


図 6-3 2021 年度 無効化申請者の分類 (件数)

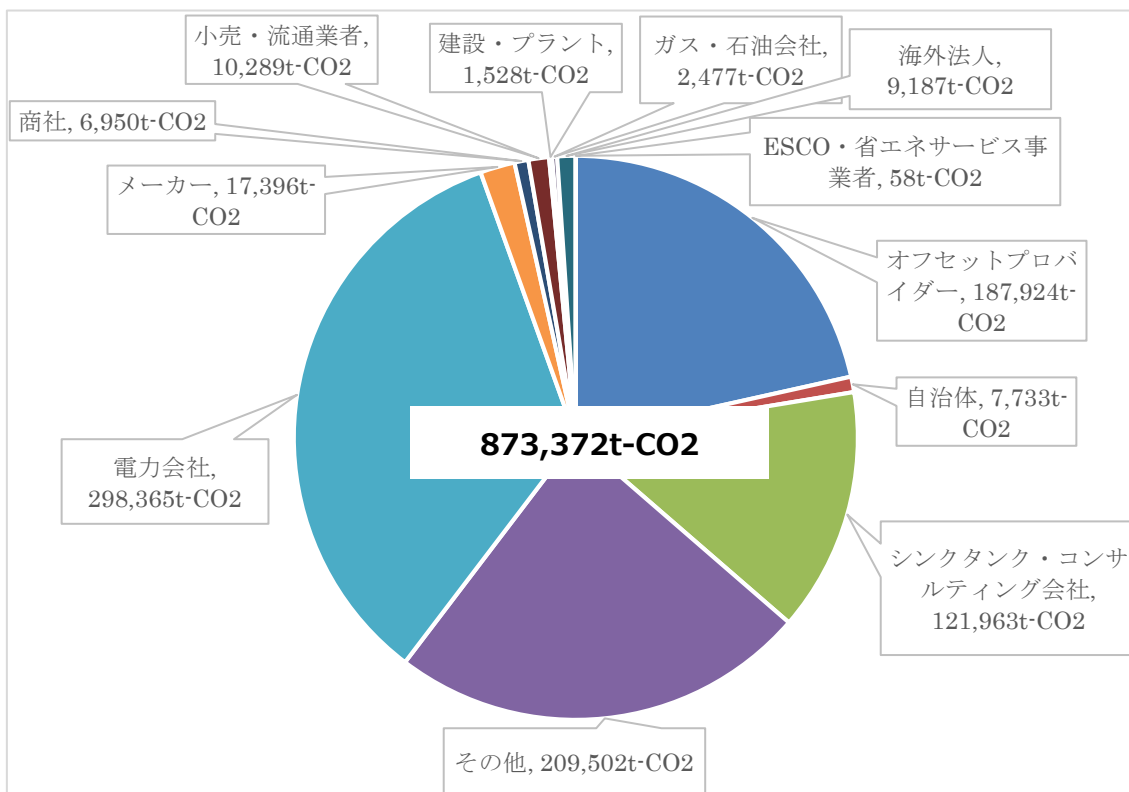


図 6-4 2021 年度 無効化申請者の分類 (トン数)

#### (4) 無効化申請の経年変化

無効化申請について年度毎に変化を見ると、J-クレジットの占める割合が増加していることが分かる。

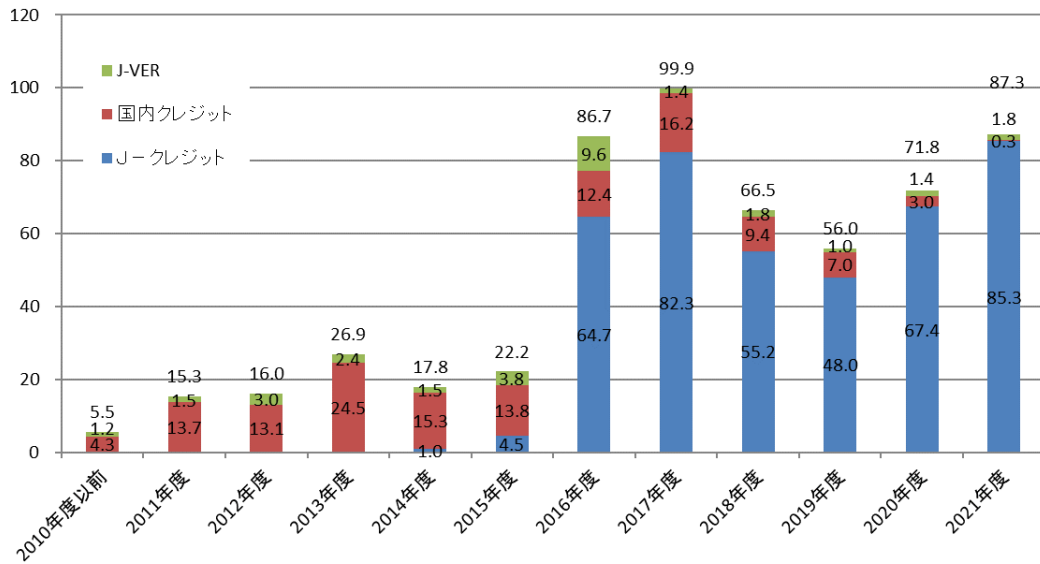


図 6-5 無効化・償却量の推移（クレジット種別）（2022年3月16日現在）

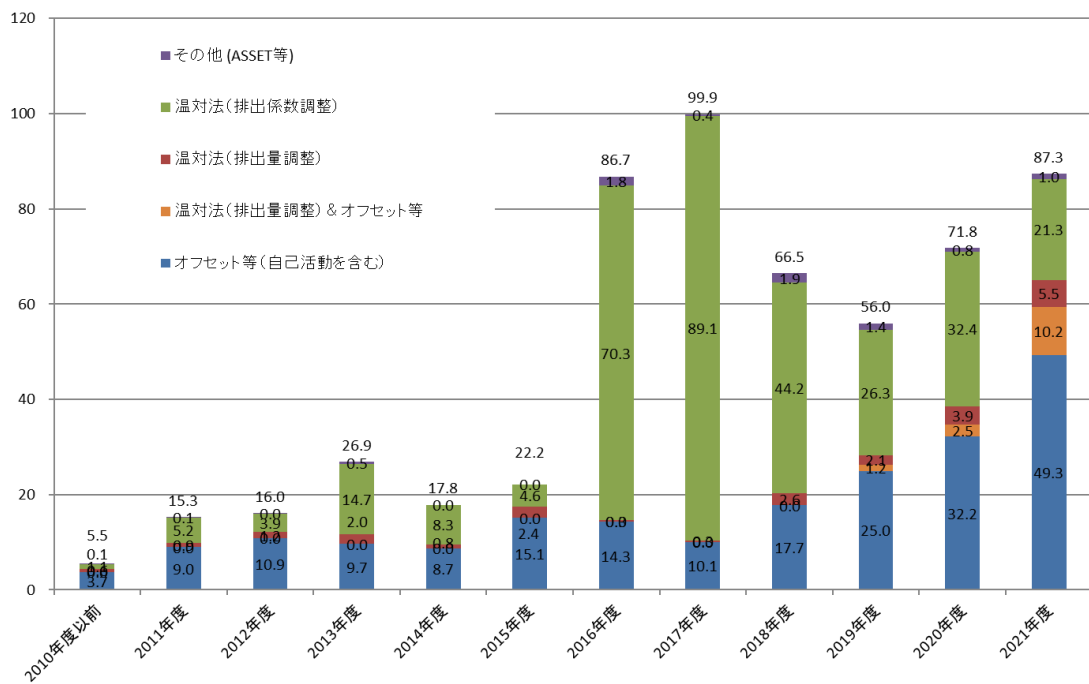


図 6-6 無効化・償却量の推移（目的別）（2022年3月16日現在）

## 7. Jークレジット制度ウェブサイトの管理・運営

### 7.1 ウェブサイトの運用

ホームページ制作事業者と連携のうえ、関係省庁と相談しながら、ホームページの運営、更新、管理を行った。具体的には、制度に関する最新情報、今年度の支援内容、委員会関連情報の掲載、プロジェクト登録・クレジット認証一覧の更新、Jークレジット創出・活用事例の掲載等を行った。

### 7.2 認証委員会・運営委員会の開催に関する制度ホームページの運用

#### (1) 委員会開催情報の更新

各委員会の開催前には、開催の日時が決まった段階で委員会開催情報を更新し、委員会の日時と関連する申請等の締め切りなどの周知を行った。また、運営委員会開催後には関連資料と議事概要の掲載を行い、認証委員会開催後には結果概要と議事概要を掲載した。

#### (2) 登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の更新

認証委員会での審議を経てプロジェクト登録、排出削減・吸収量の認証が行われたことを受けて、制度ホームページの登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の内容を更新した。

登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の更新にあたっては、認証委員会資料に基づく登録プロジェクト及び認証クレジットのデータベース（csv ファイル）を作成するとともに、その更新に係るプロジェクト計画書、妥当性確認報告書やモニタリング報告書、検証報告書等の資料は、プロジェクト実施者に著作権を有するが、制度文書では、それらの書類等を公表する必要があるため、個人情報や企業秘密に係る情報を削除したそれらの書類等（PDF ファイル）の掲載を行った。

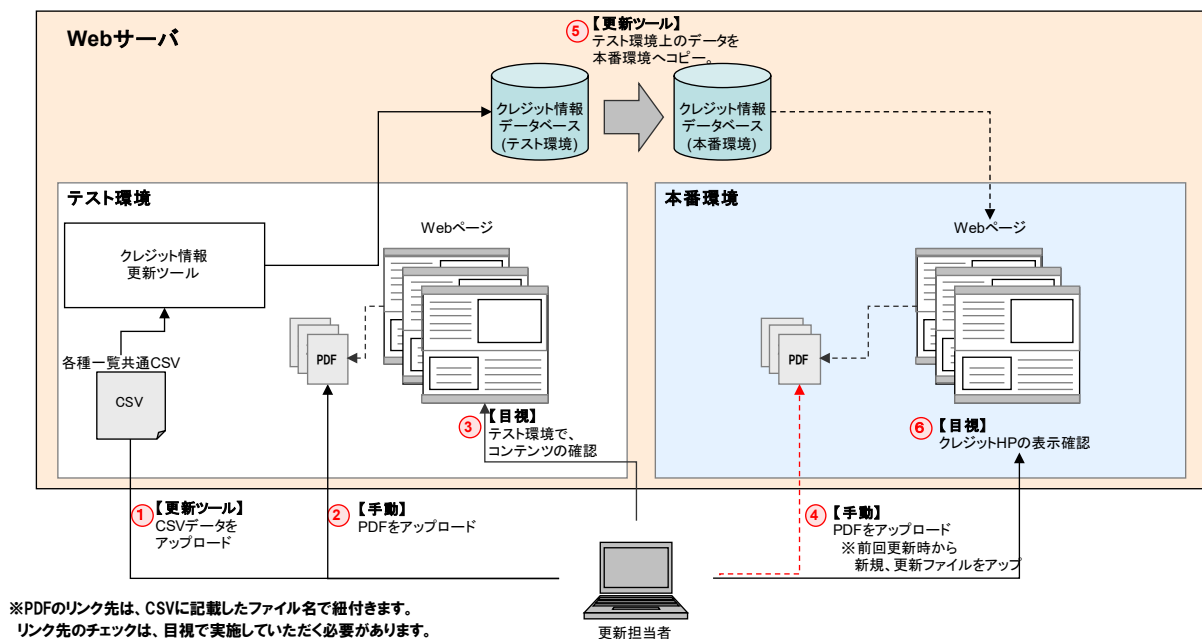


図 7-1 登録プロジェクト一覧・認証クレジット一覧の更新フロー

制度ホームページで公開するプロジェクト情報（プロジェクト計画書、妥当性確認報告書）については、下表の通り、個人情報や企業秘密情報を除外した資料を掲載した。なお、クレジット情報（モニタリング報告書、検証報告書）もプロジェクト情報に準じて公表用資料を作成した。

表 7-1 公表用のプロジェクト情報について

申請資料	目次	非公表部分
プロジェクト計画書	1. プロジェクト実施者の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト概要	
	3. 方法論	
	4. 排出削減・吸収計画	
	5. データ管理	
	6. 特記事項	
	A. 1 対象設備の詳細情報	非公表（設備詳細情報）
	A. 2 追加性に関する情報	非公表（投資回収年）
	A. 3 排出削減量の算定方法	
	A. 4 モニタリング計画	
妥当性確認報告書	1. 妥当性確認機関の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト実施者の情報	
	3. 妥当性確認結果（総括）	
	4. 妥当性確認結果（詳細）	非公表

表 7-2 公表用のクレジット情報について

申請資料	目次	非公表部分
モニタリング報告書	1. プロジェクト計画の変更	
	2. 認証を申請する期間	
	3. 排出削減量	
	4. プロジェクト計画書の添付	
	5. 省エネルギー量の算定	
	B. 1 プロジェクト実施後の設備	非公表（設備詳細情報）
	B. 2 モニタリング実績	
	B. 3 排出削減量の算定方法	
	B. 4 省エネルギー量の算定	
	B. 4 再生可能エネルギー量の算定	
検証報告書	1. 検証機関の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト実施者の情報	
	3. 検証確認結果（総括）	
	4. 検証確認結果（詳細）	非公表

### (3) 制度文書の更新

運営委員会開催後には、制度文書の新規策定・改定を制度ホームページに掲載した。

## 8. クレジット売買支援

### 8.1 マッチング促進

クレジットマッチングを促進するため、2016年度より制度ホームページに「売り出しクレジット一覧」を開設し、活用先が見つからないクレジット情報を集約化した。

#### 売り出しクレジット一覧

クレジットの売却または購入に関わる各種ご相談（売買希望量、売買希望プロジェクト、地域等）がございましたら、「売買のご相談」ボタンよりお気軽に事務局にご相談ください。

売買のご相談

認証済みのクレジット	認証予定のクレジット
実施地域	都道府県から選択 <input type="text" value="選択してください"/> 全国・広域から選択 <input type="text" value="選択してください"/>
実施場所	<input type="text" value="選択してください"/>
制度名	<input checked="" type="checkbox"/> J-クレジット <input checked="" type="checkbox"/> 国内クレジット <input checked="" type="checkbox"/> J-VER
プロジェクト種別	<input type="text" value="選択してください"/>
クレジット保有者名	<input type="text" value="クレジット保有者名"/>
希望購入量	<input type="text" value="例)1000"/> t-CO2
フリーワード検索	<input type="text" value="フリーワード"/> ※プロジェクト名称、実施地域、実施場所、プロジェクト概要、クレジット保有者、運用方法等の各項目を検索します。
<input type="button" value="上記条件で検索する"/> <input type="button" value="リセット"/>	
※検索結果をリセットする場合は、リセットボタンをクリックして各項目を空にしてから、再度検索ボタンをクリックしてください。	

#### 検索結果

制度名	プロジェクト番号	プロジェクト実施者・法人番号	実施地域	実施場所	プロジェクト概要	プロジェクト種別	再エネ(電力)(MWh)	再エネ(熱)(GJ)	省エネ(kI)	低炭素社会実現計画への利用	売却可能量(最小)(t-CO2)	売却可能量(最大)(t-CO2)	クレジット保有者連絡先
J-クレジット	10	中環連可 9000020016926	北海道	森林	町有林における森林経営活動	森林吸収	-	-	-	不可	1	236	<input type="button" value="お問い合わせ"/>

図 8-1 「売り出しクレジット一覧」 ホームページデザイン

掲載クレジット量は、「売り出しクレジット一覧」開始時から徐々に増加し、2022年3月3日時点までに累積で391,987t-CO2となった。また、実際にクレジット販売先が見つかる事業者もあり、2022年3月3日までに累積で213,987t-CO2の売買成約が確認された。

## 8.2 政府保有クレジット等の販売

昨年に引き続き、第11回、第12回の入札販売を行った。また、大口の活用者向けの入札販売説明会を実施し、大口購入者に対して丁寧な周知活動と入札方法の説明を行った。

第11回、第12回入札販売では、特に再エネにおいて平均販売価格が上昇した。また、第12回省エネ他を除き販売予定量を全て販売した。

第11回及び第12回の入札結果を表に示す。なお、表中の平均販売単価は、落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したものである。

表 8-1 第11回入札結果

入札実施時期		2021年4月12日～2021年4月19日
再エネ発電	平均販売単価（税抜）	2,536円/t-CO <sub>2</sub>
	購入者数	13者
	入札者数	26者
	総販売量	200,000 t-CO <sub>2</sub>
省エネ他	平均販売単価（税抜）	1,518円/t-CO <sub>2</sub>
	購入者数	6者
	入札者数	6者
	総販売量	100,000t-CO <sub>2</sub>

表 8-2 第12回入札結果

入札実施時期		2022年1月12日～2022年1月19日
再エネ発電	平均販売単価（税抜）	2,995円/t-CO <sub>2</sub>
	購入者数	10者
	入札者数	20者
	総販売量	250,000 t-CO <sub>2</sub>
省エネ他	平均販売単価（税抜）	1,574円/t-CO <sub>2</sub>
	購入者数	5者
	入札者数	6者
	総販売量	24,305 t-CO <sub>2</sub>

### 8.3 J-クレジット・プロバイダー等の紹介

昨年度に引き続き、J-クレジット制度の一層の普及促進を目的に、J-クレジット・プロバイダーの登録認定業務を実施した。J-クレジット・プロバイダーとは、J-クレジット制度に基づき認証されるクレジットの創出及び活用を支援できる事業者である。

J-クレジット・プロバイダーに登録されるには、J-クレジット・制度管理者が定める「J-クレジット・プロバイダー基準」を満たす必要があり、その審査に合格した事業者がJ-クレジット・プロバイダーを名乗ることができる。その申請方法を図 8-2 に示す。今後、J-クレジット・プロバイダーの一層の増加と個々のプロバイダーのさらなる取り組みの活発化を通じて、J-クレジット制度がより盛り上がりを見せることが期待される。

なお、今年度のJ-クレジット・プロバイダーは、新規認定が1社あり、2022年3月現在のJ-クレジット・プロバイダーは6事業者（表 8-3、表 8-4）となっている。

## J-クレジット・プロバイダーに関する申請

J-クレジット・プロバイダーとは、J-クレジット制度に基づき認証される温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の創出や活用の促進を目的として、クレジットの創出及び活用を支援できる事業者のことです。


J-クレジット・プロバイダーの登録区分は以下の3種類から選ぶことができ、登録されたJ-クレジット・プロバイダーは、[こちら](#)に一覧を掲載します。

創出・活用支援 : クレジットの創出及び活用を支援  
創出支援 : クレジットの創出を支援  
活用支援 : クレジットの活用を支援

J-クレジット・プロバイダーとして登録を希望される場合は、J-クレジット・プロバイダー基準を遵守の上、押印した「登録認定申請書」及び必要書類を下記「提出先・問合せ先」宛てに提出してください。登録後は定められた期間において「定期確認申請書」及び「更新申請書」をご提出ください。登録区分は、変更申請書を提出いただくことで変更することができます。

注) 対象となるクレジットは、J-クレジット、J-VER及び国内クレジットです。

### J-クレジット・プロバイダーの条件

J-クレジット・プロバイダーは、J-クレジット・プロバイダー基準  を遵守することを条件とします。

### 登録認定・定期確認・更新申請の方法

J-クレジット・プロバイダーの登録認定・定期確認・更新に関する申請は、J-クレジット・プロバイダー基準に同意の上、押印した「J-クレジット・プロバイダー登録認定・定期確認・更新申請書」に必要書類を添えて提出ください。

必要書類	J-クレジット・プロバイダー登録認定・定期確認・更新申請書  ※添付いただく必要書類があります
提出方法	申請書類一式の電子データを下記のメールアドレスまでご提出下さい。 ※メールのタイトルは「J-クレジット・プロバイダー申請（申請企業名）」として下さい。
提出先・問合せ先	〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局  03-5281-7588  help@jcre.jp

図 8-2 J-クレジット・プロバイダーに関する申請案内



表 8-3 J-クレジット・プロバイダー一覧

会社名	会社情報	クレジットを 売りたい方へ	クレジットを 買いたい方へ
<p>株式会社イトーキ</p> 	<p>〒103-6113 東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング 担当:NextValue営業部</p> <p>✉ <a href="mailto:cos@itoki.jp">cos@itoki.jp</a>  <a href="http://www.itoki.jp/solution/carbon/">http://www.itoki.jp/solution/carbon/</a></p>	<p>全国の販売網を通じてカーボン・オフセットサービスを展開しており、全国各地のクレジットを取り扱っております。CSRの観点からカーボン・オフセットに取り組みられるお客さまも多く、クレジットの詳細についてもPRさせていただいていることで、創出事業者さまのご紹介もしております。</p>	<p>オフセットの企画や算定、効果的なPRなど、トータルサポートをしています。各拠点と連携し、全国のお客様にオフセット支援を行っています。排出権は案件ごとに適した銘柄を選定させていただき、また、排出係数のご調整、ASSET事業に関してもお気軽にご相談ください。</p>
<p>株式会社ウェイストボックス</p> 	<p>○本社 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-6-1 RT白川ビル2階 担当: 環境ソリューション事業部</p> <p>☎ 052-265-5902</p> <p>○東京事務所 〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2階 担当: 環境ソリューション事業部</p> <p>☎ 03-6868-0491</p> <p>✉ <a href="mailto:info@wastebox.net">info@wastebox.net</a>  <a href="http://wastebox.net/">http://wastebox.net/</a></p>	<p>弊社は、CO2排出量調査を専門に行っています。これまで、ソフト支援事業として数多くの企業様・自治体様のクレジット化の支援を行ってきました。事業活動における省エネ活動や再エネ活動をクレジット化したい、またプログラム型として登録したい場合は、是非一度お問い合わせください。最近は自然由来のNbS(Nature-based Solutions)系のクレジット創出にも力を入れております。クレジットを活用するカーボン・オフセットの持続性実績も多いため、創出からクレジットの販売まで全体を支援することが可能です。</p>	<p>弊社は国内では唯一の気候変動コンサルティングに関するCDP認定パートナーです。(2021年3月現在) これまでは、自主的なカーボン・オフセット、カーボンニュートラルの支援を行って参りましたが、ここ数年はGHGプロトコルに基づくScope3排出量の把握、SBT設定、CDP質問書への回答とクレジットとの関連性などについてのご相談が多くなっています。クレジット活用を選択肢のひとつとして捉えた、事業活動全体のカーボン・マネジメントをトータルサポートすることが可能です。</p>
<p>カーボンフリーコンサルティング株式会社</p> 	<p>〒231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通3-9 横浜郵船ビル3F 担当:総務部</p> <p>☎ 045-222-3400</p> <p>✉ <a href="mailto:info@carbonfree.co.jp">info@carbonfree.co.jp</a>  <a href="http://carbonfree.co.jp/">http://carbonfree.co.jp/</a></p>	<p>弊社はクレジットの利用目的の一つであるカーボン・オフセットは年間約300件の取り扱いがあります。カーボン・オフセットでのクレジット利用は広報活動に繋がるが多く、カーボン・オフセットはクレジット創出者様の企業イメージ向上にも役立ちます。常に豊富なクレジットを取り揃え、多様なクレジット活用提案をすべく、J-クレジット・J-VER・国内クレジットを購入させていただいており、今後も継続して参ります。</p>	<p>弊社は年間約300件のカーボン・オフセットの取り扱い実績がございます。弊社の保有クレジットは豊富に取り揃えており、クレジットご活用者様のニーズに合った、各制度利用も含めた多様なクレジット活用のご提案をさせていただきます。更に、経産省や環境省等の事業受託は5年以上継続実績があり、官公庁等の事業に関しても精通しております。カーボン・オフセットやクレジットのご活用について、お気軽にお問い合わせください。</p>

表 8-4 J-クレジット・プロバイダー一覧 (続き)

<p>ブルードットグリーン株式会社</p> 	<p>〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-13 秋葉原ダイビル 担当 環境価値創造グループ</p> <p>☎ 03-6853-9418</p> <p>✉ <a href="mailto:carbonoffset@bluedotgreen.co.jp">carbonoffset@bluedotgreen.co.jp</a></p> <p>▶ <a href="http://bluedotgreen.co.jp">http://bluedotgreen.co.jp</a></p>	<p>弊社には、これまでにクレジットを創出する多数の自治体様・企業様と協業し、販売にご協力してきた実績があります。クレジットの購入を希望するお客様とのマッチングにとどまらず、クレジット創出者様のオフセットクレジットの活用に向けた具体的な企画も支援しておりますので、過去に取組経験のない事業者様にも、安心してご相談いただけます。</p>	<p>弊社(旧マイクライメイトジャパン)は2011年1月11日の設立以来、国内・海外に独自のネットワーク構築し、日本を含めた世界各国のクレジット・証書を提供しております。欧米の先進的な事例を活用し、地球温暖化防止に加え、SDGs等社会貢献の切り口も取り込み、特にRE100やCDP、SBTへの効果的な対応に向けて支援等を行っております。戦略立案からクレジット調達、無効化まで一貫してご支援いたします。</p>
<p>一般社団法人more trees</p> 	<p>〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-9-11 フレンシア外苑西103 担当 岸</p> <p>☎ 03-5770-3969</p> <p>✉ <a href="mailto:info@more-trees.org">info@more-trees.org</a></p> <p>▶ <a href="http://www.more-trees.org/">http://www.more-trees.org/</a></p>	<p>-</p>	<p>「もっと木を」というコンセプトのもと、音楽家坂本龍一の呼びかけにより設立された森林保全団体です。全国各地で展開している「more treesの森」が吸収したクレジットに特化してご紹介しています。いつ・どこで・どうやって生まれたクレジットかが分かる、顔の見えるカーボン・オフセットが可能です。実際に「more treesの森」へご訪問いただき森を知っていただくことも可能です。お気軽にお問合せください。</p>
<p>Waara株式会社</p> 	<p>〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル2F 担当 堀内</p> <p>☎ 03-6886-5134</p> <p>✉ <a href="mailto:info@waara.co.jp">info@waara.co.jp</a></p> <p>▶ <a href="https://waara.co.jp/carbon-offset/">https://waara.co.jp/carbon-offset/</a></p>	<p>弊社は今までのクレジット化支援の知見を活かして、クレジット創出から販売までトータルにサポートいたします。また、昨今はSDGsの文脈に沿った買い手、売り手の双方にとってPR面、経済面でシナジー効果を生み出すようなオフセットニーズも高まっておりますので、プロジェクトの企画立案においてもご相談いただければ、クレジットの価値を最大化させるためのご支援をさせていただきます。</p>	<p>弊社は、脱炭素経営・カーボンニュートラル化に向けた戦略立案のコンサルティングや実際の削減目標を実現するための実行支援サービスを提供しています。オフセット領域では、J-クレジットに留まらず、海外のグリーン電力証書やカーボンクレジットについても、ニーズに合わせて調達いたします。また、中長期視点での脱炭素化に向けて海外も含めて再エネ導入などのご支援もしておりますので、再エネ導入についてもお気軽にご相談ください。</p>

## 9. 地域版クレジット制度支援

地域版J-クレジット制度は、新潟県と高知県が制度運営者となっている2制度が存在する。

制度管理者は、地域版J-クレジット制度の承認後、地域版制度運営主体により適切にプロジェクト登録及び認証が行われているかどうかを確認するため、年に1回以上実地確認等を行うこととなっており（実施要綱3.5.4②）、下表の通り実施した。なお、昨年度に続いて今年度も、Covid-19の影響により、実地確認はオンラインでの聞き取り調査の形式で実施した。

地域版制度運営主体が地域版制度の延長をし、再度承認を希望する場合、有効期限内に、地域版J-クレジット制度更新申請書を制度管理者に提出し（実施要綱3.5.8①）、制度管理者は、更新申請書の内容及び実地確認等の結果についての運営委員会での審議を踏まえ、承認基準を満たした実施要綱を作成していること及び当該実施要綱に従って地域版制度の運営が行われていると認められる場合、再承認することとなっている（実施要綱3.5.8②）。両県からは下表の通り再承認の申請があったので、第25回運営委員会にて、両県制度とも文書確認（承認基準を満たした実施要綱か否か）及び実地確認（当該実施要綱に沿って運営が行われているか）を踏まえ再承認にあたり特に問題がないことを確認した旨を報告し、審議を行った。その結果、両県制度とも再承認されることとなった。

表 9-1 2021年度における地域版J-クレジット制度の状況

地方公共団体名	制度名	申請日	プロジェクト登録数（累計） クレジット認証量（累計）	実地確認日
新潟県	新潟県版J-クレジット制度（新潟県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）	2022/ 2/4	8件〔2021年度新規0件〕 27,082tCO <sub>2</sub> 〔同8,042tCO <sub>2</sub> 〕	2022/ 2/2
高知県	高知県版J-クレジット制度（高知県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）	2022/ 1/6	12件〔2021年度新規0件〕 1,238tCO <sub>2</sub> 〔同0tCO <sub>2</sub> 〕	2022/ 3/3

## 10. J-クレジット制度に関する窓口の設営

### 10.1 問い合わせ・申請窓口

以下の事項に関する窓口として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社環境エネルギー第2部内に窓口（電話・メール）を設置した。

窓口を通じた問い合わせ対応実績は以下のとおり。なお、その他として分類されているものの多くは、クレジット価格の販売相場や売買の動向といったクレジットの活用に関する問い合わせであった。

表 10-1 プロジェクト登録・クレジット認証に関する問合せ内容

	制度全般 (概要等)	申請手続 (事務的な 内容)	prj登録の相談 (要件の確認等)	書類作成支援	審査費用支援	新規方法論	登録簿・ 無効化	クレジット 活用・売買	入札	審査関連 (審査機関等からの 質問)	その他	総計
企業(創出者)	393	127	310	21	24	88	18	75	7	0	2	1,065
企業(活用者)	95	9	7	0	0	3	101	404	40	0	2	661
企業(両方)	88	14	22	2	4	12	9	36	4	1	4	196
審査機関	1	0	0	0	1	1	0	3	0	8	1	15
自治体	68	12	31	0	16	0	9	25	1	1	1	164
省庁(地方局含む)	4	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	8
公益法人等	6	3	2	1	4	2	1	1	1	0	0	21
メディア	8	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	11
個人	53	0	22	1	0	3	0	43	3	0	1	126
その他	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
総計	721	166	396	25	49	110	138	589	57	10	11	2,272

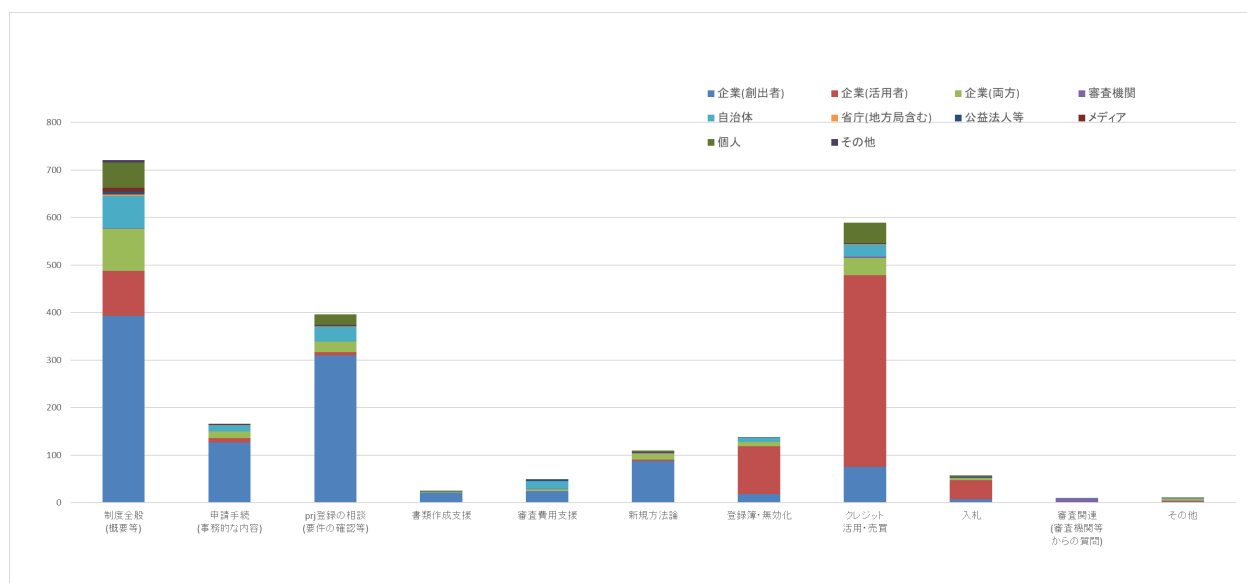


図 10-1 各種問い合わせ内容

## 10.2 申請受付実績

プロジェクト登録、クレジット認証、審査費用支援について、申請を受け付けた。申請書類は電子メールを通じた電子媒体形式での受領とし、電子媒体の型式で管理・保管を行った。

「プロジェクト登録」、「クレジット認証」、「審査費用支援」、「J-クレジット制度事務局で保有する書類の提供」について、申請を受け付けた。申請書類は電子メールを通じた電子媒体形式での受領とし、電子媒体の型式で管理・保管を行った。

なお、プロジェクト登録、クレジット認証に関する申請受付は、2.2 認証委員会の項目において記載しているため、以下にこれまでに整理していない「J-クレジット制度事務局が保有する書類の提供」の申請状況を整理する。

- J-クレジット制度事務局が保有する書類の提供申請状況

2021年度に事務局が保有する書類の提供について5件の申請があった。なお、申請者はJ-クレジット制度排出削減事業者が4件、国内クレジット制度排出削減事業者が1件であり、申請理由は認証手続き時に書類の紛失が発覚したためである。

### 10.3 二重登録・認証の防止措置

プログラム型プロジェクトにおいて、クレジットの二重発行防止のために、登録／認証申請時に削減活動リストの二重登録／二重認証の確認を実施した。2018年度までは登録／認証申請後に実施していたが、二重登録／認証が発覚した場合、審査機関確認後にクレジット量の修正が発生してしまうことになるため、2018年度より登録／認証申請前に、二重登録／認証の確認期間を設定し、事務局による確認を実施している。

確認作業は、会員40万件レベルの大規模プログラム型プロジェクトにも対応できるよう高速化の改修を2018年度に行ったプロジェクト管理システムを使用し、下記の流れで実施した。

1. 審査機関への削減活動リスト送付依頼
2. 削減活動リストの受領
3. プロジェクト管理システムに格納するための資料の作成
4. プロジェクト管理システムへの削減活動リストの登録＝二重登録／認証チェック
5. 二重登録／認証チェック結果の確認
6. 二重登録／認証チェック結果の送付

上記4の作業におけるプロジェクト管理システムの画面イメージは、以下の通り。

DB管理情報	プロジェクト登録番号* P00001 *この番号によりデータベースのプロジェクトを管理しています。	クレジット認証識別番号 P00001-06
プロジェクト登録情報	ステータス(*) P1 プロジェクト登録申請日(*) 2013/11/20 プロジェクト登録日(*) 2013/12/11	*J-クレジット制度のプロジェクト登録番号を入力してください。 申請書受領日(*) 2013/11/20 認証委員会承認回* 2
妥当性確認	妥当性確認報告日(*) 2013/11/20 妥当性確認実施機関* 一般財団法人日本品質保証機構 妥当性確認スコープ* EN	

図 10-2 クレジット認証申請された削減活動リストの登録



### ダブルカウントチェック

■プロジェクトの情報

プロジェクト登録番号	P00001	クレジット認証識別番号	P00001-06	削減活動種別	299436	認証委員会認証回	32
認証申請期間(1) 開始日	2017/11/01	認証申請期間(1) 終了日	2018/09/30				
方法論番号	EN-R-002 ver.1.0 太陽光発電設備の導入						

■チェック条件の設定  
 <チェック期間が相手の認証申請期間と重なる>かつ<方法論番号が一致>かつ<認証委員会が指定の条件>かつ<(住所マッチ度が指定の条件)または<機器番号が一致>)でチェックを行います。

チェック開始日※       チェック終了日※

方法論番号※

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>AG-001 ver.2.0</td><td>豚・プロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌</td></tr> <tr><td>AG-001 ver.2.1</td><td>豚・プロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌</td></tr> <tr><td>AG-001 ver.2.2</td><td>豚・プロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料</td></tr> <tr><td>AG-002 ver.1.0</td><td>畜産排せつ物管理方法の改良</td></tr> <tr><td>AG-003 ver.2.0</td><td>茶葉土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰</td></tr> <tr><td>EN-R-001 ver.1.0</td><td>バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による</td></tr> <tr><td>EN-R-001 ver.1.1</td><td>バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による</td></tr> <tr><td>EN-R-001 ver.1.2</td><td>バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による</td></tr> <tr><td>EN-R-001 ver.1.3</td><td>バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による</td></tr> <tr><td>EN-R-001 ver.1.4</td><td>バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による</td></tr> <tr><td>EN-R-001 ver.1.5</td><td>バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による</td></tr> <tr><td>EN-R-002 ver.1.0</td><td>太陽光発電設備の導入</td></tr> </table>	AG-001 ver.2.0	豚・プロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌	AG-001 ver.2.1	豚・プロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌	AG-001 ver.2.2	豚・プロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料	AG-002 ver.1.0	畜産排せつ物管理方法の改良	AG-003 ver.2.0	茶葉土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰	EN-R-001 ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による	EN-R-001 ver.1.1	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による	EN-R-001 ver.1.2	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による	EN-R-001 ver.1.3	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による	EN-R-001 ver.1.4	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による	EN-R-001 ver.1.5	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による	EN-R-002 ver.1.0	太陽光発電設備の導入	<input type="button" value="選択状態を表示"/>  <input type="button" value="追加 &gt;"/>  <input type="button" value=" &lt; 除去"/>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>EN-R-002 ver.1.0</td><td>太陽光発電設備の導入</td></tr> <tr><td>EN-R-002 ver.1.1</td><td>太陽光発電設備の導入</td></tr> <tr><td>EN-R-002 ver.1.2</td><td>太陽光発電設備の導入</td></tr> </table>	EN-R-002 ver.1.0	太陽光発電設備の導入	EN-R-002 ver.1.1	太陽光発電設備の導入	EN-R-002 ver.1.2	太陽光発電設備の導入
AG-001 ver.2.0	豚・プロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌																															
AG-001 ver.2.1	豚・プロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌																															
AG-001 ver.2.2	豚・プロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料																															
AG-002 ver.1.0	畜産排せつ物管理方法の改良																															
AG-003 ver.2.0	茶葉土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰																															
EN-R-001 ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による																															
EN-R-001 ver.1.1	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による																															
EN-R-001 ver.1.2	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による																															
EN-R-001 ver.1.3	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による																															
EN-R-001 ver.1.4	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による																															
EN-R-001 ver.1.5	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による																															
EN-R-002 ver.1.0	太陽光発電設備の導入																															
EN-R-002 ver.1.0	太陽光発電設備の導入																															
EN-R-002 ver.1.1	太陽光発電設備の導入																															
EN-R-002 ver.1.2	太陽光発電設備の導入																															

認証委員会※

住所マッチ度※      

■チェック結果  
 【ダブルカウントチェック】ボタンをクリックするとチェック結果が表示されます。

図 10-3 二重登録／認証（ダブルカウント）チェック

上記5の「二重登録／認証チェック結果の確認」では、プロジェクト管理システムが二重登録／認証の疑いありとして出力された内容（下記イメージ）について、次の優先順位で確認を行い、二重登録／認証の疑いがさらに濃いものを選別した。

- ① 住所マッチ度が 50%以上であるか
- ② 機器番号が一致するか
- ③ 氏名が一致するか
- ④ 型番が一致するか

ダブルカウントの可能性のある削減活動が485個見つかりました。    チェック時間:437秒    チェック時刻:2019/01/10 14:44:18									
チェック条件    チェック期間:2007/11/01 ~ 2018/12/20									
チェック条件    方法論番号:EN-S-007 ver.1.0    コージェネレーションの導入									
チェック条件    方法論番号:EN-S-007 ver.1.1    コージェネレーションの導入									
チェック条件    認証委員会:過去に認証済/同一認証委員会、    認証回:32、    住所マッチ度:70 pt 以上									
削除状態	削減活動番号	管理番号	削減活動実施場所	削減活動対象機器番号	認証委員会認証回	住所マッチ度	機器番号マッチ度	備考1	備考2
-	P00002-06-00	275			32	-	-		
-	P00044-01-00	14713			20	90	不一致		
-	P00044-01-00	15587			20	90	不一致		
-	P00044-02-00	14713			26	90	不一致		
-	P00044-02-00	15587			26	90	不一致		
-	P00044-03-00	14713			31	90	不一致		
-	P00044-03-00	15587			31	90	不一致		

図 10-4 二重登録／認証（ダブルカウント）チェック結果のイメージ

#### 10.4 森林管理プロジェクトにおける永続性担保の確認

2021年度初において登録されていた森林管理プロジェクト全172件（内訳：J-クレジットプロジェクト37件、J-VER移行プロジェクト48件、J-VERプロジェクト87件）について、2019年度における吸収量の永続性が担保されているか確認を実施した。

具体的には、実施規程（プロジェクト実施者向け）第8章「森林管理プロジェクトに係る特別措置」の8.1.2「プロジェクト登録後の義務」に基づき、プロジェクト計画の登録をした範囲についてプロジェクト実施者が提出した森林経営計画又は森林施業計画、同計画認定書、伐採届及び造林届の記載内容と、プロジェクト計画書におけるプロジェクト実施地に係る記載内容とを照合し、施業の計画・履歴が整合しているか、また計画外の主伐などが行われていないかを確認した。

結果として、「森林経営計画の空白期間」32件、「森林経営計画移行時の除外地」5件、プロジェクト対象地の譲渡」0件、「プロジェクト対象地の所有者変更」0件、FSC（Forest Stewardship Council）認証案件2件は引き続きFSC認証に即した森林管理を継続していることを確認した。

「森林経営計画の空白期間」、「森林経営計画移行時の除外地」が発生しているプロジェクトについては、プロジェクト実施者に永続性の担保を誓約いただき、全てのプロジェクトにおいて2020年度の吸収量の永続性が担保されていることを確認した。なお、「不適切な主伐」の報告はなかった。



また、J-クレジット制度実施要綱「3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置」およびオフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」別紙の規定（※）に基づき、自然撓乱や、収用などの避けがたい土地転用への対処として、上記のとおり、J-クレジット制度については35 t-CO<sub>2</sub>、J-VER制度については214t-CO<sub>2</sub>を、それぞれのバッファ管理口座から無効化口座に移転して無効化することとした。

表 10-2 バッファ管理口座からの無効化量（2021年度対応）

＜森林被害に係る統計＞	面積(ha)	蓄積(千m <sup>3</sup> )	割合	年次
総森林面積・蓄積(民有林+国有林)	25,048,000	5,241,502	100.000%	2016年度末
林野火災による焼損	837		0.003%	2019年度
ほ乳動物による森林被害	4,900		0.020%	2019年度
森林病害虫等による被害(松くい虫、カシノカキイムシ)		362	0.007%	2019年度
民有林面積	17,389,000		100.000%	2016年度末
気象災害	1,952		0.011%	2019年度
(合計)被害面積・蓄積割合 <A>			0.041%	

(出典)林野庁『森林・林業統計要覧2021』

＜森林管理プロジェクトの累計クレジット発行量(バッファ量を除く)＞	クレジット量(t-CO <sub>2</sub> )	年次
J-クレジット制度(J-VER制度からの移行プロジェクトを含む) <B>	85,013	2019年度まで
J-VER制度 <C>	519,630	2019年度まで

＜J-クレジット制度バッファ管理口座からの無効化量＞	クレジット量(t-CO <sub>2</sub> )	年次
森林被害統計に基づく無効化(自然撓乱等) <B×A>	34.9	2019年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(自然撓乱等)	0.0	2020年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(不可避の土地転用)	0.0	2020年度分
(合計)無効化量	35	
バッファ管理口座残高		
無効化前	2,650	
無効化後	2,615	
減少率	1.3%	

＜J-VER制度バッファ管理口座からの無効化量＞	クレジット量(t-CO <sub>2</sub> )	年次
森林被害統計に基づく無効化(自然撓乱等) <C×A>	213.2	2019年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(自然撓乱等)	0.0	2020年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(不可避の土地転用)	0.0	2020年度分
(合計)無効化量	214	
バッファ管理口座残高		
無効化前	9,848	
無効化後	9,634	
減少率	2.2%	

- J-クレジット制度実施要綱「3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置」は、制度管理者が、森林管理プロジェクトから発行されるJ-クレジットのうち3%をバッファ管理口座に確保し、自然撓乱や収用などの避けがたい土地転用が生じた場合、それまでに発行した量と同量のクレジットをバッファ管理口座から無効化口座に移転することを定めている。
- オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」別紙は、制度事務局がバッファ管理口座を保有して、森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットから補填用クレジットを確保し、プロジェクト対象地において自然撓乱や避けがたい土地転用が発生した場合、CO<sub>2</sub>吸収効果消失量分をバッファ管理口座から無効化口座に移転することを定めている。

## 10.5 打合せの開催

事業の円滑な運営のため、関係者間（経済産業省、環境省、農林水産省、林野庁、みずほリサーチ&テクノロジーズ）での打ち合わせを実施した。打ち合わせでは、時宜に応じた議事とともに問い合わせへの対応状況等を共有した。開催状況は以下のとおり。

表 10-3 定例打合せの日時と主な議題

日時	主な議題
2021年4月16日	・ 2021年度の運営方針全般
2021年5月24日	・ 第45回認証委員会
2021年7月15日	・ 第46回認証委員会
2021年7月19日	・ 第23回運営委員会
2021年10月8日	・ 第47回認証委員会
2021年11月10日	・ 第24回運営委員会
2021年12月10日	・ 第48回認証委員会
2022年2月17日	・ 第49回認証委員会 ・ 第25回運営委員会

## 11. 関係者との連絡体制の構築と情報共有の実施

制度文書の改定情報や委員会開催スケジュール、書類作成支援・審査費用支援のスケジュールや、クレジット入札販売の案内等について、以下の通り制度参加事業者へ周知を行った。

表 11-1 制度参加事業者への情報共有

日時	主な周知内容
2021年4月1日	・ プロジェクト登録基準の追加について
2021年4月16日	・ 無効化申請書における押印省略について ・ ゴールデンウィーク前後の無効化等スケジュール
2021年5月12日	・ 最新の制度運営情報
2021年6月9日	・ 第11回入札販売結果について ・ 温対法報告に関する無効化の締切のご案内
2021年7月26日	・ 第23回運営委員会、傍聴登録開始について ・ 委員会開催情報
2021年9月3日	・ 委員会開催情報 ・ J-クレジット・プロバイダーの新規追加について ・ 分類B計量器一覧の更新
2021年10月20日	・ 無効化申請書等登録簿システムに関する申請書更新について ・ 登録簿システム停止の予告について ・ 2021年度審査費用支援の予算執行率について
2021年11月24日	・ 第12回入札販売公告 ・ 第24回運営委員会、傍聴登録開始について ・ 登録簿システム停止の予告について
2021年11月29日	・ J-クレジットオンライン説明会の開催について
2021年12月10日	・ 第12回入札販売について ・ 年末年始の無効化申請等スケジュールについて
2022年1月31日	・ 次期登録簿システムに関する説明会の実施について

## 12. J-クレジット制度の普及促進

### 12.1 全国における説明会

地方経済産業局が主催し全国主要都市で開催されるJ-クレジットに関する説明会で、J-クレジット制度に基づくクレジット創出方法や販売及び購入方法等の情報提供や、活用方法、活用事例について説明を行い、質疑応答の対応を行った。開催日時は下表のとおり。

表 12-1 説明会実施状況

地方 経済産業局	開催日時	開催地	会場	定員
北海道地域	2022/3/11 13:30～16:30	札幌市	①札幌国際ビル 8 階「国際ホール」 (札幌市中央区北 4 条西 4 丁目) ②オンライン (Microsoft Teams)	①会場 30 名 ②オンライン 100 名
東北地域	2021/11/26 13:30～16:00	仙台市	①オンライン (Microsoft Teams) ②TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口カンファレンスルーム 6D (宮城県仙台市青葉区花京院 1-2-15 ソララプラザ 6 階)	①— ②現地会場は 定員 30 名
	2022/2/1 13:30～15:30	—	オンライン (Microsoft Teams)	300 名
	2022/3/1 14:00～16:00	—	オンライン (Microsoft Teams)	300 名
関東地域	2021/11/25 13:30～15:30	—	オンライン (Microsoft Teams)	150 名
中部地域	2021/11/25 14:00～16:30	—	オンライン (Microsoft Teams)	300 名
近畿地域	2021/12/17 14:00～15:30	大阪市	①中之島ダイビル 4 階 会議室 1 (大阪市北区中之島 3-3-23) ④ オンライン	①会場 30 名 ②オンライン 50 名
中国地域	2021/11/26 13:30～16:00	—	オンライン (Webex)	100 名
四国地域	2022/1/31 13:30～16:30	—	オンライン (Microsoft Teams)	300 名
九州地域	2022/2/18 14:00～16:00	—	オンライン (Webex)	100 名
沖縄地域	2021/11/29 13:30～15:30	浦添市	①一般財団法人沖縄県環境科学センター5 階会議室 (沖縄県浦添市字経塚 720 番地) ②オンライン (Microsoft Teams)	①現地会場は 定員 15 名 ②—

それ以外に、J-クレジット制度事務局主催で「J-クレジットオンライン説明会」(2021 年 12 月)、「プロジェクト実施者・クレジット保有者向けの次期登録簿システムのオンライン説明会」(2022 年 3 月に 2 回)を開催した。また、講演依頼のあった特定非営利活動法人 K E S 環境機構

の「令和3年度環境マネジメントセミナー」と、九州地方コージェネレーション協議会の「第20回九州地区コージェネレーション・地域エネルギーシステム協議会」（2022年3月）においてJークレジット制度概要と創出・活用事例に関して紹介を行った。

## 12.2 パンフレットの作成と配布

基本デザインは昨年度パンフレットのデザインを踏襲し、方法論ごとのプロジェクト登録件数、創出見込量等の数値を第46回認証委員会後8月時点の最新値に更新したほか、新たにJークレジットの1年間の創出量の目安として再生可能エネルギー、省エネルギー、森林吸収の参考単位当たり創出トン数を掲載し、パンフレットを作成した。

引き続き、配布のしやすさと配布の際に訴求対象が受け取りやすいことを考慮し、サイズをA4判二つ折りで作成した。

今年度のパンフレットを次に示す。

The image displays the front and back of a brochure for the J-Credit system. The left side shows the front cover with the title '3 クレジットを使う' and various icons for SBT, CDP, RE100, and carbon offsetting. The right side shows the back cover with the title 'Jークレジット制度' and a flowchart illustrating the process from creation to purchase and use. The flowchart includes steps like '適宜効果ガスの排出削減または吸収量の増加につながる事業の実施' (Implementation of measures leading to reduction of appropriate effect gas emissions or increase in absorption), 'Jークレジット創出者' (J-Credit Creators), 'CO2等の排出削減・吸収量 (Jークレジット)' (Reduction/Absorption of CO2 etc. (J-Credit)), '資金循環' (Fund Circulation), 'Jークレジットの売却' (Sale of J-Credit), '目標達成、CSR活動、カーボン・オフセット' (Achieving targets, CSR activities, Carbon Offset), 'Jークレジット購入者' (J-Credit Purchasers), and 'SBT/CDPへの活用、RE100の目標達成' (Use for SBT/CDP, Achievement of RE100 targets).

図 12-1 パンフレット表示・裏表紙

### 1 クレジットを創る

登録した計画に基づき算定されたCO<sub>2</sub>等排出削減・吸収量が、J-クレジットとして発行されます。

**STEP 1 確認** J-クレジット制度に参加できるかを確認!  
 → 温室効果ガス排出削減・吸収事業を実施/計画していること  
 → 1登録申請日から2年前の日以降に実施したプロジェクトであること等の登録要件あり

**STEP 2 計画** 計画をプロジェクトとして登録!(最长8年実施可能)  
 → 導入設備について、測定項目、削減・吸収量達成率

**STEP 3 実施** 計画に基づき、算定するためのデータを取得!  
 → 導入設備の電気使用量などエネルギー量のわかるもの

**STEP 4 報告** 実施結果をまとめ、J-クレジットを発行!  
 → エネルギー使用量から削減量を算定

※平均1.2年のサイクル(最长8年)  
 ※登録申請後、削減・吸収量が算定され、削減・吸収量が算定されたCO<sub>2</sub>等排出削減・吸収量が、J-クレジットとして発行されます。

こんな支援\*があります

- 書類作成支援
- 審査費用支援

プロジェクト計画書の作成支援や、審査期間にプロジェクト計画書・モニタリング報告書を審査してもらう際の費用の支援が受けられます。支援要件がありますので、各種支援の詳細は「J-クレジット制度HP」を参照いただくか、事務局にお問い合わせください。

申請手続支援のページをご覧ください。  
<https://japancredit.go.jp/inspection/ta-assist/>

**J-クレジットの1年間の創出量(参考)**

ご参考までに、1年間のJ-クレジット創出量を代表的方法別に示します。

- 0.5~1 t-CO<sub>2</sub> /1家庭・年 (再生可能エネルギー ※主方法例: 太陽光発電設備の導入)
- 0.7 t-CO<sub>2</sub> /1家庭・年 (省エネルギー ※主方法例: コージェネレーションの導入)
- 5 t-CO<sub>2</sub> /1ha・年 (森林吸収 ※主方法例: 森林経営活動)

### 2 クレジットを売る/買う

J-クレジットは、「相対取引」と「入札販売」の2つの方法で売買できます。「J-クレジット制度HP」に、売りたいクレジット一覧、買取りの入札予定、過去の入札結果等を掲載しています。

#### 相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合

売りたい方 → 仲介事業者 → 買りたい方

・ 仲介事業者を介した相対取引(売買仲介)でクレジットの売買価格と売買量を決めます。  
 (→ J-クレジット・プラットフォーム)

■ J-クレジット制度HPを利用する場合

売りたい方 → 買りたい方

・ 売りたい方と買りたい方の相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

#### 入札販売

J-クレジット制度HP(売りたいクレジット一覧)に掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。

売りたい方 → 入札販売 → 買りたい方

・ クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。  
 ・ 販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。

クレジットの平均落札価格は、「J-クレジット制度HP」に掲載されている入札販売のページをご覧ください。  
<https://japancredit.go.jp/tender/>

クレジットの平均落札価格は、「J-クレジット制度HP」に掲載されている入札販売のページをご覧ください。  
<https://japancredit.go.jp/tender/>

#### 方法論\*ごとの登録件数と削減・吸収量

各方法論の登録件数と、登録された削減・吸収活動から算出されたクレジットのトン数は以下の通りです。最新のデータは資料室のページをご参照ください。  
<https://japancredit.go.jp/data/>

合計 396件

削減

合計 515万t-CO<sub>2</sub>

実吸収

その内(工業界、農林業等の環境技術など)

- バイオガス 7件
- ヒートポンプ 13件
- エネルギー貯蔵 14件
- 空調設備 17件
- 森林経営活動 41件
- 限域設備 55件
- 木質バイオマス 77件
- 太陽光発電 66件
- ボイラー 60件
- ポイラー 10万トン
- 電気自動車 13万トン
- 木質バイオマス 37万トン
- 森林経営活動 4万トン
- その他(農業由来・バイオマスなど) 24万トン
- 太陽光発電 354万トン

資料室ページ: 2013年~2021年8月(第4回環境報告書)まで

図 12-2 パンフレット見開きページ

パンフレットの配布先と配布部数は、次表のとおり。

表 12-2 パンフレットの配布先と配布部数

配布先	配布部数(部)
経済産業省(各経済産業局含む)	4,850
環境省	50
農林水産省	350
林野庁	150
J-クレジット制度事務局	200

## 13. J-クレジット制度の活性化及び運営効率化に資する調査研究

### 13.1 J-クレジット制度の活性化に係る調査

2021年度は、国際民間航空機関（ICAO）が推進する「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation : CORSIA）」における、世界的な市場メカニズム活用方策（Global Market-Based Measures : GMBM）の適格排出ユニット（Eligible Emissions Units）として J-クレジット制度が認められるよう、応募書類作成支援を実施した。

#### 13.1.1 CORSIA 申請の経緯

ICAO は 2020 年以降に温室効果ガスの総排出量を増加させない目標を採択しており、そのための市場メカニズムとして、2016 年に CORSIA を採択。国際線を運行する航空会社に対し、オフセット義務量について、航空以外の事業から CO2 クレジットを購入すること等を義務づけている。オフセットに活用可能なクレジットの定義として適格排出ユニットが定められており、CORSIA では、適格排出ユニットとなるプログラムの申請を受け付けている。

グローバル活動において不可欠な国際航空に伴う排出を、日本の削減分により低減させることで、ICAO の目標達成に貢献することを目的として、日本の国内制度である J-クレジット制度の申請が検討された。日本の削減義務分は 2024 年度において年間数百万トンに上ると試算されており、需要の拡大を通じた J-クレジット制度市場の活性化に繋がることが期待されている。

一方で、CORSIA で J-クレジットがオフセットされると国内排出量が増加（相当調整におけるオンセット義務が発生）することも踏まえ、両制度の目的に照らした活用が必要である。そこで、日本発着便に係る排出に対するオフセットへの活用を前提として申請を進め、CORSIA で認められた後は、活用が見込まれる事業者の実態等も踏まえて、「CORSIA への活用は日本発着便〇%以上の航空会社に限る」という文言を制度文書に記載する方向性を運営委員会にて示された。

#### 13.1.2 CORSIA 申請概要

CORSIA への申請にあたっては、J-クレジット制度が ICAO が定める CORSIA 排出ユニット適格性基準（CORSIA Emissions Unit Eligibility Criteria）を満たしていることを示す必要がある。申請を希望するプログラムは、ICAO が例年 1 Q（1 月～3 月）に公開する申請書に必要事項を記入・提出する。提出された申請書は、技術助言機関（Technical Advisory Body: TAB）の審査を受け、その審査結果は ICAO 理事会に送られ、理事会は当該プログラムが適格排出ユニットとして承認可能か判断する。

申請にあたって記入・提出が必要な書類は下記の通り。

- 申請書：CORSIA 排出ユニット適格性基準を満たすことを示すことの証明、加えてプログラムの概要等を記入
- 申請書附属書 A（補足情報）：申請書の用語等の補足資料
- 申請書附属書 B（プログラム評価範囲）：審査の対象となる活動及び方法論を記入
- 申請書附属書 C（プログラム除外範囲）：審査の対象から除外される活動及び方法論を記入

- 申請書附属書D（登録簿認証）：プログラムで運用する登録簿システムが、CORSlAが要求する機能を満たしていることを示すことの証明

これらの申請書を提出後、パブリックコメントと平行してTABの審査が開始される。審査にあたっては、プログラムとTABの間で申請内容の確認、オンラインミーティングが実施され、ICAO 理事会への最終勧告が作成される予定である。

### 13.1.3 申請範囲（方法論）の検討

CORSlA への申請にあたっては、申請書附属書B（プログラム評価範囲）において、審査の対象となる方法論を記入し、方法論ごとに審査が行われる。主要な日系航空会社へのヒアリングでは、現時点で活用するクレジットの種別・方法論に特段の想定はないこと、国内空港において太陽光発電設備の導入によるクレジット創出が検討されていることが判明した。ヒアリング結果と、各方法論の創出量を踏まえ、以下の方法論にて申請を行った。

- EN-S-001 ボイラーの導入
- EN-S-007 コージェネレーションの導入
- EN-R-001 バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
- EN-R-002 太陽光発電設備の導入

## 13.2 制度簡素化に関する調査

### 13.2.1 ポジティブリストに関する調査

#### ① 既存ポジティブリストの確認

方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）及び方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）において、追加性（経済的障壁及び一般慣行障壁）の評価を省略することができる方法論がポジティブリスト化されており、2021年度においては11の方法論が対象となっている。

- EN-S-006照明設備の導入（LED照明器具を除く）
- EN-S-007コージェネレーションの導入
- EN-S-012電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入（リース契約を含む）
- EN-S-016冷凍・冷蔵設備の導入
- EN-S-024テレビジョン受信機の更新
- EN-S-040省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修（省エネルギー住宅を新設する場合に限る）
- EN-R-002太陽光発電設備の導入（家庭部門に限る）
- EN-R-002「太陽光発電設備の導入」において追加的に導入される設備（家庭部門に限る）
- IN-002 麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入
- AG-001 豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
- AG-004 バイオ炭の農地施用
- FO-002 植林活動



ポジティブリストについては、原則として1年ごとに確認し、必要に応じて見直すこととされており、前回確認から1年が経過したため確認を実施した。なお、方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）及び方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）において、追加性を有する蓋然性が高いか否かは、「原則として、方法論の対象となるプロジェクトが追加性を有する信頼度が95%以上かどうかで判断する。」と規定されている。

ポジティブリスト化されている11の方法論について、追加性を有する蓋然性を確認した結果は以下の通りであり、現行のポジティブリストを次年度も継続しても問題ないと考えられる。

表 13-1 ポジティブリスト見直しの結果

方法論	見直し結果	
EN-S-006 「照明設備の導入」 (家庭部門におけるLEDランプの新設プロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から電球型LEDランプの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-007 「コージェネレーションの導入」 (家庭部門に限る)	プログラム型プロジェクトにおける投資回収年数の実績を確認した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-012 「電気自動車の又はプラグインハイブリッド自動車の導入」 (家庭部門に限る、リース契約含む)	プログラム型プロジェクトにおける投資回収年数の実績を確認した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-016 「冷凍・冷蔵設備の導入」 (家庭部門における新設プロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から各容量帯における電気冷蔵庫、電気冷凍庫の投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-024 「テレビジョン受信機の更新」 (家庭部門における、かつベースライン設備効率としてトップランナー基準を適用するプロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から各画面サイズにおける液晶テレビの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-040 「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」 (省エネルギー住宅を新設する場合に限る)	公知の価格情報、補助金情報から省エネルギー住宅を新設する場合の投資回収年数を推定した結果、追加性（経済的障壁）を有する蓋然性は十分に高いことが確認された。	
EN-R-002 「太陽光発電設備の導入」 (家庭部門に限る)	「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」に掲載のシステム費用(万円/kW)に基づき投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-R-002 「太陽光発電設備の導入」におい	出力制御対応機能付きパワーコ	公知の価格情報、設備情報からパワコンの投資回収年数を推定した結果、95%以

て追加的に導入される設備 (家庭部門に限る)	ンディショナー	上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	蓄電池	公知の価格情報、設備情報からパソコンの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）	公知の価格情報、設備情報からEV（PHEV含む）の投資回収年数を推定した結果、設備導入に伴う排出削減効果及び再エネ電力の自家消費に伴う排出削減効果、それぞれについて95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート）	公知の価格情報、設備情報からエコキュートの投資回収年数を推定した結果、再エネ電力の自家消費に伴う排出削減効果については、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。但し、エコキュートの導入自体の排出削減効果（≒省エネ効果）を対象とする場合には、当該排出削減活動について個別に追加性評価を実施する必要がある。
IN-002 「麻酔用 N2O ガス回収・分解システムの導入」	本方法論を適用するプロジェクトは、プロジェクト実施に際してイニシャルコストが必要であり、かつ、プロジェクト実施前後でランニングコストの上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性は高いと判断される。	
AG-001 「豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」	飼料を購入する際、畜産農家は「粗タンパク含有率（CP 値）」を重要な判断指標としており、栄養価・付加価値がこの値に比例するとみなす傾向にある。アミノ酸バランス改善飼料の場合、CP 値が慣用飼料と比して低くなるため畜産農家が低品質品と懸念し、購入を控える傾向が高いという障壁（一般慣行障壁）が引き続き存在する。そのため、本方法論を適用するプロジェクトは、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。	
AG-004 「バイオ炭の農地施用」	バイオ炭の農地への施用と収穫量の増加については、未だ明確な関係性が報告されていない。そのため、本方法論を適用するプロジェクトは活動量あたりのランニングコスト上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。	
FO-002 「植林活動」	本方法論を適用するプロジェクトは、プロジェクト実施に際してイニシャルコストが必要であり、かつ、プロジェクト実施前後でランニングコストの上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性は高いと判断される。	

なお、設備の導入が「経済的障壁を有する蓋然性が高いため追加性の評価は不要」とされている方法論に係る追加性評価の省略可否の判断は、“新品”を取り扱う価格情報サイト、国の統計資料、補助金受給者のデータ等によって確認されており、“中古品”を導入する場合も含めて追加性評価の要否を判断することは適切でないため、上記に該当する追加性評価の省略は、中古品を導入する場合は対象外とした。

- EN-S-006 照明設備の導入
- EN-S-007 コージェネレーションの導入
- EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
- EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入
- EN-S-024 テレビジョン受信機の更新
- EN-R-002 太陽光発電設備の導入

i) EN-S-006 照明設備の導入における投資回収年数分布

家庭部門に電球型 LED ランプを新設する場合について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 9.8 年と推定された。つまり、電球型 LED ランプにおいては、95% 以上の設備について、投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

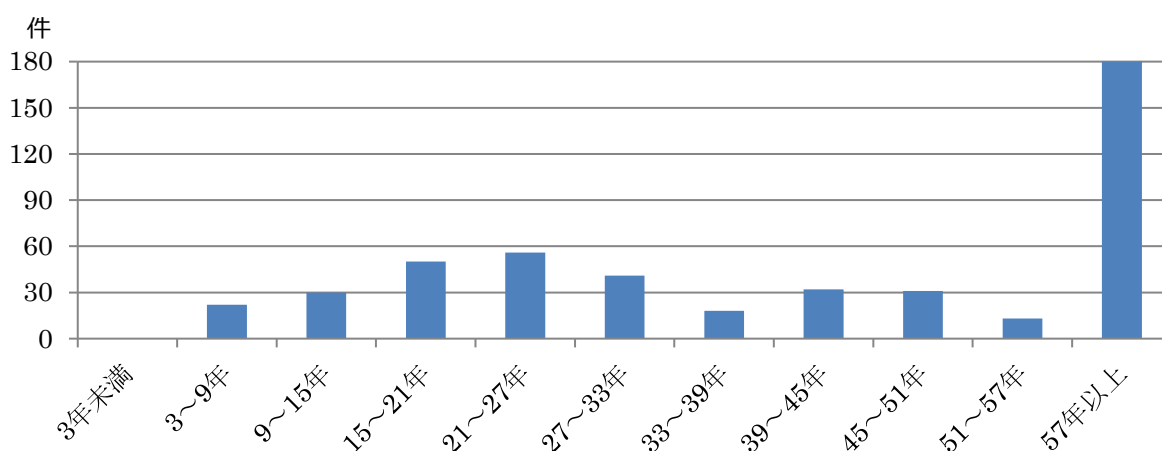


図 13-1 電球型 LED ランプにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-2 電球型 LED ランプの投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電球型 LED ランプ
設備価格	省エネ性能カタログ 2021 年版に掲載の国内主要メーカー 5 社について、価格.com より最安値 3 価格 (サンプル数 493)

ベースライン 効率	昼光色・昼白色・白色：110 lm / W 温白色・電球色：98.6 lm / W (トップランナー基準 (電球型 LED ランプ) より)
電力単価	25.53 円 / kWh (資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況 について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照)
点灯時間	2,000 時間 / 年 ( (一社) 日本照明工業会：技術資料 114「照明経済計算方 法」より)

ii) EN-S-007 コージェネレーションの導入における投資回収年数分布

住宅用燃料電池について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 20.4 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

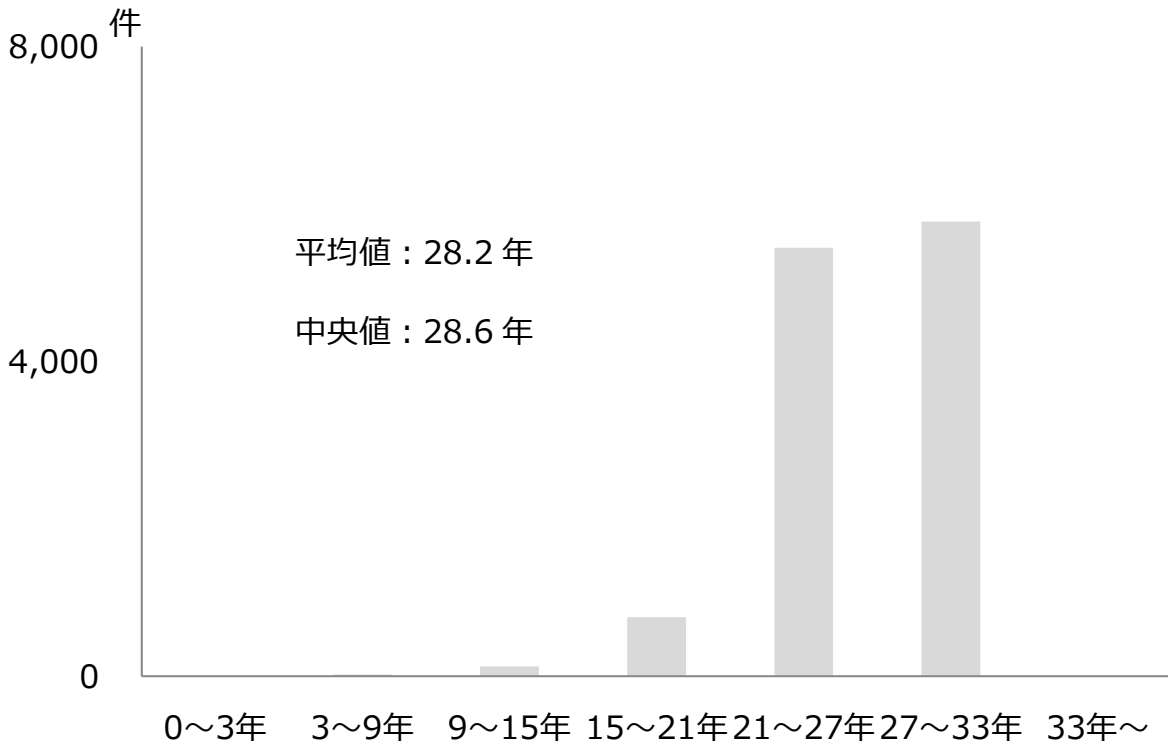


図 13-2 住宅用燃料電池における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-3 住宅用燃料電池の投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	2020 年度新規導入者 (民生用燃料電池導入支援補助金受給者)
設備利用率	46.8% (発電コスト検証ワーキンググループ想定値)

ガス料金	基本料金：4,343.8円 /GJ (2020年小売物価統計調査より、「都市ガス代」の全国単純平均値)
電力単価	25.53円 / kWh (資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020年度の家庭用の電灯平均単価を参照)

iii) EN-S-012 電気自動車の導入における投資回収年数分布

家庭で導入される電気自動車について、投資回収年数が短い方から5%点に位置する車両の場合、投資回収年数は27.2年と推定された。つまり、95%以上の車両について投資回収年数が3年以上である蓋然性が高いことが確認された。リース契約の場合についても別途計算を行い、投資回収年数が短い方から5%点に位置する車両の場合、投資回収年数は24.1年と推定された。

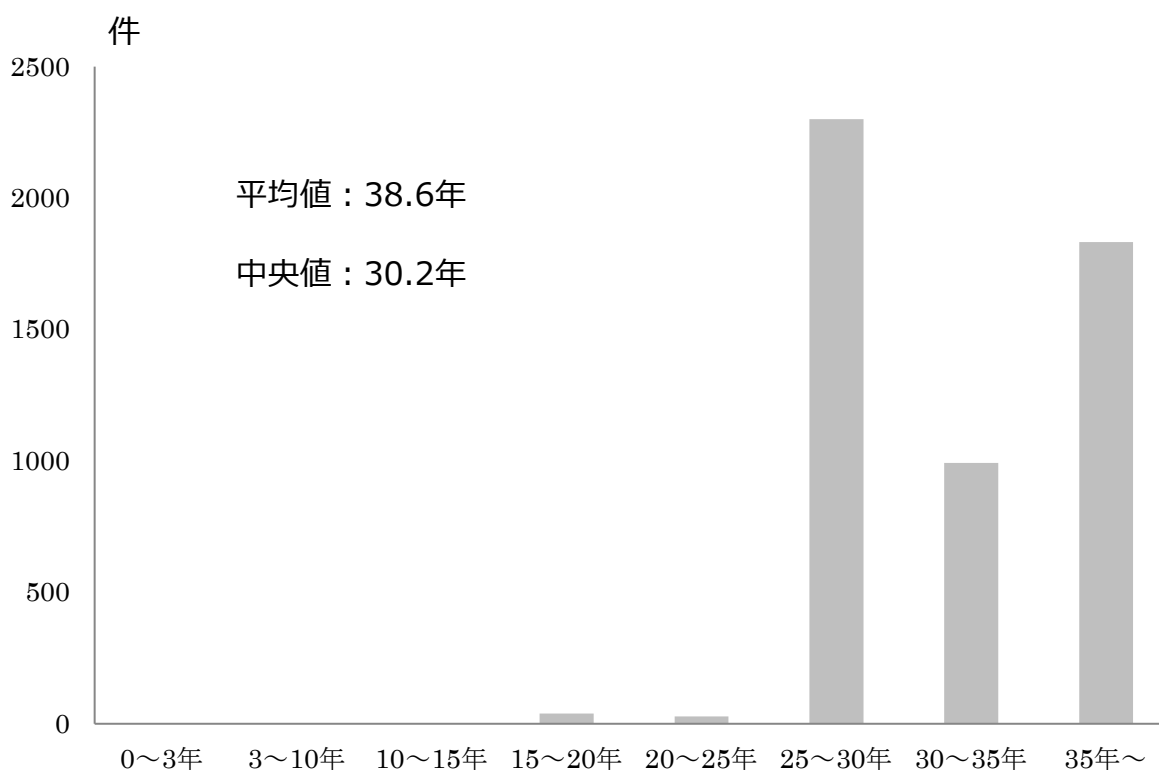


図 13-3 電気自動車における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-4 電気自動車の投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	2020年度新規導入者 (クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金受給者)
年間走行距離	11,228km (2020年度J-グリーンリンケージ倶楽部実績値)
ガソリン価格	平均137.0円 / ℓ (2020年小売物価統計調査より、各都道府県の「ガソリン」単価)

電力単価	25.53 円 / kWh (資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照)
------	---

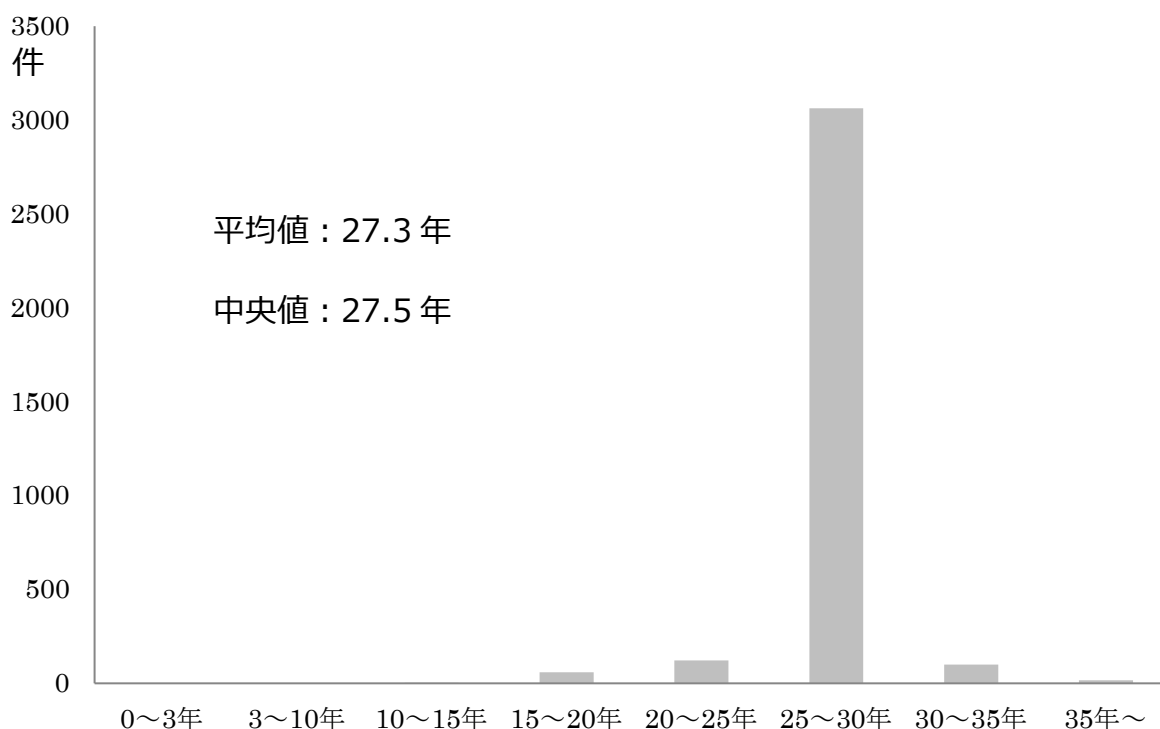


図 13-4 電気自動車（リース契約）における投資回収年数の分布

表 13-5 電気自動車（リース契約）の投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	2020 年度新規導入者の内、車両メーカーが日産、マツダ、三菱の会員 (クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金受給者)
年間走行距離	11,228km (2020 年度 J-グリーンリンクエージ倶楽部実績値)
ガソリン価格	平均 137.0 円 / ℓ (2020 年小売物価統計調査より、各都道府県の「ガソリン」単価)
電力単価	25.53 円 / kWh (資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照)

iv) EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入における投資回収年数分布

家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数はそれぞれ 7.5 年、7.6 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

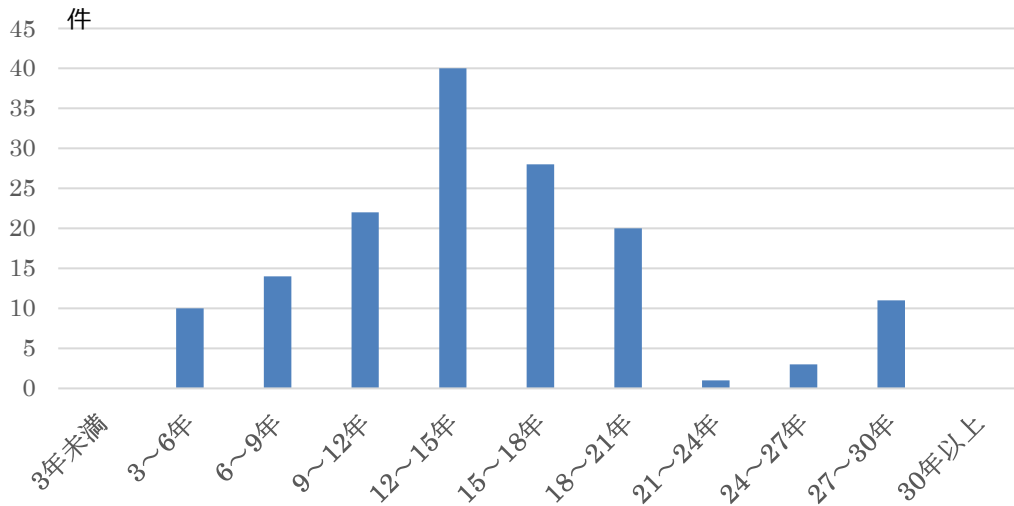


図 13-5 電気冷蔵庫における投資回収年数の分布

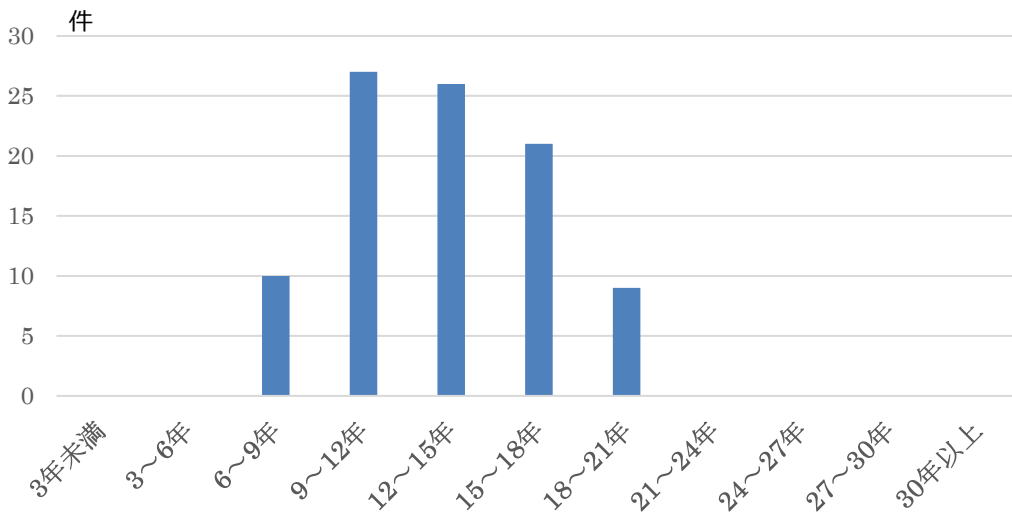


図 13-6 電気冷凍庫における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-6 電気冷蔵庫・電気冷凍庫の投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電気冷蔵庫	電気冷凍庫
設備価格	省エネ性能カタログ 2021 年版に掲載の国内主要メーカー5 社について、価格.com より最安値 3 価格（サンプル数 274）	省エネ性能カタログ 2021 年版に掲載のメーカー9 社について、価格.com より最安値 3 価格（サンプル数 63）
ベースライン効率	対象設備（電気冷蔵庫）の年間消費電力量に係るトップランナー基準	対象設備（電気冷凍庫）の年間消費電力量に係るトップランナー基準
電力単価	25.53 円 / kWh（資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照）	

v) EN-S-024 テレビジョン受信機の更新における投資回収年数分布

液晶テレビについて、投資回収年数が短い方から5%点に位置する設備の場合、投資回収年数は57.4年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が3年以上である蓋然性が高いことが確認された。

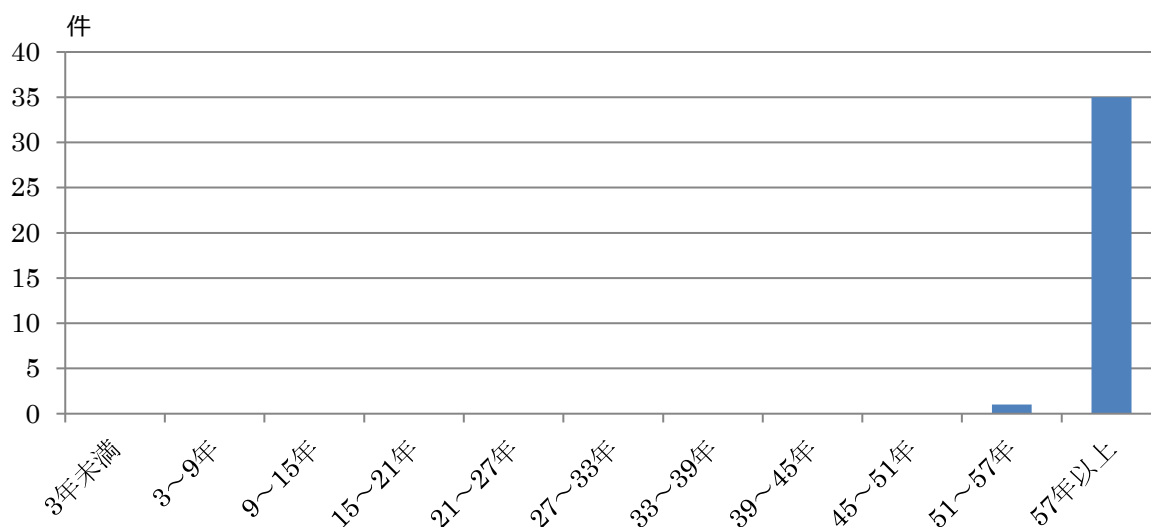


図 13-7 液晶テレビにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-7 液晶テレビの投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電気冷蔵庫
設備価格	省エネ性能カタログ 2021 年版に掲載の国内主要メーカー7 社について、価格.com より最安値 3 価格（サンプル数 42）
ベースライン効率	対象設備の年間消費電力量に係るトップランナー基準（テレビジョン受信機）
電力単価	25.53 円 / kWh（資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照）



vi) EN-S-040 省エネルギー住宅の新築における投資回収年数

省エネ住宅を新築するプロジェクトでは、下記の保守的な仮定をおいても投資回収年数が21.4年と3年よりも十分長く、投資回収年数が3年以上である蓋然性が高いことが確認された。

表 13-8 省エネルギー住宅の新築における投資回収年数

項目	想定値	備考
1平米あたり新築工事費	10 万円/平米	住宅着工統計（2021年度）に拠れば新築住宅（一戸建、長屋建、集合住宅）の1平米あたり工事費予定額は平均19.6万円。 主な構造別（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）で最も安価なのは木造で、同じく15万円。 ←10万円に切り下げて想定値に採用
新築1戸あたり床面積	70 平米	2021年度住宅着工統計に拠れば新築住宅（一戸建、長屋建、集合住宅）の1戸あたり床面積は平均89平米。 都道府県別で1戸あたり床面積が最も小さいのは東京都で、同じく76平米。←70平米に切り下げて想定値に採用
投資総額	700 万円	一般に省エネ住宅は通常より工事費が高いと考えられるので、その点でも左記金額は保守的（少なめ）。
ZEH補助金	115 万円	ZEH基準を満たす上に更なる省エネ仕様となっている場合に受給可。
蓄電システム補助	45 万円	
先進的再エネ熱等導入支援	90 万円	ZEH補助金を受けており、かつCLT、地中熱ヒートポンプシステム、PVTシステムの何れかを導入する場合に受給可。
補助金総額	250 万円	極めて高度な省エネ仕様の住宅を新築する場合の最大限の受給を想定しており、左記金額は保守的（多め）。
投資純額	450 万円	投資額、補助金額とも保守的に想定しており、左記金額も保守的（少なめ）。
ベースライン住宅の光熱費	36 万円/年	家計調査（2021年度）に拠れば2人以上の世帯の光熱・水道費（電気代、ガス代、他の光熱）は平均21,530円/月。 収入階級別で光熱費が最も多いのは年収1500万円超の世帯で、平均26,073円/月。←30,000円/月に切り上げて想定値に採用
プロジェクト住宅の光熱費	15 万円/年	太陽光発電による売電収益は、発電容量10kW、発電量＝売電量1万kWh/年、買取価格21円/kWhと想定すると21万円/年。
ランニングコスト削減額	21 万円/年	ベースライン、プロジェクトとも保守的に想定しており、左記金額も保守的（多め）。
投資回収年数	21.4 年	経済的障壁を有する判断基準は3年以上。

vii) EN-R-002 太陽光発電設備の導入における投資回収年数分布

住宅用 PV システムについて、最安値から 5%点に位置するシステム価格：14.19 万円 / kW の場合の投資回収年数は 5.6 年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。なお、家庭部門における第三者保有モデルについても、全体としての投資額及びランニングコストは変わらないことから、ポジティブリストに追加し、プロジェクト実施に係る手続きの緩和を図ることとする。

	(万円 / kW)
%	2021年設置 (全体)
5%	14.19
10%	16.15
15%	17.93
20%	19.52
25%	21.03
30%	22.73
35%	24.57
40%	26.06
45%	27.47

図 13-8 住宅用 PV システムにおける投資回収年数の分布  
 投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-9 住宅用 PV システムの投資回収年数算定に係る前提条件

設備利用率	13.7% (調達価格等算定委員会の 2022 年度、2023 年度の想定値)
余剰売電比率	70% (調達価格等算定委員会の 2022 年度、2023 年度の想定値)
売電価格	19.0 円 / kWh (調達価格等算定委員会の 2021 年度調達価格)
電力単価	25.53 円 / kWh (資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照)

viii) EN-R-002 太陽光発電設備の出力対応機能付きパワーコンディショナーの追加的な導入における投資回収年数分布

パワコンについて、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 3.1 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

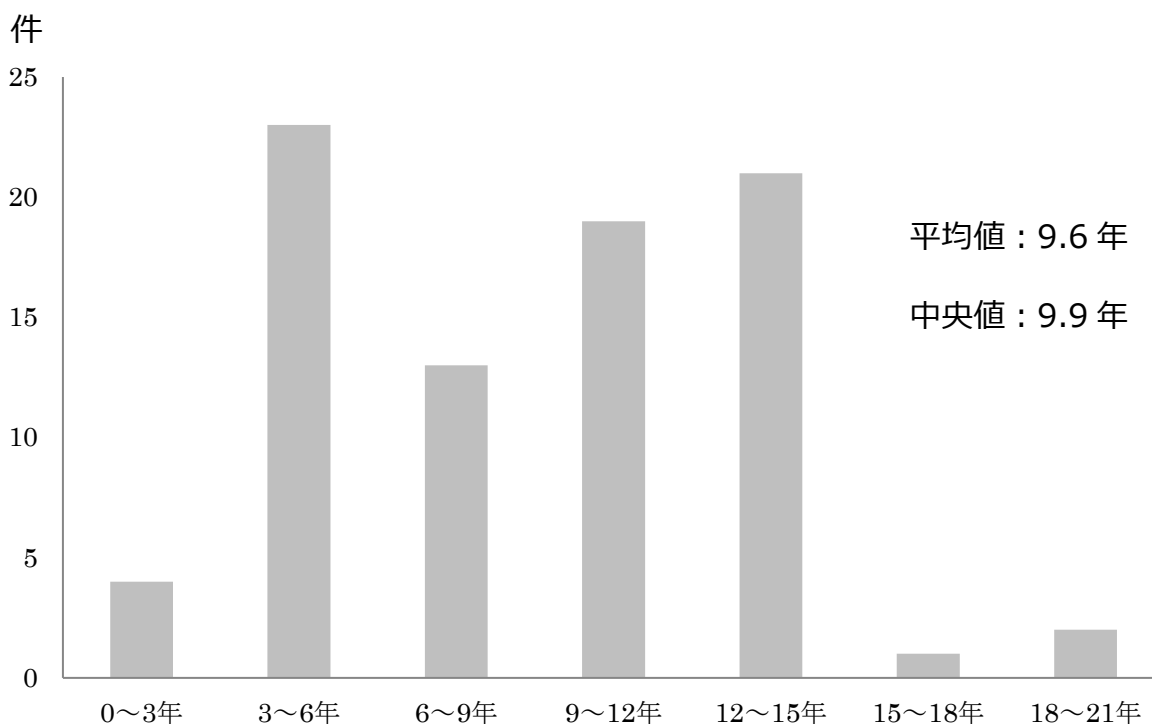


図 13-9 パワコンにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-10 パワコンの投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内外 9 メーカー製品について、価格情報サイトやメーカーHP 等を参照 (サンプル数 83)
年間電力消費量	5, 292kWh/年 (2020 年小売物価統計調査想定値 441kWh / 月×12 ヶ月)
設備条件	13. 7% (調達価格等算定委員会の 2022 年度、2023 年度の想定値)
自家消費率	30% (調達価格等算定委員会の 2022 年度、2023 年度の想定値)
PV 設備容量	4kW (J-クレジット制度参加家庭平均値)
電力単価	25. 53 円 / kWh (資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照)

ix) EN-R-002 太陽光発電設備の蓄電池の追加的な導入における投資回収年数分布  
蓄電池について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 16. 4 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

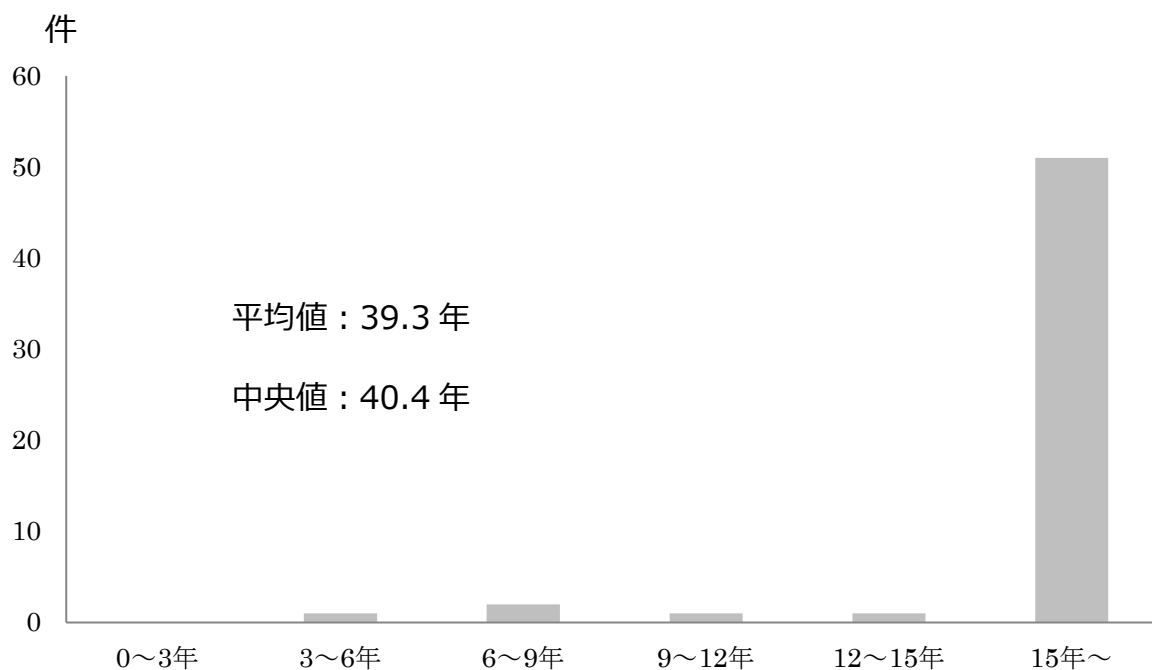


図 13-10 蓄電池における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-11 蓄電池の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内外 15 メーカー製品について、価格情報サイトやメーカーHP等を参照（サンプル数 56）
年間電力消費量	5,292kWh/年 （2020 年小売物価統計調査想定値 441kWh / 月×12 ヶ月）
設備条件	13.7% （調達価格等算定委員会の 2022 年度、2023 年度の想定値）
自家消費率	60% （J-クレジット制度事務局におけるシミュレーション結果）
PV 設備容量	4kW （J-クレジット制度参加家庭平均値）
電力単価	25.53 円 / kWh（資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照）

x) EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入の追加的な導入における投資回収年数分布

電気自動車（プラグインハイブリッド自動車含む）について、既設の太陽光発電設備に追加的に導入する場合において、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 19.5 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

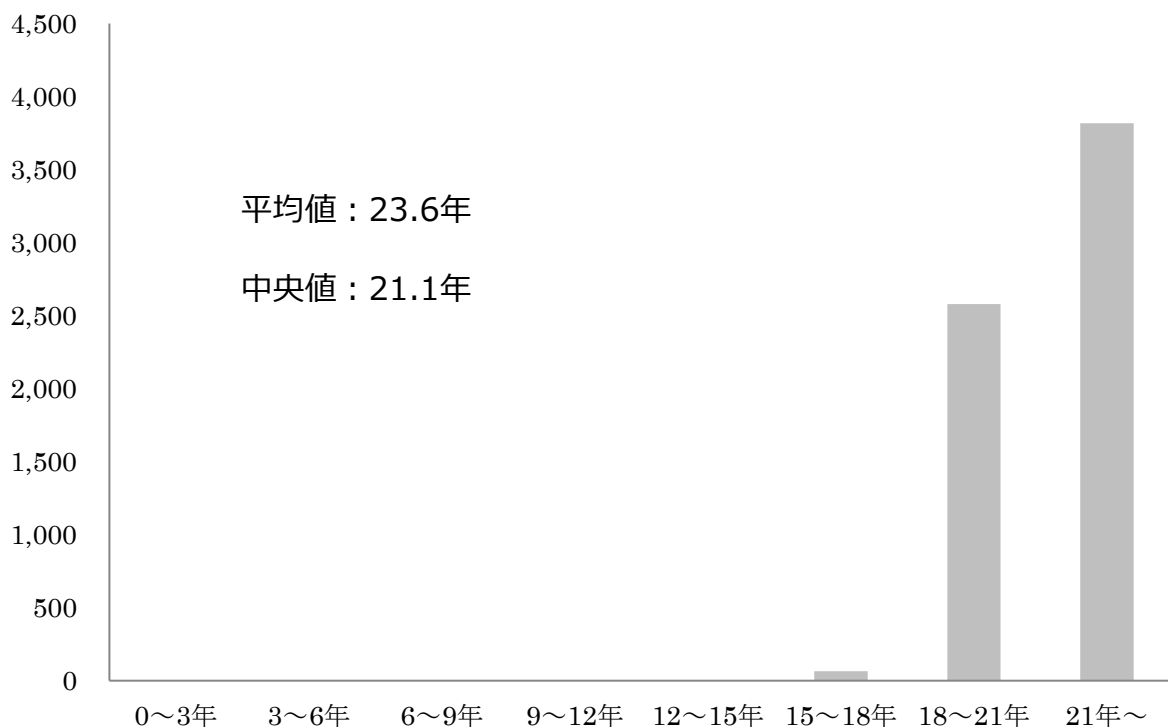


図 13-11 EV (PHEV 含む) における投資回収年数の分布  
投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-12 EV (PHEV 含む) の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	J-クレジット制度参加家庭情報及び国内外メーカー製品に関する価格情報 (サンプル数 : 6,460)
年間走行距離	11,228km (2020年度J-グリーンリンケージ倶楽部実績値)
ガソリン単価	147.2円/l (2019年小売物価統計調査より、「ガソリン代」の全国単純平均値)
ガソリン自動車 燃費	6.4km/l (トップランナー基準値のうち、最も燃費が悪い値を保守的に採用)
EV 電費	10km / kWh (PHEV : 10.54) (調査対象車種のうち、最も電費が良い値を保守的に採用)
電力単価	25.53円 / kWh (資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況 について」より、2020年度の家計用の電灯平均単価を参照)

xi) EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入の追加的な導入における投資回収年数分布

エコキュートについて、投資回収年数が短い方から5%点に位置する設備の場合、再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分の投資回収年数は5.0年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が3年以上である蓋然性が高いことが確認された。

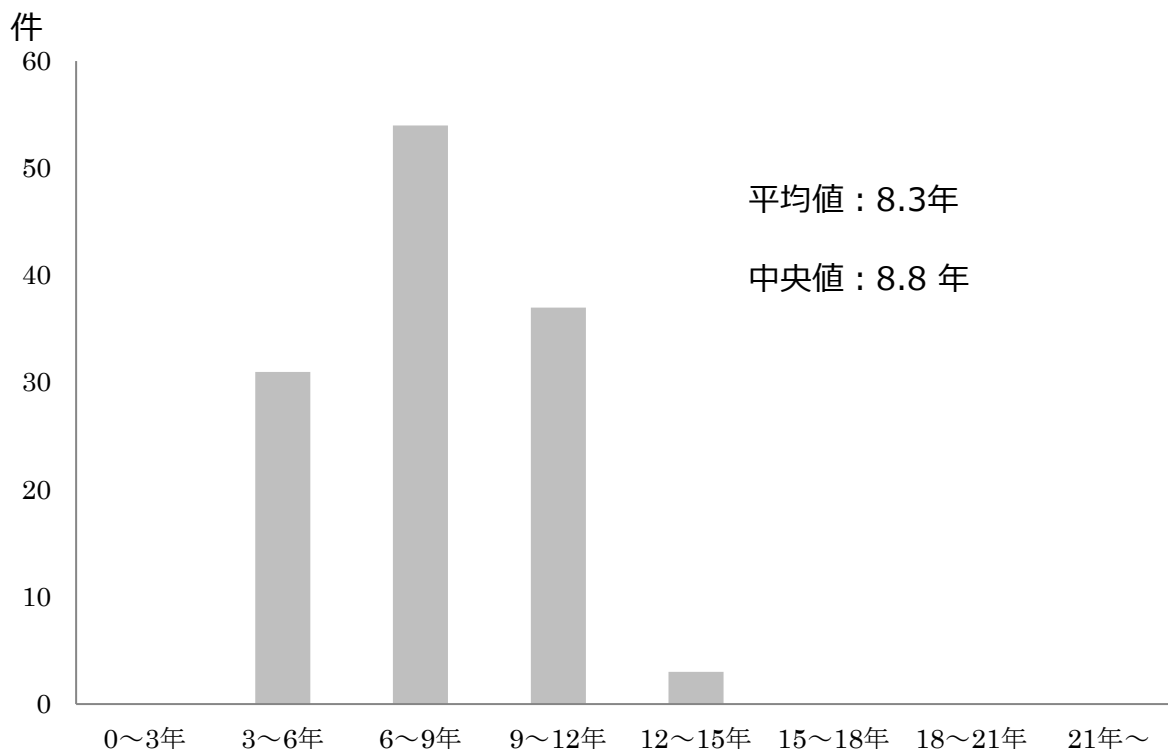


図 13-12 エコキュートにおける投資回収年数の分布（再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分のみ）

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-13 エコキュートにおける投資回収年数の分布  
（再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分のみ）の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内 5 メーカー製品について、価格情報サイトやメーカーHP 等を参照（サンプル数：50）
年間熱需要	17,581MJ/年（2020 年小売物価統計調査の想定値）
都市ガス単価	4.3 円/MJ（2020 年小売物価統計調査より、「都市ガス代」の全国単純平均値）
エコキュート COP	2.8~4.0（各製品仕様書の記載値）
電力単価	25.53 円 / kWh（資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」より、2020 年度の家庭用の電灯平均単価を参照）

### 13.2.2 登録簿システムの電子化に関する調査

2022 年度から次期登録簿システムの運用が開始されている。現行の登録簿システムでは、クレジットの発行、移転についてシステム上で管理される一方、プロジェクト登録、クレジット認証、

無効化等の各種申請はメールベースで実施する必要があった。次期登録簿システムではこれらの工程も含めて、システム上で実施が可能となる見込みである。また、無効化したクレジットの再エネ電力量・再エネ熱量の証跡を取得するために、従来は別途「無効化されたクレジットにおける再生可能エネルギー算定量について」の発行が必要であったが、次期登録簿システムでは無効化時に発行される「無効化通知書」に再エネ電力量・再エネ熱量の情報も附記されることとなった。

制度事務局では、次期登録簿システムのシステム開発に際して、以下の点について助言、情報提供を行った。

- ① ユーザーインターフェースのデザイン、各種文言
- ② ユーザーアカウント毎にどのような権限を付与するかについての整理
- ③ プロジェクト登録申請に係る書式の提供、情報の整理
- ④ プロジェクト計画変更に係る書式の提供、情報の整理
- ⑤ クレジット認証申請に係る書式の提供、情報の整理
- ⑥ 無効化申請におけるクレジット種別と活用用途の対応及び、エラーチェックにかかるロジックの整理、無効化通知書の画面設計

### 13.2.3 パワーコンディショナーの校正に関する調査

「EN-R-002 太陽光発電設備の導入」によるプログラム型プロジェクトの運営・管理者は、モニタリングに使用するパワーコンディショナーがモニタリング・算定規程に定める分類Bに該当することを確認するため、型式毎にメーカーへのヒアリング等を通じて出荷時の精度保証に関する確認を行う必要がある。しかし、個々の運営・管理者から各メーカーへ確認を行う場合、問い合わせがパワーコンディショナー製造事業者宛に集中することが懸念される。そこで、分類Bの要件である出荷時の精度保証については、事務局よりパワーコンディショナー製造事業者へのヒアリングを基に機器リストを整理し、プログラム型プロジェクトの運営・管理者と審査機関に共有を行うよう、各製造事業者からの情報収集を2020年度に実施し、2021年度に制度HP上で公開を行った。現在は、4社のパワーコンディショナー製造事業者より、分類Bの要件である出荷時の精度保証がされた型式一覧を制度HP上で公表している。

昨今は、電力会社が設置する逆潮流計に加えて、パワーコンディショナーと連携する特定計量器ではない電力計が設置されるケースがある。こういったケースの場合、逆潮流量のモニタリングにあたっては、連携する特定計量器ではない電力計の計測値を用いることとなるため、プロジェクト運営・管理者は電力計が分類Bに該当することを確認する必要がある。こうした状況を踏まえ、電力計に関しても制度HP上で分類Bに該当する型番の一覧の公表を行った。